

3月企画運営委員会次第

日 時 平成24年3月14日(水)13:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 理事会の開催概要について
 - (2) 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告案及び決算見込について
 - (3) 平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告案及び決算見込について
 - (4) 3月定時総会への追加報告事項について
 - (5) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (6) 子ども・子育て新システムに関する基本制度・法案骨子について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-23、11-24
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※4月企画運営委員会（予定）

平成24年4月11日(水)15:00～ 県社会福祉会館 2階第1会議室

一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成24年3月7日(水) 13時 ~
場 所 県社会福祉会館 1階 第3会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
 - (1) 4月定時総会への提出議題等について
 - (2) 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
 - (3) 平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告及び決算見込について
 - (4) 3月定時総会への追加報告事項について
 - (5) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (6) その他

4月定時総会への提出議題等について

1 日 時 平成24年4月28日(土)11時10分～

2 場 所 神奈川県社会福祉会館第1・2研修室

3 議 題

○議 案

- ・ 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

○報告事項

- ・ 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- ・ 平成23年度保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)事業報告及び決算について
- ・ 平成23年度会計監査報告について
- ・ その他

4 当日のスケジュール

- ・ 10:00～ 保育事業大会式典
- ・ 11:10～ 総会
- ・ 13:30～ 研究発表会

※ 4月企画運営委員会

4月11日(水)15:00～ 県社会福祉会館第1会議室

平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告案

平成 23 年度は、国の「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が 7 月に公表され、制度化に向けた検討が進み、国会への法案提出等の具体的な局面を迎える中で、国から「保育所の面積基準の取扱い」が示されるとともに、県の民間保育所運営費補助金の削減問題が表面化するなど、子どもの健全な育ちを保障する保育所の円滑かつ安定的な運営に影響を及ぼしかねない重大な問題が多数提起された年でありました。

特に、県補助金削減問題については、保育三団体が連携・協力して、反対活動を展開することにより、県から調整案を引き出すことができましたが、今後に不安を残す結果ともなりました。また、2 月 14 日には、三団体代表が県議会議長に面会して、反対の請願書を提出し、その席で保育現場の痛切な声を訴えました。

なお、3 月 11 日に発生した東北大震災に対しては、被災地の保育所復興のために、会員から寄せられた義援金を被災地へ送金するとともに、大規模地震発生に備えた対応策に関する要望書を神奈川県知事あてに提出するなどの活動を行いました。

さらに、事業計画に基づき、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大震災被災地支援募金活動(~28 日) ・表彰選考委員会(11 日・月) ・平成 21 年度決算監査(11 日・月) ・企画運営委員会・部会(14 日・木) ・第 45 回神奈川県保育事業大会・総会(23 日・土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(9 日・土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大震災第二期募金活動(~6 月 30 日) ・企画運営委員会・部会(18 日・水) ・大規模地震発生に備えた対応策に関する神奈川県知事への要望書提出(25 日・水) ・「保育かながわ」75 号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(17 日・火)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協会長表彰選考委員会(15 日・水) ・企画運営委員会・部会(15 日・水) ・新任保育士研修会(27 日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所長専門講座 I (16~17 日)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(27 日・水) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(27 日・水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(14~15 日) 千葉市
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・保育専門講座 I (7 日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(5 日・月)

	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(14日・水) ・保育園利用者相談室運営委員会(30・金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市保育事業大会(3日・土) ・関東ブロック保育事業連絡協議会(8～9日)群馬県 ・保育所長専門講座Ⅱ(18～20日) ・食育推進研修会(26～27日) ・公立保育所トップセミナー(29～30日)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動(~11月25日) ・企画運営委員会・部会(12日・水) ・「保育かながわ」76号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園大会(22日)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(8日・月) ・企画運営委員会・部会(9日・水) ・保育専門講座Ⅱ(11日・金) ・保育園利用者相談室運営委員会(29日・火) ・保育園利用者相談室研修会(29日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育研究大会(2～4日)横浜市 ・横須賀市保育事業大会(12日)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(2日・金) ・保育の日前夜祭(2日・金) ・保育園利用者相談室運営委員会(20日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育の日(3日・土) ・全保協協議員総会(6日・火) ・全国保育組織正副会長等会議(15～16日) ・子ども・子育て新システムに関する国会への陳情活動(19日・月)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会(11日・水) ・企画運営委員会・部会(11日・水) ・保育所食育研修会(25日・水) ・保育園利用者相談室運営委員会(30日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所長専門講座Ⅲ(18～20日)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(8日・水) ・神奈川県議会議長へ請願書提出(14日・火) ・保育専門講座Ⅲ(17日・金) ・保育士の専門性を高める研修会(21～22日) ・保育園利用者相談室 運営委員会(28日・火) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(5日・月) ・保育園利用者相談室研修会(5日・月) ・理事会(7日・水) ・企画運営委員会・部会(14日・水) ・定時総会(14日・水) ・「保育かながわ」77号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(14日・水)

[主要事業の実績]

1 総会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 23 年 4 月 23 日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 77、委任状出席 110、合計 187。(全会員 294、出席率 63.6%)
- ・議題(報告事項)
 - ・平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - ・神奈川県保育会創立 50 周年記念大会事業報告及び決算について
 - ・東北地方太平洋沖地震にかかわる被災地支援募金活動への協力について

(2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 24 年 3 月 14 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 、委任状出席 、合計 。(全会員 、出席率 %)
- ・議題(議案・報告事項)
 - ・平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
 - ・民間保育所運営費補助金削減問題に対する対応について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員追加委員及び相談室規程の一部改正について

2 理事会

(1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 24 年 1 月 11 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
 - ・民間保育所運営費補助金減額の見直しに関する緊急要望について
 - ・3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - ・平成 24 年度事業計画及び予算(案)について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
 - ・保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)の開催について
 - ・神奈川県保育会創立 50 周年記念大会決算報告について

(2) 第 2 回理事会

- ・開催日 平成 24 年 3 月 7 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題

- ・4月定時総会への提出議題等について
- ・平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
- ・平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告及び決算見込について
- ・3月定時総会への追加報告事項について
- ・一般社団法人神奈川県保育会役員改選について

3 行 事

(1) 第44回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成23年4月23日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 643名
- ・内 容

第1部 式典 保育事業永年勤続表彰者 63名
記念品贈呈(厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者) 4名

第2部 分科会

第1会場 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—

- ① 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方
「フリー発表テーマ」
- ② ことば～コミュニケーションの力を育てるために～
- ③ エコを意識した保育～子どもの心を育てよう～

第2会場 家庭との連携による食育の推進—多様なニーズに応える取り組み—

- ① “楽しく食べる子どもをめざして”～食育の輪を広げよう～
「フリー発表テーマ」
- ② 子どもと睡眠～生き生きと遊ぶために～

第3会場 「フリー発表テーマ」

- ① 「ボール遊びについて」～ボール遊びを通して育つもの～
- ② 身近なおもちゃで遊ぼう～ペットボトル・キャップ・ボタン・洗濯バサミを使って～
- ③ 親子遊び～親子のふれあいのために～

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成22年7月27日(水)
- ・会 場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 54名
- ・内 容 (1)「大震災の教訓を学んで実践する！！～地震防災の基礎知識と子ども

達の安全を守るために～」

神奈川県温泉地学研究所次長 杉原 英和 氏

(2)市町への防災アンケート結果概要について

(3)意見交換会

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成 22 年 12 月 3 日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 147 名
- ・内容 県保育賞、叙勲、厚生労働大臣表彰・感謝、全保協会長表彰受賞者の祝賀会(20名)

アトラクション 「クラシック・ミニコンサート」

メゾ・ソプラノ 長友 美夏 さん

ピアノ伴奏 長ヶ部 陽子 さん

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の呼び掛けを行いました。

(1) 新任保育士研修会

- ・開催日 平成 23 年 6 月 27 日(月)
- ・会場 相鉄岩崎学園ビル 807 号室 (県社会福祉会館の定員を超えた申込みがあったため、会場変更を行った。)
- ・受講者 120 名 (うち横浜市 15 名、川崎市 7 名、相模原市 13 名)
- ・研修テーマ 「思いやり保育～家庭と保育園の二人三脚実践法～」

保育コンサルタント・駒澤大学講師 塩川 正人 氏

(2) 保育専門講座 I

- ・開催日 平成 23 年 9 月 8 日(木)
- ・会場 県社会福祉会館 第 1 会議室
- ・受講者 60 名 (うち横浜市 2 名、川崎市 1 名、相模原市 1 名)
- ・研修テーマ ・「アース・ビジョン キッズ★キット」の紹介と解説

アース・ビジョンスタッフ

・「幼児への環境教育～先ずは保育士が変わる “はじめの一步”」

(財) キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー

川嶋 直 氏

(3) 保育専門講座Ⅱ

- ・開催日 平成 23 年 11 月 11 日(金)
- ・会場 横浜市港南区民文化センター ひまわりの郷
- ・受講者 130 名 (うち横浜市 15 名、川崎市 14 名)
- ・研修テーマ 「保育所をめぐる動向と求められる責務～いま、子ども達に必要なこと～」 白梅学園大学学長・東京大学名誉教授 汐見 稔幸氏

(4) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成 24 年 1 月 25 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 76 名 (うち横浜市 5 名)
- ・研修テーマ 「子どもと食について～子どもの食事・食育・発達」
『食べものの文化』編集長・管理栄養士 安藤 節子 氏

(5) 保育専門講座Ⅲ

- ・開催日 平成 24 年 2 月 17 日(金)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 110 名(うち横浜市 17 名)
- ・研修テーマ 「子どもへの責任 2012～子ども・子育て新システムと保育の未来」
山梨大学教授 加藤 繁美 氏

(6) 保育士の専門性を高める研修会 (関東ブロック)

- ・開催日 平成 24 年 2 月 21 日(火)～22 日(水)
- ・会場 横浜ワールドポーターズ イベントホールA
- ・受講者 159 名
- ・研修テーマ 「保育における家族支援の基礎知識」
 - 2/21・「保育所をめぐる動向と保育士に求められる専門性と倫理」
山梨大学教授 加藤 繁美 氏
 - ・「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」
共立女子大学教授 大嶋 恭二 氏
 - ・「保育所における家族援助の展開」
日本社会事業大学准教授 金子 恵美 氏
 - 2/22・「保育所における家族援助の展開」(講義)
 - ・「保育所における家族援助の実際」(演習)
日本社会事業大学准教授 金子 恵美 氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を、昨年度より 1 回多く発行しました。

第75号(23/5/20発行)は、昨年2月に開催した「神奈川県保育会創立50周年記念大会」特集号として発行し、第76号(23/10/31発行)には、第1面に、神奈川県知事の就任挨拶を初めて掲載し、第77号(24/3/31発行)には、第1面に、県の民間保育所運営費補助金削減に反対する県議会議長あての請願書提出等の記事を掲載するなど、紙面の充実に努めてまいりました。

また、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な伝達・情報提供を行いました。

更に、ホームページを随時更新し、総会資料や企画運営委員会資料等を迅速に掲載するなどして、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等(800部)

6 「保育園利用者相談室」の運営

昨年度から、これまでの第三者委員制度に加え、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を新設して、相談室体制を整備・充実させるとともに、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開きました。

また、今後の相談室のあり方についても、協議・検討を行いました。

(1) 運営委員会の開催(5回開催)

(2) 第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)

(3) 研修会の開催

○ 第1回研修会

- ・開催日 平成23年11月29日(火)
- ・会場 日本丸メモリアルパーク訓練センター第1・2教室
- ・受講者 96名(会員以外の有料参加者3名を含む)
- ・研修テーマ 「保育所におけるリスクマネジメント～実際の事故から学ぶ～」
弁護士・東京きぼう法律事務所 寺町 東子 氏

○ 第2回研修会

- ・開催日 平成24年3月5日(月)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン・フェアウインドI・II
- ・受講者 90名(会員以外の有料参加者8名を含む)
- ・研修テーマ 7つの苦情事例をテーマにしたグループ討議・発表、
第三者委員による総評とまとめ
(第三者委員 小林 育子氏、宮田 丈乃氏、小川 晃氏)

(4) 会員の新規募集、会員証の発行

(5) 会員への情報提供、参考図書配布

23年度の参考図書 猪熊 弘子「死を招いた保育～ルポルタージュ上尾保育所事件の真相」

7 県民間保育所運営費補助金削減に対する対応

昨年末に、県から示された民間保育所運営費補助金の大幅削減問題について、保育三団体が協調して、年明けから、県知事には緊急要望書を、県議会議長には請願書を提出して、反対活動を行うことを申し合わせ、次のような活動を実施しました。

県から、「安心子ども基金」を活用した調整案が出されたため、県議会議長への請願書の提出のみとしました。

県議会本会議の代表質問に対し、県知事は、「今後の民間保育所への支援のあり方については、保育の実施主体である市町村や保育関係団体、議会の皆様とも、じっくり話し合っていきたいと考えている。」と答弁しました。

- ・ 平成 24 年 1 月 6 日 (金) 臨時正副理事長・理事会議
- ・ 平成 24 年 1 月 12 日 (木) 自民党県連幹部に、請願の趣旨説明 (都築理事長他出席)
- ・ 平成 24 年 1 月 24 日 (火) 自民党県連幹部、県担当部長等と協議・意見交換
(都築理事長、宮田・萩原副理事長他出席)
- ・ 平成 24 年 2 月 4 日 (土) 県担当課長から調整案が示される。
(都築理事長、萩原副理事長他出席)
- ・ 平成 24 年 2 月 14 日 (火) 県議会議長へ請願書提出
(都築理事長、萩原副理事長他出席)
- ・ 平成 24 年 2 月 16 日 (木) 県議会本会議代表質問
(富田顧問、都築理事長、萩原副理事長他出席)

8 東北大震災発生に伴う対応

(1) 被災地の保育所及び職員支援のための募金活動の実施

- ・ 6,575,346 円の募金、被災地への送金
- ・ 第 1 期募金活動 4,918,501 円
- ・ 第 2 期募金活動 1,656,845 円

(2) 保育園の防災対策に関する県知事への要望活動の実施

- ・ 実施日 平成 23 年 5 月 25 日(水)
- ・ 場 所 神奈川県庁次世代育成課
- ・ 参加者 (県) 加藤福祉・次世代育成部長、船本次世代育成課長
(保育会) 都築理事長、萩原副理事長他
- ・ 要望事項
 - ・ 県の地域防災計画への保育園の位置づけについて
 - ・ 保育園の防災対策の強化について
 - ・ 緊急時の食材確保について
 - ・ 黒岩知事が提唱する「ソーラーバンク構想」について

9 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区分	開催回数	協議事項
企画運営委員会	11回	・事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・新たな保育課題の協議と対応等
正副理事長・理事 会議	10回	・企画運営委員会提出議題の協議・検討 ・緊急・重要課題の協議・検討 ・新たな保育課題の協議と対応等
表彰選考委員会	2回	・県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・全保協会長表彰候補者の審査・決定

専門部

区分	開催回数	協議事項
総務部	必要に応じ て開催	・各部の課題について協議・検討
予算対策部		
研修部		
広報部		
調査研究部		

専門委員会

区分	開催回数	協議事項
公立保育所専門 委員会	企画運営委 員会開催日	・地域における公立保育所の役割及び保育の質を高め る取り組みについて協議・検討を行った
食育推進委員会	必要に応じ て	・「震災時の安全と食支援」に関するアンケートを行 い、食育研修会で結果を掲示した。アンケートから分 かったことは、それぞれの園で震災時における対応を 臨機応変に行っていることであった。一方新たに、食 と放射能の問題が浮き彫りとなり、注視しながら保育 園における食を提供していくことがその役割であると 認識された。
民間保育所経営 問題専門委員会	必要に応じ て	・民間保育所の経営について意見交換の柱とし、特に 最低基準や人材の確保等について検討した。

10 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいた
だきました。

平成23年度神奈川県保育会収支決算(見込み)

収入済額 17,450,519 円
 支出済額 16,881,762 円
 差引残額 568,757 円

2012/3/6現在

【収入の部】 (平成23年4月1日～平成24年3月31日まで) (単位:円)

項 目	予算額	収入済額	差 異	摘 要
会 費	7,250,000	7,414,800	164,800	
会員会費	5,250,000	5,314,800	64,800	会員298園
相談室会費	1,500,000	1,600,000	100,000	
準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	4,620,000	4,620,000	0	
県補助金	3,570,000	3,570,000	0	事業費
県社協補助金	550,000	550,000	0	
共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入	2,660,000	2,628,000	△ 32,000	
諸研修会収入	1,460,000	1,178,000	△ 282,000	新任・専門講座Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ、食育
行事収入	1,200,000	1,450,000	250,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,750,000	1,580,250	△ 169,750	
予対協力金収入	1,400,000	1,308,570	△ 91,430	
保険会社協力収入	350,000	271,680	△ 78,320	AIU
雑収入	404,000	299,899	△ 104,101	
雑収入	400,000	299,720	△ 100,280	大会祝金,全保協組織推進費他
預金利子	4,000	179	△ 3,821	
繰越金	1,578,000	907,570	△ 670,430	
繰越金	1,578,000	907,570	△ 670,430	
合計	18,262,000	17,450,519	△ 811,481	

【支出の部】

項 目	予算額	支出済額	差 異	摘 要
管理費	6,883,000	6,841,286	41,714	
人件費	6,043,000	6,070,834	△ 27,834	給与、手当、法定福利費
旅 費	30,000	13,760	16,240	職員交通費
福利厚生費	40,000	39,888	112	傷害保険(各委員会委員)
消耗品費	350,000	322,155	27,845	コピー・印刷費・事務用品等
通信・運搬費	200,000	190,899	9,101	
慶弔費	200,000	183,750	16,250	
雑 費	20,000	20,000	0	
総務費	1,090,000	979,453	110,547	
総会費	60,000	50,830	9,170	総会資料等
会議費	350,000	218,233	131,767	委員会・各部会・理事会等
委員会旅費	500,000	589,640	△ 89,640	
連絡調整費	180,000	120,750	59,250	関係団体諸祝金等
事業費	4,550,000	4,563,679	△ 13,679	
県大会費	800,000	728,395	71,605	県保育事業大会・分科会資料等
関プロ全国大会費	350,000	347,016	2,984	関プロ派遣・連絡協議会等
諸行事費	1,400,000	2,219,553	△ 819,553	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
相談室運営費	1,560,000	1,023,265	536,735	
会報発行費	240,000	157,250	82,750	保育かながわ76・77号
ホームページ経費	200,000	88,200	111,800	
研修・研究費	1,800,000	1,137,848	662,152	
研修費	1,750,000	1,137,848	612,152	新任・専門講座Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ、食育
調査研究費	50,000	0	50,000	
活動費	500,000	323,944	176,056	
予対活動費	350,000	302,344	47,656	全保協納入等
専門委員会活動費	150,000	21,600	128,400	
負担金・補助	3,050,000	3,035,552	14,448	
全保協・関プロ	1,485,000	1,500,140	△ 15,140	
県社協	250,000	220,877	29,123	
事務所使用料	65,000	64,535	465	
保育のつどい	50,000	50,000	0	
保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費	389,000	0	389,000	
予備費	389,000	0	389,000	
合計	18,262,000	16,881,762	1,380,238	

(特別会計)神奈川県保育会50周年記念大会から特別事業積立金へ 492,775円+利息126円=492,901円

12

平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会 (関東ブロック) 事業報告案

- 1 主 催 関東ブロック保育協議会／関東ブロック保育士会
- 2 共 催 神奈川県保育会／神奈川県保育士会
- 3 後 援
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会／
 茨城県保育協議会／栃木県保育協議会／群馬県保育協議会／埼玉県保育協議会／千葉県
 保育協議会／千葉市保育協議会／東京都社会福祉協議会保育部会／横浜市社会福祉協議
 会保育福祉部会／川崎市社会福祉協議会／相模原市保育連絡協議会／新潟県保育連盟／
 山梨県保育協議会／長野県保育園連盟／静岡県保育所連合会
- 4 期 日 平成 24 年 2 月 21 日 (火)、22 日 (水)
- 5 会 場 横浜ワールドポーターズ 6 階 イベントホール A
 〒 231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-2-1
- 6 参加対象 保育士として 5 年以上の実務経験を有している方
- 7 参加者 159 名

茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県 千葉市	東京都	山梨県
5 名	11 名	4 名	12 名	33 名	6 名

長野県	新潟県	横浜市	川崎市	相模原市	神奈川県
9 名	3 名	7 名	10 名	5 名	54 名

- 8 参加費 10,000 円
- 9 受講認定書
 全課程修了者 (5 単位) には、関東ブロック会長名において受講認定書 (100 ポイ
 ント) を発行した。

10 プログラム 【2月21日 (火)】 (受付 12 時 30 分～)

時間・プログラム	趣旨等
13:00～13:10 開講式 都築理事長、松川関プロ会長	開催の趣旨等を説明
13:10～14:40 講義 I 「保育所をめぐる動向と保育士に求め られる専門性と倫理」 講師：加藤 繁美 氏	保育士に求められる価値、役割につい て学ぶ。

13

(山梨大学教授)	
<p>14:55～16:25 講義Ⅱ「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」 講師：大嶋 恭二 氏 (共立女子大学教授)</p>	<p>保育士にも求められるようになったソーシャルワークの知識・技術を体系的に理解する。</p>
<p>16:40～18:10 講義Ⅲ「保育所における家族援助の展開（１）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)</p>	<p>保育所保育指針に位置づけられた保護者支援に、実際にどのように取り組むか。保育課程と密接に関連した家庭支援計画の作成や、説明責任・苦情解決など社会的責任を果たすために必要とされる家庭援助の方法について具体的に学ぶ。</p>

【2月22日（水）】

<p>9:00～10:30 講義Ⅳ「保育所における家族援助の展開（２）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)</p>	<p>保育所保育指針に明記されている地域交流の展開過程や、特別な支援を要する子どもと家庭に対応するための関係機関と連携した問題解決方策について学ぶ。</p>
<p>10:45～12:15 演習Ⅰ「保育所における家族援助の実際（１）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)</p>	<p>ロールプレイを通して保育所における個別の相談援助技術を理解する。</p>
<p>13:00～14:30 演習Ⅱ「保育所における家族援助の実際（２）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)</p>	<p>事例検討を通して園や地域の関係者がチームとして協働して行う家族援助の展開過程を理解する。</p>
<p>14:45～16:15 演習Ⅲ「保育所における家族援助の実際（３）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)</p>	<p>アセスメントの具体的方法や問題別の対応方法について理解する。</p>
<p>16:15～16:25 閉講式・受講証明書授与 都築理事長、松川関プロ会長</p>	

平成23年度 関東ブロック保育士の専門性を高める研修会収支決算(見込み)

収入金額	1,590,000	
支出金額	1,190,000	
残高	400,000	〈特別会計〉特別事業積立金へ

【収入の部】

2012.3.7現在

	科 目	予算金額	決算金額	備 考
1	参加者負担金	1,500,000	1,590,000	@10,000円×159名
2	昼食代	0	0	
3	展示・広告収入	0	0	
	合 計	1,500,000	1,590,000	

【支出の部】

	科 目	予算金額	決算金額	備 考
1	管理費	0	80,000	人件費
2	会場費	300,000	227,010	研修会会場費(当日、企画準備)
3	会議費	50,000	36,320	研修会会議費(当日、企画準備)
4	印刷製本費	300,000	256,156	開催要綱印刷代、当日資料印刷代、企画準備会議資料等印刷代
5	講師謝金代	300,000	256,814	講師謝礼
6	看板代	50,000	0	
7	通信運搬費	50,000	46,886	郵送代
8	昼食代	30,000	12,960	講師、係員昼食代
9	登録事務手数料	0	85,050	
10	諸雑費	420,000	188,804	研修会消耗品等
	合 計	1,500,000	1,190,000	

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

<理事・理事長の選任>

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、4月11日の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 4月の企画運営委員会で、自薦又は他薦による理事候補者を募集し、希望者が出た場合は、その場で諮り、同意が得られたら、「理事候補者名簿」に加える。
- ③ 「理事候補者名簿」は、4月28日の定時総会開催通知とともに、役員改選議案として会員に送付する。
- ④ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ⑤ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、事業別担当理事、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

<監事の選任>

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

	地区	公私	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	備考
1	小田原	私	上府中保育園	都築 融光	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	理事長
2	横須賀	私	長井婦人会保育園	宮田 丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	副理事長
3	横須賀	私	長岡保育園	高木 睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	理事・予算対策部長
4	横須賀	公	森崎保育園	長谷川真由美	238-0023	横須賀市森崎 3-8-1	046-836-6871	046-836-6871	研修部副部长
5	鎌倉	私	オレンジ	富田 知敬	247-0051	鎌倉市岩瀬 1304	0467-44-5821	0467-44-5823	総務部
6	鎌倉	公	大船保育園	鈴木 恵子	247-0056	鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291	研修部
7	藤沢	私	高谷保育園	榊居 祐三	251-0012	藤沢市村岡東 3-413-1	0466-26-2737	0466-26-2350	副理事長
8	藤沢	私	五反田保育園	伊澤 昭治	252-0815	藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756	理事・保育園利用者 相談室運営委員長
9	藤沢	公	藤沢保育園	瀬戸 富美江	251-0025	藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852	公立委員長・広報部
10	茅ヶ崎	私	西久保保育園	岩澤 貞之	253-0083	茅ヶ崎市西久保 596-7	0467-87-0311	0467-58-8460	理事・広報部長
11	茅ヶ崎	公	室田保育園	中茎 ケイ子	253-0018	茅ヶ崎市室田 1-3-13	0467-53-1225	0467-53-1225	研修部
12	逗子	私	桜山保育園	金子 ゆり子	249-0005	逗子市桜山 1-15-2	046-873-7222	046-873-7279	予算対策部
13	三浦	私	初声保育園	川名 克美	238-0115	三浦市初声町高円坊 395-1	046-888-2651	046-888-6742	広報部副部长
14	平塚	私	真土すばる保育園	真壁 洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	理事・総務部長
	平塚	私	愛・八幡保育園	永瀬 輝美	254-0014	平塚市四之宮 2-14-3	0463-20-2080	0463-20-2084	
15	平塚	公	吉沢保育園	中村 利江	259-1204	平塚市上吉沢 331	0463-58-0412	0463-58-0412	広報部
16	小田原	私	久野保育園	近藤 正浩	250-0055	小田原市久野 1550	0465-35-2253	0465-32-0245	総務部
17	小田原	公	豊川保育園	山岡 壽江	250-0862	小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754	広報部
18	秦野	私	やまゆり保育園	山本 昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	理事・調査研究部長
19	秦野	公	渋沢保育園	府川 宏子	259-1322	秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414	研修部
20	南足柄	私	塚原保育園	瀬戸 雄三	250-0117	南足柄市塚原 2161	0465-74-5826	0465-74-5827	調査研究部副部长
21	中郡	私	二宮保育園	相馬 宣正	259-0123	中郡二宮町二宮 1049	0463-71-0045	0463-73-4049	副理事長
	中郡	公	百合が丘保育園	石井 由美子	259-0133	中郡二宮町百合ヶ丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657	
22	足柄上郡	私	酒田みずのべ保育園	露木 睦	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 4198	0465-85-0305	0465-85-0306	研修部
23	足柄下郡	公	仙石原保育園	土屋 あつみ	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301	研修部
24	厚木	私	岡田保育園	藤田 理恵	243-0021	厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248	広報部
25	厚木	公	もみじ保育所	成田 美奈子	243-0005	厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552	研修部
26	大和	公	緑野保育園	叶 秀子	242-0008	大和市中央林間西 4-27-12	046-274-4769	046-273-1104	研修部
27	伊勢原	私	大原保育園	萩原 敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	副理事長
28	海老名	公	柏ヶ谷保育園	萩原 小百合	243-0401	海老名市東柏ヶ谷 2-14-6	046-231-0103	046-231-0103	広報部
29	座間	私	座間保育園	渡邊 由子	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	調査研究部副部长
30	座間	公	ひばりが丘保育園	石井 桂子	252-0003	座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714	広報部
31	綾瀬	私	吉岡保育園	大塚 哲朗	252-1124	綾瀬市吉岡 1980	0467-78-4324	0467-78-4365	理事・研修部
32	綾瀬	私	つぼみ保育園	三崎 たずゑ	252-1107	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908	理事・研修部長
	綾瀬	公	綾南保育園	武藤 初美	252-1114	綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072	
33	寒川	私	一之宮愛児園	岡本 政江	253-0111	高座郡寒川町一之宮 8-3-1	0467-75-0729	0467-75-3796	研修部
34	愛川	公	中津保育園	林 綾子	243-0303	愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986	調査研究部
35	保育士会	公	小田原市保育課	遠藤 文子	250-8555	小田原市荻窪 300	0465-33-1455	0465-33-1456	調査研究部
36	保育士会	私	三和保育園	松本 美津江	238-0015	横須賀市田戸台 26	046-822-0479	046-822-0471	研修部
37	保育士会	私	比々多保育園	高橋 直子	259-1104	伊勢原市坪ノ内 80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	広報部
38	顧問	私	岩瀬保育園	富田 英雄	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	
39	監事	私	松林保育園	小川 晃	253-0012	茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
40	監事	私	ふくざわ保育園	石野 美保子	250-0111	南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	

平成 23 年度

一般社団法人神奈川県保育会

総会資料

日 時 平成 24 年 3 月 14 日 (水)

15:00~

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階

第 2 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議 事
 - (1) 議 案
 - 第 1 号議案 平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び
予算案について 1
 - (2) 報告事項
 - ア 民間保育所運営費補助金削減問題に対する対応について..... 7
 - イ 一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員追
加委員及び相談室規程の一部改正について..... 14
- 6 閉 会

<参考資料>

- I 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿..... 17
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款 18
- III 一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程 25

[第1号議案]

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案

〈提案理由〉

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案をとりまとめたので、ご承認願いたい。

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応じていく必要があります。

現在、国においては、「子ども・子育て新システム」の制度化に向けた法案が、国会に提出されるとともに、国の「保育所の面積基準の取扱い通知」に基づく県条例制定に向けた準備など、保育所の円滑な運営に影響を及ぼしかねない重大な問題が山積しています。

こうした状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請に対応できる新しい保育会の構築を目指しながら、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進していきます。また、国や神奈川県等の動向に常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて意見表明や要望活動を積極的に実施していきます。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向等を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子

どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきています。これらに对应していくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していきます。

(3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

また、今年度から、第三者委員会委員を3名から5名に増員して、運営体制を一層強化いたします。

保育園利用者相談室事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場を通し、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催し、必要に応じて臨時総会を開催します。
- 2 企画運営委員会 当会の重要事項をはじめ、諸課題について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催し、合わせて地域や専門部の動向等に関する情報交換を行い、情報の共有化及び発信に努めます。
- 3 理事会 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討するため、必要に応じ開催します。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、「専門部会」「専門委員会」を設け、必要に応じ開催します。

III 専門部会が実施する事業

1 総務部

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理を行います。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催

[4月28日(土)]

② 県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催

[7月25日(水)]

③ 保育の日前夜祭の開催

[11月30日(金)]

④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営

⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

2 研修部

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価及び保育士等の資質を高めるため、次の研修を実施します。

- ① 新任保育士研修会
- ② 保育専門講座Ⅰ
- ③ 保育専門講座Ⅱ
- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 保育所食育研修会

3 調査研究部

保育制度に関する諸課題や先進事例等の調査研究を行い、活用を図ります。

- ① 事業大会の研修部門における指針及びまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会及び全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究・提案等

4 広報部

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため、広報紙「保育かながわ」を年3回発行し、会員、行政、関係団体に配布します。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進します。

5 予算対策部

国に対する保育事業の充実・強化や補助制度の改善等の要望を、全国保育協議会と協力し、推進します。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望活動等を行います。

IV 専門委員会

次の専門委員会を設け、必要に応じて会議を開催して活動を行います。

○ 公立保育所専門委員会

地域における公立保育所の役割や保育の質を高める取組みについて、意見交換、情報交換を行い、公立保育所の問題を専門的に推進することを目的に

開催します。

○ **民間保育所経営問題専門委員会**

民間保育所における補助金や最低基準の見直しが迫られている中、民間保育所の基盤整備等を含め、運営の弾力化について検討を図っていきます。

○ **食育推進委員会**

保育所における乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るため、調査研究を行い、会員との情報交換を行います。

○ **表彰選考委員会**

全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰候補者を決定して理事長に報告するため、随時委員会を開催します。

V 保育園利用者相談室

- ① 会議の開催 … 運営委員会(6回)、第三者委員・運営委員合同会議(3回)
- ② 保育園利用者等からの相談受付、解決に向けての対応、指導・助言等(通年)
- ③ 研修会の開催(2回)
日本社会福祉弘済会の助成事業に採択された場合は、研修会等の事業をさらに実施します。(3月9日付けの不採択通知受領)
- ④ 会員の新規募集、会員証の発行
- ⑤ 会員等への情報提供
- ⑥ 参考図書配布
- ⑦ 第三者委員候補者の選考
- ⑧ 保育園利用者相談室のあり方の検討

VI その他事業

1 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月5日(木)～6日(金)栃木県]
- 全国保育研究大会 [11月14日(水)～11月16日(金)沖縄県]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月6日(木)～7日(金)相模原市]

2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し、有能な保育士の育成を図ります。

平成 24 年度月間行事予定表

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(9日/月) ・23年度監査(9日/月) ・委員会(11日/水)、部会(11日/水) ・第46回保育事業大会(28日/土) ・定時総会(28日/土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(7日/土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(16日/水)、部会(16日/水) ・「保育かながわ」78号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・新任保育士研修会 ・全保協会長表彰選考委員会 ・委員会(13日/水)、部会(13日/水) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(25日/水)、部会(25日/水) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(25日/水) ・保育園利用者相談室研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会 (5～6日)栃木県 ・食育推進研修会
8		<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所トップセミナー
9	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動開始 ・委員会(12日/水)、部会(12日/水) ・保育専門講座Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育事業連絡協議会 (6～7日)相模原市
10	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(10日/水)、部会(10日/水) ・「保育かながわ」79号発行 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(30日/金)、部会(30日/金) ・保育専門講座Ⅱ ・保育園利用者相談室研修会 ・保育の日前夜祭(30日/金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育研究大会(14～16日)沖縄県
12	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(12日/水)、部会(12日/水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育の日(1日/土) ・全国保育組織正副会長等会議
1	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(9日/水)、部会(9日/水) ・保育所食育研修会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(13日/水)、部会(13日/水) ・保育専門講座Ⅲ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協保育所長リーダー研修会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(13日/水)、部会(13日/水) ・定時総会(13日/水) ・「保育かながわ」80号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会

[注]随時開催 ①理事会(正副理事長・理事会議) ②専門部会 ③専門委員会

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会予算案

(自)平成24年4月1日～(至)平成25年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費		7,450,000	7,250,000	200,000	
	会員会費	5,350,000	5,250,000	100,000	会員298園
	相談室会費	1,600,000	1,500,000	100,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		4,131,000	4,620,000	△ 489,000	
	県補助金	3,081,000	3,570,000	△ 489,000	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,660,000	2,660,000	0	
	諸研修会収入	1,460,000	1,460,000	0	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等補助金
	行事収入	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750,000	1,750,000	0	
	予対協力金収入	1,400,000	1,400,000	0	
	保険会社協力収入	350,000	350,000	0	AIU
雑収入		404,000	404,000	0	
	雑収入	400,000	400,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
	預金利子	4,000	4,000	0	
繰越金		907,000	1,578,000	△ 671,000	
	繰越金	907,000	1,578,000	△ 671,000	
合計		17,302,000	18,262,000	△ 960,000	

[支出の部]

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費		6,750,000	6,883,000	△ 133,000	
	人件費	6,070,000	6,043,000	27,000	給与、手当、法定福利費
	旅費	20,000	30,000	△ 10,000	
	福利厚生費	40,000	40,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	消耗品費	300,000	350,000	△ 50,000	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	150,000	200,000	△ 50,000	
	慶弔費	150,000	200,000	△ 50,000	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		920,000	1,090,000	△ 170,000	
	總會費	60,000	60,000	0	總會資料等
	会議費	250,000	350,000	△ 100,000	企画運営委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	450,000	500,000	△ 50,000	
	連絡調整費	160,000	180,000	△ 20,000	関係団体祝金等
事業費		4,380,000	4,550,000	△ 170,000	
	県大会費	750,000	800,000	△ 50,000	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	350,000	0	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400,000	1,400,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,600,000	1,560,000	40,000	
	会報発行費	180,000	240,000	△ 60,000	保育かながわ78・79・80号
	ホームページ経費	100,000	200,000	△ 100,000	
研修・研究費		1,600,000	1,800,000	△ 200,000	
	研修費	1,550,000	1,750,000	△ 200,000	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	調査研究費	50,000	50,000	0	
活動費		400,000	500,000	△ 100,000	
	予対活動費	300,000	350,000	△ 50,000	全保協納入等
	専門委員会活動費	100,000	150,000	△ 50,000	
負担金・補助		3,065,000	3,050,000	15,000	
	全保協・関プロ	1,500,000	1,485,000	15,000	
	県社協	250,000	250,000	0	
	事務所使用料	65,000	65,000	0	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		187,000	389,000	△ 202,000	
	予備費	187,000	389,000	△ 202,000	
合計		17,302,000	18,262,000	△ 960,000	

[報告事項 ア]

民間保育所運営費補助金削減問題に対する対応について

☆ これまでの経緯

- 1/6 (金) 県保育会臨時正副理事長・理事会議
 - ・ 来年度の県補助金削減問題について協議。反対活動をしていくことを決定。県知事への緊急要望、県議会議長への請願書提出に向け、保育三団体共同歩調で対応することを確認。他団体に文案を示して提案・協力依頼を行うことになった。
 - ・ その後、自民党県議に紹介議員を依頼。自民党政調会に請願書案が届けられた。
- 1/12 (木)
 - ・ 自民党控室において、三団体幹部等が自民党幹部、担当への挨拶と内容説明を行った。
 - ・ 請願書案は自民党預かりとなり、1月中を目途に文案を再調整することになった。
- 1/24 (火)
 - ・ 県庁委員会室において、自民党幹部等と県担当部長等との意見交換・協議を行った。
- 1/25 (水)
 - ・ 県議会議長あての請願書提出は、2/14 (火)との日程調整が行われた。
- 1/31 (火)
 - ・ 自民党から、請願書文案が示された。
- 2/4 (土)
 - ・ 県担当課長から、来年度の見直し案に対する調整案が示された。

☆ 今後の対応方向 (24.2.8 企画運営委員会において報告)

- ・ 県補助金削減問題は、調整案が示されたことにより、一定程度の前進が認められた。再来年度以降の取扱いについては、県は市町村と来年度当初から夏位までに協議を行い、関係団体とも協議する意向を示した。
 - ・ これらのことにより、県知事への緊急要望は今回行わないこととした。
- 2/14 (火)
 - ・ 県議会議長室において、三団体責任者が、県議会議長へ別紙請願書を提出した。自民党が、本会議代表質問において、この問題を取り上げることになった。
- 2/16 (木)
 - ・ 自民党・森正明団長の代表質問
三団体関係者約50人が議場に傍聴に出向いた。
質問、知事答弁要旨は別紙のとおり。



(自民党) 右から 国松誠議員、小川久仁子政調会長、森正明団長、
持田文男議長

(保育会) 左から 萩原敬三副理事長、都築融光理事長



寫

請 願 書

民間保育所運営費補助金削減に関する請願

神奈川県議会におかれましては、県政の発展のために、とりわけ社会全体で子育てがしやすく、すべての子どもが育つ仕組みづくりなど、児童福祉の推進のためにお力添えを賜っております。改めて、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、平成 23 年 10 月 14 日付け政策局長による「平成 24 年度当初予算の編成について(依名通知)」が明らかにされ、それに基づき一方的に民間保育所運営費補助金の大幅な削減がなされようとしております。

依名通知によれば、「個々の事業を一律に削減するのではなく、県民生活に与える影響に十分配慮するとともに、(中略)真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。こうした考え方にに基づき、関係団体等ときめ細かな調整を行うこと」とされております。保育サービスに対する県民からのニーズは非常に高く、県民生活に与える影響も大きいことについては、異論がないものと考えておりますので、昨年、年の瀬になり突如、示された一方的な減額に、私たちは強く反対しました。関係各位の強力なるご支援もあって、平成 24 年度限りの安心こども基金(国 100%の財源)の活用による緩和策が講じられることとなりました。しかし、今後の対応としては誠に不十分で、保育事業の不安が解消したことにはなりません。

県民間保育所運営費補助金が削減されますと、各施設が受ける影響は、県予算の減額分だけではなく、県の基準引下げによる市町村の支出減も想定されるため、これまでのような円滑かつ安定的な保育所運営に重大な支障をきたす懸念が出ております。特に産休明けからの乳児を多く保育している保育所に影響が大きく、乳児保育を積極的に推進することができなくなるのが想定されております。

県の財政状況が厳しいことについては一定程度理解いたしますが、市町村においても同様の状況にあり、今後、各自治体の財政力等によって、県内市町村間においても格差が生じてしまうことも懸念しております。

私たち 3 団体は、これまで県当局の協力を得ながら、国が推進している待機児童解消の推進と保育所保育指針に基づき保育サービスの向上、充実に尽力してきたと自負しております。今後も県民ニーズに応じていくために更なる努力をしていきたいと考えております。

そこで、平成 24 年度県予算編成において、民間保育所運営費補助金の見直しを図る際には、未来を担う子どもたちが育つための環境づくりという視点から保育関係の県予算額を確保・維持するよう請願いたします。

平成 24 年 2 月 14 日

神奈川県議会議長

持田 文男 殿

一般社団法人神奈川県保育会

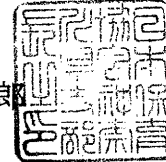
理事長 都築 融光



事務局住所 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
電話番号 045-311-8754

日本保育会神奈川県支部

支部長 高橋 六郎



事務局住所 平塚市北金目2-9-24
電話番号 0463-58-1882

財団法人神奈川県民間保育園協会

理事長 奥村 栄



事務局住所 横浜市青葉区みたけ台26-17
電話番号 045-971-8680

◎ 神奈川県議会森議員（自民）の代表質問に対する知事答弁要旨（24.2.16）

<民間保育所の運営に対する支援について>

質問要旨

ここ数年、補助の削減が続いてきたことから、経営の厳しさを訴える園もあり、県財政の危機的な状況の中であっても、子育て支援策の要である民間保育所への支援は欠かせないものとする。

そこで、平成24年度当初予算において、民間保育所の運営に対する支援については、どのように対応していくのか。

知事答弁要旨

○ 平成20年秋のリーマン・ショック以降、待機児童が急増し、保育所の定員拡大に伴い、義務的な負担金の額は、県財政の厳しさを増す中で、平成20年度の20億円から24年度には30億円と10億円余りの増となっている。

特に、平成23年度から24年度にかけては、2,400人の入所児童の増加が見込まれるため、義務的負担金は、前年度比で3億円の増加となる見込みである。

○ こうした中で、義務的負担金を確保しつつ、県独自の補助制度を維持し、全ての民間保育所に補助をいきわたらせるためには、保育士給与の実態を踏まえた補助単価にするなどの見直しを行わざるを得なかった。

○ そうした見直しを行った上で、平成24年度については、安心子ども基金を活用して、保育の質の向上に繋がる研修関係事業など、約3億8,500万円を新たに予算化し、保育所の活動を支援することとした。

この結果、義務的な負担金約30億円と県独自の補助金約10億3,000万円などを含め、総額で50億8,400万円、前年度比で5億2,700万円増の当初予算を計上したところである。

こうした民間保育所への支援より、平成24年度も引き続き、保育の量的拡大と質の確保を図っていきたい。

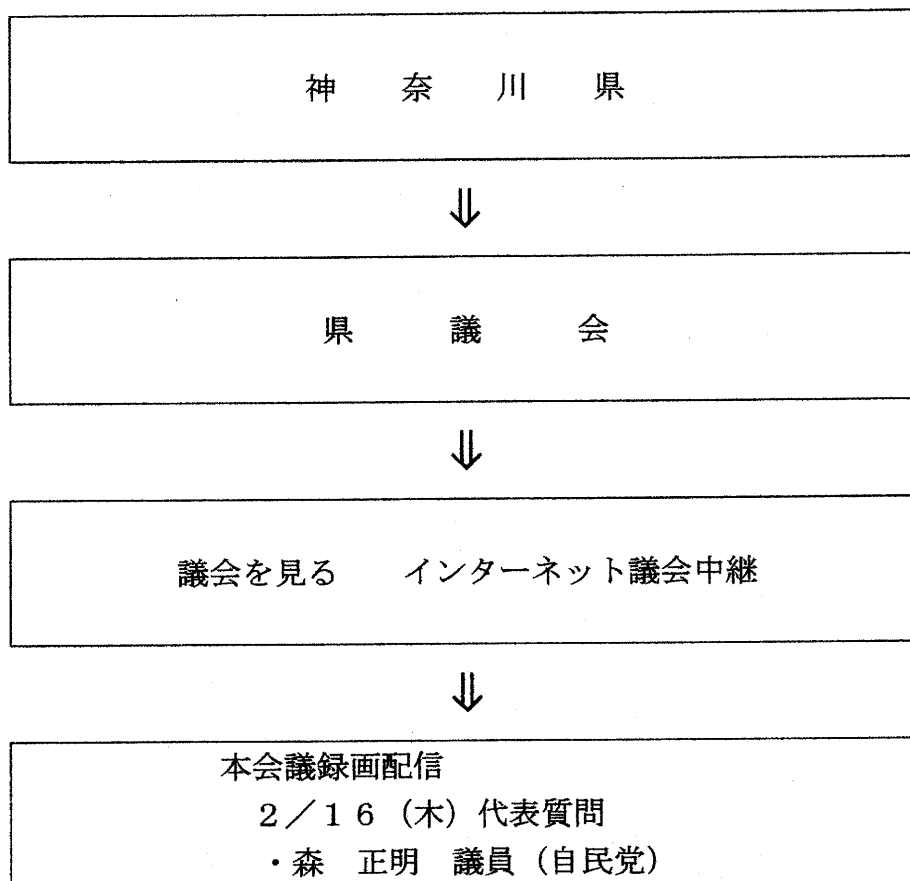
[再質問に対する知事答弁]

○ 小子高齢化が進行する中で、社会全体で子育てを支援することは重要になっており、女性の社会進出を支援し、社会・経済の活性化を図っていく上でも、この保育所待機児童対策は、引き続き重要であると認識している。

○ 今後の民間保育所への支援のあり方については、現下の厳しい情勢をご理解いただきながら、保育の実施主体である市町村や保育関係団体、議会の皆様とも、じっくりと話し合っていきたいと考えている。

神奈川県議会本会議のインターネット中継について

2月16日(木)の森正明議員の代表質問及び黒岩知事答弁の録画は、次のホームページで見ることができます。



[報告事項 イ]

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員追加委員について

☆保育園利用者相談室第三者委員の資格要件（保育園利用者相談室規程第7条）

第三者委員会委員は、利用者等からの意見・要望等の解決を円滑、円満に図ることができ、かつ社会からの信頼性を有する次の職種等の者から選任する。 弁護士、大学教授、民生委員・児童委員、公認会計士、税理士、本会委員、その他社会福祉に関し高度の識見を有する者。

(氏名：敬称略)

氏名	職名	備考
草光 純 二	現社会福祉法人幸保育園理事長 元神奈川県横須賀児童相談所長、厚木児童相談所長 元鎌倉女子大学短期大学部教授	H23.11 ご本人のご内諾済
祖父江 照 男	神奈川県民生委員児童委員会協議会理事 南足柄市民生委員児童委員会協議会会長 元南足柄市教育委員会委員	H24.2 神奈川県民生委員児童委員会協議会からの推薦 ご本人のご内諾済

☆相談室員の選任手続き

保育園利用者相談室規程第10条

第三者委員会委員は、運営委員会が選考した候補者の中から、本会理事長が、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

☆任期 平成24年4月1日から2年間

神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
第三者委員	小林 育子	元田園調布学園大学副学長	
	草光 純二	社会福祉法人幸保園理事長	
	祖父江照男	神奈川県民生委員児童委員協議会理事	
	宮田 丈乃	神奈川県保育会副理事長	
	小川 晃	社会福祉法人松林保育園理事長	

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程改正に係る新旧対照表(案)

改 正 案	現 行
<p>(第三者委員会委員の要件及び第三者委員会の業務)</p> <p>第7条</p> <p>2 第三者委員会委員は、中立、公平性の確保のために、<u>5名以内</u>を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>2 <u>第7条第2項の改正は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(第三者委員会委員の要件及び第三者委員会の業務)</p> <p>第7条</p> <p>2 中立、公平性の確保のために、<u>2名以上4名以内</u>を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成22年6月1日から施行する。</p>

<参考資料>

- I 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款
- III 一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程

I 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職名	氏名(市町・保育園名)	担当
理事長	都築 融光(小田原市・上府中保育園)	
副理事長	宮田 丈乃(横須賀市・長井婦人会保育園)	総務担当(理事長職務代理)
〃	相馬 宣正(二宮町・二宮保育園)	事業担当
〃	梶居 祐三(藤沢市・高谷保育園)	組織担当
〃	萩原 敬三(伊勢原市・大原保育園)	渉外担当
理事	真壁 洋道(平塚市・真土すばる保育園)	総務部長
〃	高木 睦子(横須賀市・長岡保育園)	予算対策部長
〃	三崎 たずる(綾瀬市・つぼみ保育園)	研修部長
〃	岩澤 貞之(茅ヶ崎市・西久保保育園)	広報部長
〃	山本 昇(秦野市・やまゆり保育園)	調査研究部長
〃	大塚 哲朗(綾瀬市・吉岡保育園)	研修部指導担当
〃	伊澤 昭治(藤沢市・五反田保育園)	保育園利用者相談室 運営委員長

2 監事

職名	氏名(市町・保育園名)
監事	小川 晃(茅ヶ崎市・松林保育園)
〃	石野 美保子(南足柄市・ふくざわ保育園)

※ 任期は、平成 22 年 4 月 24 日から 2 年間。
但し、伊澤理事は平成 23 年 4 月 1 日就任。任期の終期は他の理事と同じ。

Ⅱ 一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
 - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
 - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
 - (1) 神奈川県保育士会
 - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
 2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	榊居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 神奈川県小田原市
氏名 都築 融光
- 2 住所 神奈川県横須賀市
氏名 宮田 丈乃
- 3 住所 神奈川県中郡二宮町
氏名 相馬 宣正
- 4 住所 神奈川県鎌倉市
氏名 榊居 祐三
- 5 住所 神奈川県伊勢原市
氏名 萩原 敬三

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同 宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員 都築 融光
同 宮田 丈乃
同 相馬 宣正
同 榊居 祐三
同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区

行政書士 永井 隆一

Ⅲ 一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程

(目的)

第1条 一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)に所属する会員のうち、入会を希望する会員に対し、会員施設の利用者からの意見・要望等解決システムの一環として、保育園利用者相談室(以下「相談室」という。)を共同で設置することにより、中立、公平性や効果、効率的な機能を発揮することを目的とする。

(設置及び構成)

第2条 相談室は、本会に設置する。

2 相談室は、第三者委員会委員及び運営委員会委員(以下「相談室委員」という。)により構成するものとし、本会事務局が補佐する。

(相談室の事業)

第3条 相談室は、次の事業を行うものとする。

- 1 利用者等からの意見・要望等の受付、解決案の調整・助言、調停・斡旋
- 2 意見・要望等に関する研修会、事例研究会等の開催
- 3 相談室に関する広報・啓発活動の実施
- 4 その他相談室運営に必要と思われる事業

(相談室会員の責務)

第4条 相談室会員は、自己の園内で発生した意見・要望等については、利用者の意向を正確に把握し、誠意を持って解決に向けた対応を行わなければならない。

- 2 相談室会員は、相談室に寄せられた意見・要望等に対し、相談室委員が行う状況等の聴取や解決案の調整等に協力しなければならない。
- 3 相談室会員は、相談室が実施する研修会等に積極的に参加するほか、相談室の実施事業に協力しなければならない。
- 4 相談室会員は、園内で発生し、処理・解決した意見・要望等について、毎事業年度終了後3カ月以内に、その概要を相談室に報告するものとする。

(会費)

第5条 相談室の運営経費は、相談室会員の会費等によって賄われる。

- 2 会費は、1園年額10,000円とし、年度当初に支払うものとし、年度途中の入会及び退会の場合も同額とする。

(入会及び退会)

第6条 相談室会員として、新たに入会又は退会を希望する場合は、本会宛てに、入会申込書又は退会届を提出しなければならない。

- 2 入会は、本会から送付する会員証を受理した時点で成立し、退会は、本会が退会届を受理した時点で成立する。但し、相談室会員が、正当な理由なく会費を2年以上納入しなかった場合には、退会したものとみなす。
- 3 入会申込書及び退会届の様式は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(第三者委員会委員の要件及び第三者委員会の業務)

第7条 第三者委員会委員は、利用者等からの意見・要望等の解決を円滑、円満に図ることができ、かつ社会からの信頼性を有する次の職種等の者から選任する。

弁護士、大学教授、民生委員・児童委員、公認会計士、税理士、本会委員、その他社会福祉に関し高度の識見を有する者。

- 2 第三者委員会委員は、中立、公平性の確保のために、5名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。
- 3 第三者委員会は、運営委員会が行う業務や研修会等における指導・助言、利用者等が希望する場合の相談対応、相談室全般にわたる意見・提言等の業務を行う。

(運営委員会委員の要件及び運営委員会の業務)

第8条 運営委員会委員は、保育に関する高度な知識・技能等を有し、中立、公平性を確保できる相談室会員の中から、地域性等を考慮して選任する。また、委員の中から、運営委員長を互選する。

- 2 運営委員会委員は、5名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。
- 3 運営委員会は、第三者委員会の指導のもとに、利用者等からの意見・要望等に対する解決案の調整・助言、相談室の取組み状況の三者委員会への報告、研修会の企画・運営、相談室の広報等の業務を行う。

(相談室委員の任期)

第9条 相談室委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合は、新たに委員を補充するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。また、臨時委員については、2年の範囲内でその都度任期を定める。

(相談室委員の選任手続き)

第10条 第三者委員会委員は、運営委員会が選考した候補者の中から、本会理事長が、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

- 2 運営委員会委員は、本会理事長が選考した候補者の中から、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

(相談室委員の報酬等)

第11条 相談室委員の報酬は、県社協「各種委員会委員等の報酬に関する規定」による。

但し、本会委員には報酬は支給しない。また、交通費、通信費等については実費弁償とする。

2 特別な事由があるときは、別途定める。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、意見・要望等の処理にあたり、通例の額を超えた報酬、交通費、通信費等の経費が生じ、相談室会員間の公平を著しく欠くと認められるときは、当該園に対して負担を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 相談室委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。

(事業計画案等の審議)

第13条 相談室の事業計画案・予算案については、本会総会審議の中で承認を求め、事業報告・決算については報告を行う。

(相談室の業務手順)

第14条 利用者等からの意見・要望等を、円滑に処理・解決するために、次のとおり手順を定める。

- 1 意見・要望等の受付窓口は、本会事務局とし、受付は、様式1「保育園利用者相談室意見・要望等の受付書」により行う。
- 2 本会事務局は、受付書を運営委員長へ送付し、運営委員長は、運営委員の中から、速やかにその案件を担当する委員を決定する。また、合議が必要と判断される場合は、複数の担当委員を指名して決定することができる。
- 3 担当委員は、意見・要望等の申し出人に対して、様式2「意見・要望等の受付報告書」を通知するとともに、必要がある場合には、当該施設に対して、その状況等を聴取することができる。
- 4 担当委員は、当該施設の解決責任者と申し出人との話し合いによる解決を促し、助言・指導を行う。
- 5 担当委員は、4による解決が不可能と判断した場合は、運営委員長と協議の上、運営委員会又は第三者委員会の指導・助言を仰ぎ、調停・斡旋を依頼することができる。
- 6 担当委員は、当該案件が解決した場合は、解決責任者より、様式3「意見・要望等の解決結果報告書」を受けて確認した後、様式4「意見・要望等の相談解決記録」を作成し、本会理事長に報告するものとする。
- 7 担当委員は、申し出人から、第三者委員に対し、直接意見・要望等の解決を依頼したい旨の申し出があった場合は、運営委員長と協議の上、その対応を決定するものとする。

(規程に定めのない事項)

第15条 この規程に定めのない事項については、運営委員会で協議し、第三者委員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により理事長が決する。但し、軽微な内容については、第三者委

員会の意見聴取及び理事会の決議を省略することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 項の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要領の廃止)

第 2 条 第三者委員設置要領は、本規程の施行と同時に廃止する。

No. 11-23

2012. 2. 17

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆「子ども・子育て新システムに関する 基本制度とりまとめ」が示される◆

子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチーム第20回会合を経て、平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」がとりまとめられ、公表されました。基本制度WT第20回会合時（1月31日開催）に出された意見については、園田康博基本制度WT座長（内閣府政務官）のもとで必要な修正を行い、成案としていくとされていたものです。今後は、少子化社会対策会議の決定を経て、今国会に法案として提出される見込みです。

本会では、「基本制度とりまとめ」が示されたのを受け、2月16日に保育施策検討特別委員会を開催し、今後の対応等について協議を行いました。出された主な意見は次のとおりです。

- 今後の詳細な制度案づくりに対しても、賛同できない部分については明確に主張していくべき。
- いまなお利用者にわかりにくい制度であり、さまざまな定義が一層はっきりするよう働きかけるべき。
- 1兆円超の恒久財源にあっても、実現されることは限られてくる。質の向上を図っていくなかで、我々は何を優先して主張していくべきかを議論すべき。
- 過疎部において、とくに幼稚園がない地域において幼児期の学校教育が保障されることとなる意義は大きい。
- いわゆる就学前教育を望む保護者も含めた地域社会との認識の差についてきちんと押さえておくことが必要。教育の概念を明確なものとし、幅広い保護者が望む教育との意識の差が生じないようにしなければならない。
- 総合こども園法（仮称）は、教育基本法下にある学校教育法と対等に位置づけられるものとなるため、学校教育法に必ずしも縛られる必要はなく、あらたに乳幼児期の保育を位置づけることが可能ではないか。

今後、当該委員会として、次の3点を柱に検討することが確認されました。ア) 総合こども園に移行する際の事業運営的戦略、イ) 行政への働きかけ等に関する戦略、ウ) 利用者(保護者)に対する説明事項等の整理。(項目によっては、待機地域と過疎部を分けて検討。)

全国保育協議会では、今後、これらの検討を参考にしながら、具体的な対応の協議を行っていくこととなります。

なお、すでにご案内のとおり、本会では、来る2月23日(木)に「子ども・子育て新システムに関する意見交換会」を全保協協議員を対象に開催し、今回の基本制度とりまとめ内容をふまえ、今後に向けた意見交換を行う予定です。

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめは、内閣府HP>子ども・子育て支援 からご参照いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/kihon-torimatome.pdf>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆「子ども・子育て新システムに関する基本制度」 少子化社会対策会議で決定◆

3月2日、全閣僚で構成される少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」ならびに「法案骨子」が決定されました。これは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチームにおいて、平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を重ね、平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」が公表されたことを受けて決定したものです。

今回の決定において、2月13日に公表された「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」からの追記・変更点は大きく次の2つです。

- (1) こども園（仮称）の指定・指導監督の主体が市町村と整理されたこと。
- (2) 費用負担に関して、国と地方の負担割合の数値が明示されたこと。

加えて、市町村新システム事業計画および都道府県新システム事業支援計画の必須記載事項において、「見込量確保のための方策」と記載されていたものが、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」と、より具体的に変更されています。

なお、今後の動きとしては、今国会に関連の三法案(子ども・子育て支援法／総合こども園法／子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。いずれも仮称)が提出される予定です。

また、新システムの実施時期は「恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定

期間を要することも考慮して、検討することとする。」されています。

※全文は、内閣府少子化対策ホームページからご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

本会では、2月13日に「基本制度とりまとめ」が示されたのを受け、2月23日に全国保育協議会協議員による「子ども・子育て新システムに関する意見交換会」を開催しました。

意見交換会では、子ども・子育て新システムに関して、協議員からの質問を事前に集約し、これらをふまえて厚生労働省雇用均等・児童家庭局橋本保育課長から、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の説明がありました。

その後の意見交換では、市町村の権限と責務とその法律上の位置づけ、総合こども園（仮称）への移行、保育教諭の特例措置、利用者への周知方法等、課題や全保協として取り組む必要がある事項等について意見出されました。

これらの意見を受けて、小川会長より、「基本制度とりまとめ」の課題事項を常任協議員会や保育施策検討委員会において整理すること、国における子ども・子育て会議（仮称）等、子ども・子育て新システムに関する検討の場で、全保協として譲れない事項について意見を述べ続けること、会員保育所への情報提供や新システムへの対応等の周知を図っていくこと等、今後の対応について説明し、意見交換会を終了しました。

なお、「子ども・子育て新システムに関する意見交換会」の記録は、近日中に協議員に送付の予定です。

◆平成23年度人事院勧告と保育所運営費関係について(報告)◆ ～23年度人事院勧告による保育所運営費への反映(遡り引き下げ)は 行わないことに～

2月29日、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」が公布され、平成24年3月1日から施行となりました(特例部分は同年4月1日施行)。

この法律は、平成23年9月30日付のいわゆる人事院勧告(以下、人勧と表示)にともなう給与改定とともに、東日本大震災への対処として歳出削減の視点から、平成24年4月～26年3月までの国家公務員の給与を減額して支給する措置を内容とするものです。

これに関し、平成23年度保育所運営費への影響について、3月1日に厚生労働省保育課運営費係に確認をしたところ次の回答を得ました。

1. 平成 23 年度人勸分について、23 年度分保育所運営費への反映（遡り引き下げ）は行わない。

- (1) 前提として、人勸は運営費の引き下げに反映される性質のもの。
- (2) ただし、今回の人勸は、中堅～高年層の削減部分が多い内容である。
- (3) 保育所運営費の算定に関しては、平均的な賃金を勘案した上で、さらに民改費部分を鑑みるもの。
- (4) 上記(2)および(3)の考えにおいて、23 年度人勸が現行運営費に影響するか試算をしたが該当しなかったため、平成 23 年度保育所運営費の反映は行わない。
- (5) なお、24 年度分の運営費は 24 年度人勸に拠るところとなる。

2. 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（に係る引き下げは、23～24 年度の保育所運営費に反映しない考え。

- (1) 上記考えは厚労省として整理したもの。最終的には政府・与党の決定に拠るが、議論はあったとしても、影響は出ないものとしたい。
- (2) そもそも当該法律は国家公務員にのみ適用されるもので、民間保育士への影響が出ることは適当ではないとの整理。
- (3) なお、国における 24 年度予算は、当該法律の考えをふまえた算定ではないが、その補正予算の審議過程においても、上記(2)の考えのもとに進めたい。

◆「第 37 期福祉施設長専門講座」受講者募集のお知らせ◆

社会福祉施設長を対象に、施設の経営管理やサービス管理等に関する専門的知識習得と実践能力の向上を目的に開講します。通信授業（テキスト学習とレポート提出）と面接授業（スクーリング：4 日間×2 回）を通して学習します。修了者には全社協会長から「福祉施設士」の称号を授与し「福祉施設士会」への加入資格が得られます。

【受講期間】 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月（1 年間）

【受講料】 200,000 円（教材費、面接授業料含む）

【申込締切】 当初 2 月 29 日（水）[当日消印有効]としておりましたが、定員に若干の余裕がありますので、引き続き受付をしております。定員に達し次第受付を終了いたしますので、お申込みの際は事前に中央福祉学院までお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院（Tel: 046-858-1355）※
「受講案内（申込書）」は、中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/> から取得可能です。

(案)

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成 24 年 3 月 日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成 22 年 9 月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成 24 年 2 月 13 日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添 1 のとおり定める。

また、別添 1 に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添 2 を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案（仮称）、総合こども園法案（仮称）並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

平成24年3月2日

子ども・子育て新システムについて

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

I 基本的な考え方(ポイント)

■ すべての子どもにも良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援(子どものための手当、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設)

■ 新たな一元的システムの構築

- 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化
- 子ども・子育て会議(仮称)の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議(仮称)を設置

※こども園(仮称)とは指定を受け、総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的基準を満たした施設であり、その総称。

II 給付・事業

- 子ども・子育て支援給付(仮称)
 - ・ 子どものための手当
 - ・ こども園給付(仮称)
 - ＝総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的基準を満たした施設
 - ・ 地域型保育給付(仮称)＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等
- 子ども・子育て支援事業(仮称)
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診等

○ 法案作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育への参入基準を、これまでの認可制から指定制に移行させ、公費で支援する施設などの数を抜本的に増やします。また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、様々なニーズに対応します。

現行

- 保育所は認可制、保育の必要性の判断も市町村に委ねられており、保育の量が増えにくい制度。
- 保育は保育所が主体。
- 財源不足により保育の量の拡大に支障。



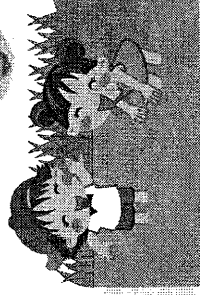
当面、2014年度までに
3歳未満児の保育所等 75万人→102万人(3歳未満児の35%※2017年までに44%)
延長保育等 79万人→96万人
放課後児童クラブ 81万人→111万人

誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
女性の社会進出を促進
→少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげる

新制度

(「子ども・子育て新システム」)

- 保育への参入は指定制。
保育の必要性の認定も全国統一の客観基準で行う。
- 保育所・幼稚園・認定こども園から移行した総合こども園のほか、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)など、選択肢を増やす。延長保育や病児・病後児保育も拡大。
- 量の拡大や充実のために十分な財源確保
- 地域の子育て支援の充実



少子化社会対策会議（第12回） 子ども・子育て新システム検討会議（第4回） 合同会議	参考1
平成24年3月2日	

○少子化社会対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）（抄）

第3章 少子化社会対策会議

（設置及び所掌事務）

第18条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第7条の大綱の案を作成すること。

二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

（組織等）

第19条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

少子化社会対策会議（第12回） 子ども・子育て新システム検討会議（第4回） 合同会議	参考2
平成24年3月2日	

「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成22年1月29日
少子化社会対策会議決定

1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」（以下、「会議」という。）を開催する。

2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

- （共同議長） 国家戦略担当大臣
 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
- （構成員） 総務大臣
 財務大臣
 文部科学大臣
 厚生労働大臣
 経済産業大臣
 その他、必要に応じて議長が指名する者

3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

4 スケジュール

平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

(別添 1)

子ども・子育て新システムに関する基本制度

平成 24 年 3 月 日
少子化社会対策会議決定

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し互いを認め合い、共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである。

幼児期の学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、極めて重要なものである。そして、子どもの健やかな育ちは、我が国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資でもある。

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないなど、子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育・保育のさらなる充実・向上を図るとともに、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。

他方、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の現実は厳しい。非正規労働者の増加などの雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞している。

子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援していく必要がある。

さらに、仕事と子育て・家庭の両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要がある。これと合わせて、子ども・子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望がかなえられる社会を実現していかななければならない。

そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える機能を新しい形で再生させる必要がある。こうした機能の再生は、地域社会そのものの再生にも大きく寄与する。

昨年の中東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。

子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない。

上記の理念を踏まえ、これまで子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下でワーキングチームが開催され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成 22 年 6 月 29 日少子化社会対策会議決定）に掲げられた幼保一体化（こども園（仮称））等の基本的方向性を踏まえて議論を重ね（基本制度ワーキングチーム 20 回、幼保一体化ワーキングチーム 9 回、こども指針（仮称）ワーキングチーム 6 回、合計 35 回開催）、「子ども・子育て新システムの具体的制度設計がとりまとめられた。政府においては、今後、本とりまとめを踏まえ、法案をとりまとめ、今国会に関連法案を提出する。また、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、平成 26 年 4 月より 8%へ、平成 27 年 10 月より 10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。また、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

I 市町村、都道府県、国の役割

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関する子ども・子育て関連の国庫補助負担金、事業主拠出等からなる財源を給付・事業に応じて一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称）。VIで後述）を導入する。

1 市町村の役割

（1）市町村の権限と責務

- 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置付ける。
 - ・ 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
 - ・ 質の確保された給付・事業の提供
 - ・ 給付・事業の確実な利用の支援
 - ・ 事業の費用・給付の支払い
 - ・ 計画的な提供体制の確保、基盤整備

（2）「市町村新システム事業計画」（仮称）の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」（仮称）を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。

○ 市町村新システム事業計画（仮称）の策定及び記載事項を法定する。

○ 市町村新システム事業計画（仮称）の必須記載事項及び任意記載事項は、以下の事項とする（5年ごとに策定。その他、計画記載事項は別紙のとおり）。

（必須記載事項）

- ・ 圏域の設定
 - ・ 幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援事業（仮称）に係る需要量の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援事業（仮称）に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

（任意記載事項）

- ・ 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・ 都道府県が行う事業との連携方策
- ・ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

○ 市町村新システム事業計画（仮称）の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みとして、子育て当事者等の関係当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずる（関係当事者の範囲及び合議体の設置はⅦで後述）。

（3）市町村の権限と責務の法律上の位置付け

○ 市町村が（1）の権限と責務を果たし、子どもが確実に学校教育・保育を受けることができる仕組みとすることが必要であり、その視点から現在の児童福祉法第二十四条を見直し、これらの権限と責務を児童福祉法及び子ども・子育て支援法（仮称）の二法の中に位置付ける。

○ 児童福祉法には、保育を必要とする子どもに対し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、関係者の連携・調整を図る旨の全体的な責務規定に加え、虐待事例など特別な支援を必要とする子どもに対する利用の勧奨や入所の措置等の規定を設けることにより、保育の利用保障を全体的に下

支えする。

- 子ども・子育て支援法（仮称）には、市町村による計画的な幼児期の学校教育・保育の整備、こども園給付（仮称）等による個人給付と権利保障、契約による利用手続・利用支援等の規定を設けることにより、確実な給付の保障を図る。
- これらにより、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にし、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障する。

（４）利用支援

- 新システムの給付・事業の導入に伴い、市町村における利用支援の取組が必要になる。
- 具体的には、市町村が中心となり、都道府県（児童相談所など）や給付・事業の主体、地域子育て支援拠点事業など多様な主体と連携し、地域の子ども・子育て家庭を支援する。
- 特に、地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭に身近な立場から、個々の事情に応じた、利用支援の役割を果たすことが強く期待される。そのため、地域子育て支援拠点事業に地域の子育て資源に精通した「子育て支援コーディネーター」（仮称）を配置するなど、市町村の利用支援の体制づくりが必要である。
※ 総合こども園（仮称）の家庭における養育の支援の強化は、Ⅲ 9（２）③で後述

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）に基づき、市町村を支援する。「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）の策定及び記載事項を法定する（５年ごとに策定。計画記載事項は別紙のとおり）。

- 都道府県新システム事業支援計画（仮称）は、新たな給付・事業を実施する上で必要な取組について、必須記載事項とする。必須記載事項及び任意記載事項は、以下の事項とする。

（必須記載事項）

- ・ 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- ・ 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ・ 人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

- ・ 市町村の業務に関する広域調整
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

- 都道府県新システム事業支援計画（仮称）の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みとして、子育て当事者等の関係当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずる（関係当事者の範囲及び合議体の設置はⅦで後述）。

3 都道府県計画と市町村計画の策定時の調整

- 需要量の見込みは、市町村新システム事業計画（仮称）の数値を足し上げ、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に記載することを基本とする。

- 市町村が、市町村新システム事業計画（仮称）を策定・変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議することとする。さらに、策定・変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出することとする。

- 市町村が計画策定段階で、関係市町村と調整する。

4 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交

付金（仮称）の交付、基本指針（仮称）の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。その際、地方公共団体とともに、子育て当事者、施設・事業者、事業主・労働者等の理解を得ることに努める。

- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する（指針記載事項は別紙のとおり）。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置付ける。

Ⅱ 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

- 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

(1) 子どものための手当（個人への現金給付）

- 子どものための手当については、新システムにおける給付に位置付ける（具体的な内容については、「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意）参照。）。

(2) こども園給付（仮称）

- こども園給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たした施設として指定を受けたこども園（仮称）に関する給付とする。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合こども園（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。総合こども園（仮称）とは、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。

(3) 地域型保育給付（仮称）

- 地域型保育給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たす事業者として指定を受けた小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び居宅訪問型保育事業者等に関する給付とする。

※ こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は、休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

- 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

- 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

(1) 地域子育て支援事業（仮称）

※ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり及び乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

(2) 延長保育事業、病児・病後児保育事業

(3) 放課後児童クラブ

(4) 妊婦健診

※ 子ども・子育て支援事業（仮称）の対象事業については、IVで詳述。

III 幼保一体化

1 基本的な考え方

- すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進する。

(1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供

(2) 保育の量的拡大

(3) 家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

○ 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

(1) 給付システムの一体化

① 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

○ 市町村は、地域における学校教育・保育の需要を始め、子ども・子育てに係る需要の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

② 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

○ 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

③ 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

○ 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

(2) 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設する。

2 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

○ 子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、産後休業・育児休業中の家庭、共働き家庭、ひとり親家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

○ 子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、

「子ども・子育て支援給付（仮称）」を保障する。

- 子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間（新システムの対象となっていないものを含む）の連携・提携等の方策を講じる。
- また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供、親子登園などの支援を行う。

3 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定するとともに、給付の一体化及び強化等により総合こども園（仮称）への移行を政策的に誘導する。
- 都道府県においては、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

※ 具体的な施策については、制度施行までに、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

※ 都道府県及び市町村においても、それぞれの新システム事業計画（仮称）に基づき、総合こども園（仮称）への円滑な移行への支援を行う。

4 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要を始め、子ども・子育てに係る需要の見込みを調査し、その結果に基づき市町村新シ

システム事業計画（仮称）を策定する。

- 市町村は、当該計画に基づき、指定されたこども園（仮称）や多様な保育事業を行う、多様な事業主体を共通の財政措置（子ども・子育て支援給付（仮称））の対象とするなど、地域の実情等に応じて提供体制を計画的に整備する。その際、保育の需要が増大している場合など、必要に応じて、公有財産の貸付等の措置を積極的に講じる。
- 家庭における養育を支援する事業（地域子育て支援拠点事業等。Ⅳ2で後述。）についても、広く財政措置の対象とし、当該計画に基づき、計画的に推進する。

5 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

（1）基本的な考え方

- 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。
- 指定制の導入により、保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設又は事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとする。

（2）具体的制度設計

① 参入段階の要件

- こども園（仮称）については、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件とする。
- 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業（以下、地域型保育（仮称）という。）を行う指定事業者については、地方単独事業の対象の個人立の認可外保育施設が存在することも踏まえ、法人でない場合でも、一定の条件を満たせ

ば、指定の対象とする。

- 指定要件については、現行の基準を基礎として、人員配置基準・面積基準等、客観的な基準を定め、適合すれば原則指定を行うことで透明性を確保する。

※ 指定基準の具体的内容については、Ⅲ 7 (2)、8 で後述

- 介護保険制度におけるこれまでの改正を参考として、必要な欠格要件（開設者が刑罰執行中、指定取消後5年以内など）を定め、基準に違反した場合などに対する厳格なペナルティを設ける。

② 運営段階・撤退段階の要件等

- 繰入れや剰余金の配当に関する法的な規制は行わず、他事業会計との区分会計を求める。
- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせる。
- 指定辞退・事業の廃止の届けについては、法律で3ヶ月以上の予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようなするための調整義務を施設・事業者に課す。
- 施設・事業者による調整が円滑に行われるために必要な場合は、都道府県又は市町村が関係者相互間の連絡調整等の援助を行うことができることとする。
- 指定については、質の確保の観点から、5年ごとに更新する。
- 透明性を高め、学校教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が子どもにとって最善の選択を行えるように、情報開示の義務化を行う。

- 具体的には、以下の項目について情報開示を行う。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数・勤続年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

※ 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

- 指定を受けた施設・事業者は、介護保険制度、障害者自立支援制度と同様に、法令遵守等に係る業務管理体制を整備し、これに関する届出を行うこととする。

③ 指定・指導監督の主体

- ア こども園（仮称）
 - i) 指定・指導監督の主体
 - 新システムの実施主体が市町村（基礎自治体）であることから、こども園（仮称）の指定・指導監督の主体は市町村とする。

 - こども園（仮称）の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、こども園（仮称）の指定・指導監督の主体となる市町村では、当該行政権限を行使する際には、子ども・子育て支援法において条例により市町村に設置することができることとされる合議体（地方版子ども・子育て会議）又は子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととする（Ⅶで後述）。

※ 地方版子ども・子育て会議の構成員について、住民その他の関係者の意見を聴き、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた調査審議ができるように配慮

 - ii) 指定する際の都道府県と市町村との調整
 - 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、

都道府県知事との協議を行うことを法令に規定する（関係市町村との調整も留意）。

イ 地域型保育（仮称）を行う指定事業者

○ 地域型保育（仮称）を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

○ 事業所が市町村の区域外にある場合、所在地の市町村長の同意を必要とすることを法令に規定する。

④ 指定・指導監督の権限

○ 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体である市町村に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

○ また、市町村が上記の指導監督権限を実施する場合、その実効性を高めるため、立入検査などを総合こども園（仮称）などの認可権者である都道府県と共同で実施する等の取組を可能とする。

⑤ 需給調整

○ 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定する。

○ ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における需要見込み量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

※ 目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針を示すに当たっては、子ども・子育て会議（仮称）の審議を経ること、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示を行うこと等により、適正性・透明性を確保する。

- その際、恣意的な需給調整が行われることがないよう、指定基準等の策定及び指定の段階、事業計画の策定の段階、実際の需給調整の段階において、それぞれ透明性・客観性を確保する。
- 実際の需給調整のうち、新規の指定を行わないことについては、以下のような事項を勘案しながら、幅広い関係当事者からの意見聴取等、停止権限の発動に当たってのルール、プロセスにおける透明性を確保する。
 - ア 広域調整が必要となる市町村域を超えた需要見込み量の取扱い
 - イ 需要見込み量に対して一定割合を超える供給がなされている場合に限定するなど、需給調整の発動の要件
 - ウ 新規指定の申請が競合し、両者を指定すると需要見込み量を超過する場合などにおける、他地域における実績、利用者の利便性、社会的養護を必要とする子どもの育ちの支援に果たしている役割、夜間保育・病児保育等の特別な機能への考慮
- 実際の需給調整のうち、指定の更新を行わないことについては、基本的な考え方は新規の指定を行わないことと同様であるが、その際、対象となる指定施設の利用者・事業者への影響が大きいことから、可能な限り抑制的に行うこととする。
 - したがって、
 - ア 利用者や事業者の選択、判断による供給の適正化
 - イ なおも供給が需要を上回る場合における、都道府県、市町村、対象地域内の事業主体など関係当事者の合意を得て計画的に行われる供給体制の再構築を前提とし、それでも供給体制の再構築を進める上でやむを得ない場合に限ることを基本とする。

⑥ 会計基準

- 個人給付となるこども園給付（仮称）の創設に伴い、事業者の法人種別に応じた会計処理方式とする。

その際、複数事業部門を有する事業者の場合、こども園給付（仮称）の資金の流れが分かるよう、部門ごとの会計状況が明確になるような仕組みを設ける。

※ 詳細については、介護保険制度等を参考に、制度施行までに検討する。

※ なお、総合こども園（仮称）における資金流出を制限するための仕組みについては9（3）②イを参照。

(3) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす。

※ 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意する。

6 新システムにおける行政が関与した利用手続

(1) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

※ 制度施行の際、現に幼稚園・保育所を利用している子どもに関する認定については、必要な準備期間を設けつつ、簡素な手続きとなるよう検討する。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

- 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

- 具体的な認定基準と認定手続は、以下のとおりとする。

i) 認定基準

A 事由

a. 就労

- フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

- 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くするなど、詳細については制度施行までに検討する。

- その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

- 月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当）」及び「主にパートタイムの就労を想定した短時間利用」）を設定

C 優先利用

- ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

- 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

- 市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、認定証を交付する。

- 認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続 （満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

- 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

- 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを認定証に記載して交付する。

※ 認定証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、事務ができるだけ簡素なものとなるよう、制度施行までに検討する。

② 公的契約

- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

 - 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。
 - ア 定員に空きがない場合
 - イ 定員以上に応募がある場合
(この場合、選考の実施が必要となる。)
 - ウ その他特別な事情がある場合

 - 定員については、保育の必要性の認定を受けた子どもの利用と、保育の必要性の認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育の必要性の認定を受けた子ども、保育の必要性の認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

 - 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。

 - 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。
 - ア 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。
 - ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。
 - iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
- ※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子ども

- i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
- ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(2) 市町村の関与

① 関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 要保護児童、障害児等の特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者のあっせんを行うほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行うこととする。

② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提である。その上で、当面の対応のため、次のような対応を行うこととする。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

- ・ それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③ 市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する（措置による入所・利用）こととする。

④ 利用者負担の強制徴収について

- 新システムにおいては、現行の保護者が市町村と契約する仕組みから、保護者が施設と契約する仕組みへと変わるものの、利用者負担の確実な支払いが担保される必要性は従来と変わらないため、改正後の児童福祉法第二十四条に規定される市町村の責務も踏まえ、利用者負担の支払いに関して確実な支払いを担保する仕組みを設けることについて、更に検討する。

7 こども園給付（仮称）の創設

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合こども園（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

(2) 指定基準

- こども園（仮称）の指定基準については、国が定める基準を踏まえ、指定権限を有する市町村が条例で定める。
- 国が定める基準については、以下のとおりとする。
 - ア 「職員の資格、員数」、「保育室及びその面積」、「施設が利用定員を定めること」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の

確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

○ 学校教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討する。

※ 指定基準に係るそれぞれの事項の具体的内容については、学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園制度の基準を基礎としつつ、制度施行までに更に検討する。

※ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意する。

※ 制度施行までの間、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の認可外保育施設運営支援事業を最大限活用し、待機児童解消のため可能な限り多くの認可外保育施設が指定基準を満たすことができるよう支援する。

(3) 給付の内容

① 給付構成

○ こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。

- ・ 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

※ 「標準的な教育時間」とは、学校教育における教育課程に係る時間を言う。
以下同じ。

※ 休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

② 公定価格

○ こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。

○ 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。

- ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
- ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。

- 公定価格の具体的な設定については、今後、制度の施行までに検討する。

③ 支払い方法

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、②で記述したとおり、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。

④ 施設整備費

- 保育所等の施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費の全国的な状況を踏まえ、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することによ

り、施設整備を支援する。また、当該給付は、賃借によって施設を設置する場合の建物賃借料にも対応し、地域の実情に応じた設置形態による基盤整備を進める。

※ 施設整備費の補助金は基本的に廃止する。

※ 過去に施設整備補助を受けて整備した施設については、整備からの経過年数等に応じて調整。

※ 施設整備の際に必要な資金調達については、政策的な融資によって支援する。

- これと併せて、当面、緊急に対応する必要がある
 - ・ 増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築
 - ・ 幼稚園における調理室の新設
 - ・ 施設の耐震化等については、別途の支援を行う。

- これらを踏まえ、新システムへの円滑な移行のために、
 - ・ 給付の設定
 - ・ (新たな給付の設定に伴う) 政策的な融資
 - ・ 当面の緊急対応である施設整備への支援について、既存の財政措置との連続性を念頭に置きつつ、制度施行の際に重複なく適切な措置を講じる。

⑤ 上乗せ徴収

ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。

- 国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

- 低所得者に対しては、公費による補足給付を行うこととし、市町村において、国が定める実費徴収に関する基準、地域における実態を踏まえつつ、必要な給付を行う事業とする。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。
 - i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
 - ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること
 - iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

- なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

8 地域型保育給付（仮称）の創設

（1）基本的な制度設計

- こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ・ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ・ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ・ 居宅訪問型保育
 - ・ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

- 小規模保育、家庭的保育など、地域の実情を踏まえつつ、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。
- 各事業の指定基準については国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。
- 国が定める基準については、以下のとおりとする。
 - ア 「職員の資格、員数」、「事業者が利用定員を定めること」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
 - ※ 指定基準に係るそれぞれの事項の具体的内容については、制度施行までに検討する。その際、家庭的保育のように、実施に当たっての基準が既にあるものについては、現行の基準を基礎として検討する。
 - ※ 小規模保育等においても、質の確保を図っていくこととなるが、その際に、地域の実情に応じて、公的スペースの活用・共用などが行いやすいよう、「保育室及びその面積」については「参酌すべき基準」とする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）と同様とする。
 - ※ 事業所内保育施設については、その利用実態も踏まえつつ、新システム等における取扱いの在り方を検討。
- 3歳以上児の学校教育・保育を行うこども園（仮称）との連携を確保する（分園を含む）。なお、連携先のこども園（仮称）の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
- 新システムの施行の際、現に家庭的保育を実施している市町村については、特段の申し出がない限り、地域型保育事業者（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける。

(2) 小規模保育、居宅訪問型保育の創設等

- 現在、法律上の根拠を有しない小規模保育、居宅訪問型保育

については、家庭的保育と同様に、児童福祉法に事業の根拠（定義）を位置付ける。

※ 現行法上、これらの保育は認可外保育との位置付け。

※ 国の基準と地方の裁量の関係については、上記（１）のとおり。

○ また、事業開始の手続きや監督権限は、現行の家庭的保育と同様にする。

○ 現行制度では第二種社会福祉事業の要件を満たさないもの（通所定員 20 人未満）に該当する小規模保育のうち、一定規模（10 人以上）を満たすものを第二種社会福祉事業として法令に位置付けることにより、小規模な放課後児童クラブなど他の事業を併設する基盤になることが可能となる。

（３）地域型保育（仮称）の充実及び展開

① 地域型保育（仮称）の充実による都市部の待機児童対策

○ 地域型保育（仮称）を 3 歳未満児を重点にした小規模な保育の類型として新設することにより、都市部での小規模な拠点の整備を推進する（例：余裕教室等の公的空間、賃貸スペース等を活用）。

○ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりを併設し、一体的に取り組む形態も想定される。

② 一般市町村における地域型保育（仮称）の展開（多機能型）

○ 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有するこども園（仮称）による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育（仮称）を組み合わせ、地域の保育機能を確保する。

○ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組みとする。これにより、郡部などの人口減少地域等でも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保することができる（放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一

時預かりなどの本来の要件についての考え方はIVで後述)。

- 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、3歳未満児だけでなく、例外的に3歳以上児の利用も認める。この際、3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、こども園（仮称）や地域の小学校との連携を法令に位置付け、制度施行までに具体的な連携方策を検討する。
- 都市部の待機児童対策としての地域型保育（仮称）との違いに留意する。

9 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

(1) 基本的位置付け

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設する。総合こども園（仮称）の根拠法として総合こども園法（仮称）を制定する。
- 総合こども園（仮称）においては、
 - ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
 - ② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
- 総合こども園（仮称）については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第二種社会福祉事業として位置付ける。
 - ※ 総合こども園（仮称）は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。（総合こども園（仮称）における学校教育は、幼稚園と同様に、幼児の具体的な生活経験に基づいた総合的指導を行い、幼児の健やかな成長のための適当な環境における心身の発達を助長する目的で行われるもの。）
 - ※ 総合こども園（仮称）は、幼稚園とともに、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園（仮称）への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなどが挙げられる。

（2）基本的な考え方

- 総合こども園（仮称）の創設により、次の内容を実現する。

① 学校及び児童福祉施設の位置付けの付与による学校教育・保育の質の保障

- 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育としての位置付けを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置付けを付与する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、一定の期間（制度の本格施行から3年程度（必要に応じて期間の延長を検討）。この間に設置基準（特例あり）を満たすこととする。）後にすべて総合こども園（仮称）へ移行する。また、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園等の総合こども園（仮称）への移行を促進する。

- これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

② 保育の量的拡大

- 現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

③ 家庭における養育の支援の強化

- 現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機

能を強化する。

※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

④ 二重行政の解消

○ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁（地方公共団体）の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

○ 総合こども園（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合こども園（仮称）における指導・援助の要領として「総合こども園保育要領（仮称）」を定める。

※ 総合こども園保育要領（仮称）については、こども指針（仮称）を踏まえ、策定する。その際、小学校教育との連携・接続を確保する。

(3) 設置主体等の在り方

① 基本的な考え方

○ 総合こども園（仮称）の設置主体は、組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

※ 都道府県等が設置認可を行うにあたり、一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人は、学校法人、社会福祉法人と同列に扱う。

② 株式会社、NPO等の法人に求められる一定の要件

ア 参入段階

○ 認可要件については、学校法人・社会福祉法人等に課されている要件を踏まえ、以下のような要件を課す。

i) 総合こども園設置基準（仮称）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該総合こども園（仮称）の経営に必要な財産を有すること

ii) 当該総合こども園（仮称）の経営を担当する役員が、学校教育・保育を一体的に提供する総合こども園（仮称）

- を経営するために必要な知識又は経験を有すること
- iii) 当該総合こども園（仮称）の経営を担当する役員が社会的信望を有すること

イ 運営段階

- i) 当該総合こども園（仮称）の経営に係る経理を他の経理と分離する。
- ii) 総合こども園会計からの資金流出を制限する。
- 総合こども園（仮称）の永続性を担保するため、
- A 区分経理された「総合こども園会計」から「子ども・子育て新システム関係事業及び学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入れは認めない。
- B 総合こども園会計からの株主への配当については、一定の上限を設ける。
- iii) 業務状況書類等を作成し、関係者からの請求に応じて閲覧させる。

③ 私立施設の撤退段階の規制（設置主体を問わない）

- 施設の廃止は、広域自治体である都道府県等の「認可」を要することとし、都道府県等は、「現在及び将来の地域における学校教育・保育の需要」を考慮した上で、その可否を判断する。

(4) 設置認可・指導監督等

① 設置・廃止の手続き

- 設置・廃止の手続きは、現行の幼稚園及び保育所に関する手続きを踏まえ、以下のとおりとする。
- ア 公立の総合こども園（仮称）の設置・廃止については、届出
- イ 私立の総合こども園（仮称）の設置・廃止については、認可

② 監督

- 現行の幼稚園に対する閉鎖命令と現行の保育所に対する立入検査、改善勧告、改善命令、認可の取消の権限をあわせて、監督権者に付与するものとする。

※ 認可の取消については私立のみ。

③ 設置認可・指導監督等の主体

- 総合こども園（仮称）の設置認可、指導監督等の主体については、都道府県を基本としつつ、大都市（指定都市、中核市）については権限を移譲する。

- 総合こども園（仮称）は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事（指定都市、中核市については市長）が行う。

- 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。

④ 審議会

- 都道府県知事等が総合こども園（仮称）の設置認可や重大な行政処分（事業停止命令、閉鎖命令又は認可の取消）を行う場合には、行政処分の適正性を確保する観点から、教育や児童福祉に関し学識経験を有する者等からなる総合こども園（仮称）に関する審議会の意見を事前に聴かなければならないこととする。なお、総合こども園（仮称）に関する審議会は、学校教育と保育に関する既存の審議会を活用するなど、地域の実情に応じて、弾力的な設置・運営が行えるようにする。

⑤ 地方公共団体の長と教育委員会の関係

- 地方公共団体の長が総合こども園（仮称）に係る事務を行う場合には、教育委員会は、以下のとおり、一定の関与を行うこととする。

（公立）

- 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する総合こども園（仮称）に関する事務を管理、執行するに当たり、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないこととする。

- 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する総合こども園（仮称）に関する事務の管理及び執行について、必要と認めるときは、地方公共団体の長に対し、意見を述べるができることとする。

（私立）

- 都道府県知事等は、私立の総合こども園（仮称）に関する事務を管理・執行するに当たり、必要と認めるときは、都道府県等教育委員会に対し、専門的事項について助言又は援助を求めることができることとする（現行制度と同様）。

（5）設置基準

- 学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。

※ 学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 設置基準に係るそれぞれの事項の具体的内容については、制度施行までに更に検討する。

- 総合こども園（仮称）における学校教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討する。

- 総合こども園（仮称）の設置基準については、国が定める基準を踏まえ、都道府県等が条例で定める。

- 国が定める基準については、以下のとおりとする。

ア 「学級の編制」、「職員の資格、員数」、「保育室及びその面積」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

- 既存施設から移行する場合、学校教育、保育の質を確保する

観点に加え、幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行を考慮し、原則として、現行の幼保連携型認定こども園における基準の特例を下回らない特例を設ける。

※ 上記の取り扱いは特例であり、本来の基準を満たすことが基本である。また、この基準を満たすために必要な支援策についても検討する。

(6) 施設に置かれる職員

○ 総合こども園（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

○ 具体的には、園長、保育教諭（仮称）、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員を必置とする。

※ 総合こども園（仮称）に置かれる職員のうち、資格要件に対して罰則を課す必要がある職員や特例が他の法律で規定されている職員については、法律で規定する。

○ 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

※ いずれかしか有しない者については、特例措置を講じる。

○ なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

(7) 職員の身分等

① 公立の総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等の身分

○ 公立の総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等については、基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員として取り扱う。

② 保育教諭等の研修

（公立）

○ 教育基本法第九条の規定により、保育教諭（仮称）等の研修の充実を図る。

また、保育教諭（仮称）等は、絶えず研究と修養に努めな

なければならないとする。

- 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

(私立)

- 教育基本法第九条の規定により、保育教諭（仮称）等の研修の充実を図る。
また、保育教諭（仮称）等は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

③ 政治的行為の制限

(公立)

- 総合こども園（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- 保育教諭（仮称）等について、その政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合こども園（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

④ 職員の給与及び福利厚生（退職金、年金及び医療保険）

(公立)

- 総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等は、保育所の職員に近い勤務態様となるため、教職調整額制度は適用せず、時間外勤務、休日勤務を行った場合はそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

- 公立総合こども園（仮称）の職員については、公立学校共済組合に加入することを基本とし、具体的には今後更に検討する。

(私立)

- 私立総合こども園（仮称）の職員については、設置主体（学校法人・社会福祉法人等）に応じて、対象となる福利厚生制度に加入する。

※ 社会福祉法人等が設置する幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園が総合こども園（仮称）に移行した場合等については、移行前に加入していた年金・医療保険制度に加入できるようにすることについて検討。

(8) 評価、情報公開

- 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力を資するため、総合こども園（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

(9) その他

① 公的貸付

- 設置主体により分けることとし、学校法人立の総合こども園（仮称）は日本私立学校振興・共済事業団の貸付対象、社会福祉法人立の総合こども園（仮称）は、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象とする。

② 保健

- 総合こども園（仮称）においては、乳児及び幼児の保健衛生の確保の観点から、以下のような措置を講じる。
 - ア 感染症の流行を防止するための措置として、総合こども園（仮称）においても出席停止や臨時休業を行えることとする。ただし、感染症の流行時においても保育を必要とする子どもに対して、確実に保育が提供される体制を事前に調整する等の対応を行うこととする。
 - イ 保健計画の策定、保健室の設置、健康診断の実施、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置を行うこととする。

③ 災害給付

- 総合こども園（仮称）については、幼稚園及び保育所と同様、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済

給付の対象とする。

④ 「総合こども園（仮称）」の名称の使用制限

- 「総合こども園（仮称）」という名称について使用を制限する。
- 当該名称の使用制限については、総合こども園法（仮称）の施行後、一定の猶予期間を設ける。

⑤ 税制上の措置

- 総合こども園（仮称）に係る税制については、現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成 25 年度以降の税制改正要望を通じて検討する。

⑥ 認定こども園からの移行

- 認定こども園については、現行制度において幼児期の学校教育・保育を一体的に提供する施設としての先駆的取組であることから、
 - ア 基準を満たすものについては、新制度において、総合こども園（仮称）に円滑に移行できるような特例を設ける。
 - ※ 例えば、総合こども園（仮称）の認可の申請があった場合に、基準を満たしていれば、都道府県がこれを認可しなければならないとする特例を設けることなどについて、更に検討する。
 - イ 現在は基準を満たさないものについても、施設の実態を把握した上で、総合こども園（仮称）の基準を満たすために必要な支援策を検討する。
- 異なる 2 法人が共同して運営している認定こども園が 1 つの総合こども園（仮称）に円滑に移行することのできる仕組みについて別途検討する。
- 認定こども園制度自体は廃止するが、新制度施行までに認定こども園の認定を受けた施設については、新制度施行後も「認定こども園」の名称を使用することを妨げない。

(10) 経過措置等

- 保育所（満 3 歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除

く。)については、小学校就学前のすべての子どもに学校教育を保障する観点から、一定の期間（制度の本格施行から3年程度（必要に応じて期間の延長を検討）。この間に設置基準（特例あり）を満たすこととする。）後にすべて総合こども園（仮称）に移行する。

※ 幼稚園からの移行については9（1）参照。

- 公立保育所の総合こども園（仮称）への移行に係る法制上の取扱いについては、移行期間の延長を含めて、引き続き検討する。
- 関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- この他、総合こども園（仮称）への移行に係る必要な経過措置等について、引き続き検討する。

IV 子ども・子育て支援事業（仮称）

1 子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲

- 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
 - ① 地域子育て支援拠点事業
 - ② 一時預かり
 - ③ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ④ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ⑤ ファミリー・サポート・センター事業
 - ⑥ 子育て短期支援事業
 - ⑦ 延長保育事業
 - ⑧ 病児・病後児保育事業
 - ⑨ 放課後児童クラブ
 - ⑩ 妊婦健診
 - ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（仮称）（Ⅲ 7（3）⑤ア参照）
 - ⑫ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業（例：特別支援教育に関する支援等）

- 現在、法律上の根拠を有しない「④」、「⑤」、「⑦」、「⑧」、「⑪」、「⑫」については、法律に事業の根拠（定義）を位置付ける。
- 子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲については、「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣合意）との整合性に留意することが必要。

2 地域子育て支援事業（仮称）

- 上記「①」～「⑥」、「⑪」、「⑫」の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要である。特に、地域子育て支援拠点事業については、地域の子育て資源に精通した「子育て支援コーディネーター」（仮称）を配置するなどにより、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用支援の役割を果たすものとする。
- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施することとし、市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県等との連携方策を位置付ける。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。

- その際、現在、国が法令上の基準を設定している地域子育て支援拠点事業及び一時預かり以外は、国が技術的助言（・交付金の基準）として提示する（新たな法令による基準は設定しない。基準の客観性は担保）。

3 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置付ける。
 - ① 延長保育事業
 - 契約による利用時間以外の時間に、認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業
 - ② 病児・病後児保育事業
 - 病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国が技術的助言（・交付金の基準）として提示する（新たな法令による基準は設定しない。基準の客観性は担保）。
- 病児・病後児保育事業を行う場合の都道府県・指定都市・中核市への届出、指導監督は一時預かりと同様とする。

4 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。
- 国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行う。

5 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置付けることとし、市町村において確実な実施を図る。
- 国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について、乳幼児健診の取扱いや現行の事業実態を踏まえ、法令上の基準を新たに母子保健法体系に示すこととする。

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。

※ 都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。

※ 障害児通所支援の実施主体については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）により、都道府県等から市町村

に移行される

※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要である。

- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを設ける。
- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを設ける。
- 改正後の児童福祉法に規定される保育の措置は、市町村（新システムの実施主体）が判断して実施する。なお、都道府県等（措置制度等の実施主体）が、把握した児童に対して、保育の措置が必要と認めたときは、市町村に報告・通知しなければならない仕組みを設ける。また、要保護児童対策地域協議会を活用する等により、都道府県と市町村の間で、保育の措置を行った児童に関する情報交換を行う。
- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付ける。

VI 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）、市町村事業（子ども・子育て支援事業）の実施に必要な費用について、それぞれの給付・事業の性格に応じて、包括的に国庫負担及び国庫補助を行う（法令上及び予算上は区分）。これらの国庫負担金及び国庫補助金を「子ども・子育て包括交付金（仮称）」と総称する。
- 財源保障の在り方としては、個人給付（子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称））は、国庫負担金（義務的経費）とし、市町村事業は、国庫補助金（裁量的経費）とする。

- 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行う。

市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議（仮称）において費用の使途実績、事業の点検評価を分かりやすい形で行うことなどを通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。

- 国における会計については、Ⅷ3で後述のとおり、事業主拠出金を求めることを踏まえ、区分経理（特別会計における勘定）を行う。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

Ⅶ 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）、有識者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。

- 子ども・子育て会議（仮称）は、国の審議会等として設置し、透明性を担保し、効果的かつ効率的な制度運用を確保するため、以下の事務を所掌するものとする。

- ① 策定に当たって会議に諮ることを義務付ける事項

- ア 基本指針

- イ 給付の内容・費用負担の在り方に関する事項

- ② 必要に応じて会議で調査審議を行う事項

- ア 子ども・子育て支援法（仮称）の施行に関する重要事項

- イ 費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価（P D C A機能）

- 構成員については、費用負担者や実施主体（地方公共団体関係者）はもとより、上記のような幅広い関係者（地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支

援に関する事業に従事する者)、有識者)が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとする。

- 地方公共団体においても、国の子ども・子育て会議（仮称）と同様の関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（地方版子ども・子育て会議）を設けることが必要。地方公共団体の判断により、国に設置する会議と同様の事務を所掌する合議体が設置できる旨を法定。

※ 地方公共団体に合議体を設置することは、特に小規模な市町村において柔軟な対応ができるよう、義務付けは行わない。

- ただし、こども園（仮称）の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、当該権限を行使する際には、合議体を置く場合にはその合議体の意見を聴くこととし、合議体を置いていない場合には、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととする。

※ いずれの場合も、合議体の構成員について、住民その他の関係者の意見を聴き、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた調査審議ができるように配慮。

VIII 費用負担

1 新システムの費用負担の在り方について

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。

2 新システムの国・地方の費用負担

- 新システムにおける国・地方の費用負担については、「IV 子ども・子育て包括交付金（仮称）等」で示した考え方に従い、それぞれの区分ごとに、以下のとおりとする。

(1) 子どものための手当

- 「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 20 日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意）により決定されたとおり法律に規定する。

・ 国：地方＝2：1

・ 事業主は被用者（所得制限額未満）の3歳未満の子に係る7／15

※ 公務員分については所属庁が負担。

(2) こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）

○ それぞれの給付における国と地方の役割分担や、私立保育所、私立幼稚園に係る現行の制度等を踏まえて法律に規定する。

・ 国：地方＝1：1

※ 公立施設に対するこども園給付（仮称）は、市町村が10/10負担。

※ こども園給付のうち、当分の間、保育の必要性の認定を受けない子どもについて支給される、地域の実情を踏まえて市町村が定める額の部分については、地方が10/10負担する。

(3) 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 国と地方の役割分担や、現行の事業等を踏まえて設定。

・ 国等※：地方＝1：2

※ 放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業（これらの質の改善に係る費用を除く）については事業主、それ以外は国とする。

（事業主拠出を充当する範囲は法律で規定する）

・ 負担割合は、交付要綱等で設定（法律に規定しない）。

3 事業主負担の考え方

○ 子ども・子育て施策については、公費で負担することが基本。事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに設定する。

※ 事業主負担の在り方については、XIの見直しに際して改めて検討する。

○ 新システムは、事業計画の期間（5年）を一期間とした中期財政運営を基本とする。

○ 事業主拠出を充当する対象範囲は法定する。

具体的には、子どものための手当と両立支援のための子ども・子育て支援事業（仮称）（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業。これらの事業の質の改善に要する経費を除く。）に充当することとする。

※ XIの見直しに際し、事業主拠出の充当範囲については、受益と負担の対応関係を踏まえた見直しを検討する。

- 事業主拠出を充当する割合について、子どものための手当については、「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 20 日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意）により決定されたとおりとする。

また、両立支援のための子ども・子育て支援事業（仮称）に対して事業主拠出を充当する割合については、従来どおりとする（交付要綱等において設定）。

- 事業主拠出は、従来の児童手当拠出金と同様に、厚生年金ルートでの拠出とする。

※ 社会保障・税に関わる番号制度（マイナンバー）の活用等による新たな徴収ルートを求めることについては、事業主間の公平性を確保する観点から、マイナンバーの利用開始を踏まえ、改めて検討。

- 上記の事業主拠出を充当する対象範囲の給付・事業については、事業主拠出の額を勘案して「拠出金率」の上限について法定し、政令で拠出金率を定める。

※ 法定する上限は、政府の平成 24 年度予算案と整合性を図る必要から 1.5%とする。

- 拠出金率に関し、事業主が意見を申し出ることができる旨を法定する。

その際、事業主の意見提出の機会を実質的に保障するため、政府は十分な情報提供を行うとともに、事業主代表との意見交換を十分行い、提出された意見は尊重するものとする。

- 概算・清算等の仕組みについては、別途検討。

- 事業主拠出金の使途については、関係者が参画する子ども・子育て会議（仮称）で定期的にチェックし、透明性・効率性を確保する（Ⅶで既述）。

また、定期的に事業主との意見交換を行うこととする。

4 新たな制度における利用者負担について

- 新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

- 具体的には、所得階層区分ごと、保育の必要性の認定の有無、認定時間（利用時間）の長短の区分ごとに定額の負担を設定する。
 - ア 保育の必要性の認定を受けた子どもの場合
 - ・ 現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間（利用時間）の長短の区分ごとに定額（月額）の負担を設定する。
 - ・ 満3歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めていることや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担の在り方との整合性を考慮し、一定階層以上については一律の負担とする。
 - ・ 新システムの実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は市町村民税額を基に行う。
 - ・ 同一世帯の複数の子どもが保育等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。
 - ・ 家庭的保育、小規模保育等の多様な保育に係る利用者負担についても、同様の整理を基本とする。
 - ※ 延長保育、病児・病後児保育等については、現行の各事業との整合性等を踏まえ、整理する。
 - イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの場合
 - ・ 現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本とする。
 - ・ その上で、長時間利用の子ども利用者負担の考え方との関係については、引き続き整理する。
- 利用者負担の設定については、国が定める全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準額を定めることとする※。その際、各市町村が単独事業として利用者負担を軽減する措置については、現行と同様に、各市町村の判断により行うことを妨げないものとする。
 - ※ 実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める（Ⅲ7参照）。
- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、検討する。

5 既存の財政措置との関係について

(1) 公立のこども園（仮称）について

- 公立のこども園（仮称）については、財源は現行と同様に地方交付税により措置しつつ、その役割等を踏まえ、新システムにおける「こども園給付（仮称）」の対象に含めることとし、利用手続や給付制度は公立・私立共通のものとする。
- 都道府県立及び市町村立のこども園（仮称）のどちらも、市町村長の指定を受けることとし、指定基準の遵守、指導監督等は、私立のこども園（仮称）と共通のものとする。
- 公立のこども園（仮称）についても、地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議（仮称）において費用の使途実績、事業の点検評価を分かりやすい形で行うことなどを通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。

(2) 私立施設に対する機関補助（私学助成）について

- 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分（一般補助）については、原則として、こども園給付（仮称）に統合する。
- 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組（特別補助）のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの（預かり保育、子育て支援）については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業（仮称）（一時預かり、地域子育て支援拠点）に位置付ける。
 - ※ 現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業（仮称）の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。
- 一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの（例：特別支援教育、幼児期の学校教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組）については、幼児期の学校教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、

同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方に基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園（仮称）を対象に追加する。

※ 株式会社、NPO等の行う特別支援教育等については、子ども・子育て支援事業（仮称）による支援を検討（Ⅳ 1 参照）。

○ 指定を受けない幼稚園の場合には、新システムの枠外で、私学助成を継続する。

※ 現に幼稚園の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける（Ⅲ 5（3）参照）。

（3）幼稚園就園奨励費補助

○ 現行の私立幼稚園に通う子どもに係る幼稚園就園奨励費補助については、原則として、こども園給付（仮称）に統合し、こども園給付（仮称）の中で、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。

○ 現行の公立幼稚園に関しては、新たな制度において、公立こども園（仮称）に通う保育の必要性の認定を受けない子どもの利用者負担について、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。

○ 指定を受けない私立幼稚園に通う子どもについては、幼稚園就園奨励費補助その他の保護者負担の軽減のための補助により対応する。

（4）国立大学運営費交付金

○ 国立大学附属幼稚園については、市町村が新システム事業計画の下で地域の実情等に応じて計画的に整備する施設ではないことから、指定制及びこども園給付（仮称）の対象とせず、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することとする。

6 恒久財源の確保

○ 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充※は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。

- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項※については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・小規模保育など新たな保育の類型を創設
 - ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - ・3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
 - ・地域支援や療育支援の充実
 - ・給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。） 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

- そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて 2015 年度で 1 兆円超と見込まれる。

※ 「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015 年における子ども・子育て分野の追加所要額（公費）は 0.7 兆円程度（税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超程度の措置を今後検討）とされた。

※ さらに、「平成 24 年度以降の子どものための手当等について」（平成 23 年 12 月 20 日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意）においては、「子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革本部決定）において、税制抜本改革以外の財源を含めて 1 兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。」とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない（なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な

基盤整備（耐震化を含む）等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。）。

- ※ 指定制の導入等による保育等への多様な事業主体の参入を促進（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る）。
- ※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- ※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

Ⅸ 国の所管及び組織体制について

- すべての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係る「子ども・子育て支援法（仮称）」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 総合こども園（仮称）は、総合こども園法（仮称）に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法（仮称）を所管することとなる内閣府で所管することが適当である。
- 同時に、総合こども園（仮称）の認可を受けることにより、その効果として、学校教育の法体系における学校及び児童福祉の法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文部科学省、厚生労働省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。
- 省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法（仮称）及び総合こども園法（仮称）における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

Ⅹ ワーク・ライフ・バランスについて

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

- 新システムにおけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、国、地方、事業主の取組については、以下のとおりとする。

- ① 国・地方の役割

- 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」等又は子ども・子育て支援法（仮称）に基づく「市町村新システム事業計画（仮称）」等で、職業生活と家庭生活との両立に関することを規定するとともに、国が策定する指針等でその内容を明示することとする。

- ② 事業主の責務の位置付け

- 子ども・子育て支援法（仮称）に、事業主自らのワーク・ライフ・バランスへの取組や、国や地方の施策への協力を、事業主の責務として規定することとする。

- ③ 事業主行動計画の位置付け

- 基本制度ワーキングチームにおいて、子育て期の労働者のワーク・ライフ・バランスを確保する重要性についてのご意見があったことも踏まえ、今後、平成 27 年度以降の取扱いを政府において別途検討する（今回は改正しない）。

XI 制度施行後の見直し

- 新制度施行から一定期間を経過した後、新システムの施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、制度全般（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、子ども・子育て支援事業（仮称）、総合こども園（仮称）、子ども・子育て包括交付金（仮称）、費用負担（事業主負担の在り方等）、既存の財政措置との関係（公立のこども園、私学助成等）等）について見直しを図ることとする。

(別紙) 市町村新システム事業計画(仮称)、都道府県新システム事業支援計画(仮称)、国の基本指針(仮称)の記載事項

1 市町村新システム事業計画(仮称): 5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援の需要
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ 妊婦健診の需要
- 提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ こども園(仮称)
 - ・ 地域型保育(仮称)
 - ・ 地域子育て支援事業(仮称)
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

(任意記載事項)

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

2 都道府県新システム事業支援計画(仮称): 5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支

援に着目した専門的な支援に係る事業

- 人材の確保・資質の向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 指定施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

3 国の基本指針（仮称）

- 子ども・子育てに関する理念（こども指針（仮称））
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
 - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
 - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - ・ 人材の確保・資質の向上
- 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
 - ・ 目標値の設定
 - ・ 需要の見込量
 - ・ 提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

等

等

子ども・子育て新システム法案骨子

平成 24 年 3 月 日
少子化社会対策会議決定

I 市町村、都道府県、国の役割

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。

1 市町村の役割

(1) 市町村の権限と責務

- 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を児童福祉法及び子ども・子育て支援法（仮称）の二法に位置づける。
 - ・ 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
 - ・ 質の確保された給付・事業の提供
 - ・ 給付・事業の確実な利用の支援
 - ・ 事業の費用・給付の支払い
 - ・ 計画的な提供体制の確保、基盤整備

(2) 「市町村新システム事業計画」（仮称）の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及び実施時期等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」（仮称）（5年ごとに策定）を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画（仮称）の必須記載事項及び任意記載事項は、以下の事項とする（必須記載事項）。

- ・ 圏域の設定
- ・ 幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援事業（仮称）に係る需要量の見込み
- ・ 幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援事業（仮称）に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

（任意記載事項）

- ・ 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・ 都道府県が行う事業との連携方策
- ・ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

- 市町村新システム事業計画（仮称）の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みとして、子育て当事者等の関係当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずる（関係当事者の範囲及び合議体の設置はVIで後述）。

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う旨を法律に規定する。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）（5年ごとに策定）に基づき、市町村を支援する。
- 都道府県新システム事業支援計画（仮称）は、新たな給付・事業を実施する上で必要な取組について、必須記載事項とする。必須記載事項及び任意記載事項は、以下の事項とする。

（必須記載事項）

- ・ 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ※ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- ・ 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障

害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業

- ・ 人材の確保・資質向上

(任意記載事項)

- ・ 市町村の業務に関する広域調整
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

- 都道府県新システム事業支援計画（仮称）の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みとして、子育て当事者等の関係当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずる（関係当事者の範囲及び合議体の設置はVIで後述）。

3 都道府県計画と市町村計画の策定時の調整

- 市町村が、市町村新システム事業計画（仮称）を策定・変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議することとする。さらに、策定・変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出することとする。

4 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付、基本指針（仮称）の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。その際、地方公共団体とともに、子育て当事者、施設・事業者、事業主・労働者等の理解を得ることに努める。
- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置づける。

II 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

○ 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

- (1) 子どものための手当（個人への現金給付）
- (2) こども園給付（仮称）
- (3) 地域型保育給付（仮称）

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

- (1) 地域子育て支援事業（仮称）
- (2) 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- (3) 放課後児童クラブ
- (4) 妊婦健診

Ⅲ 幼保一体化

1 基本的な考え方

○ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進するとともに、二重行政の解消を図る。

- (1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供
- (2) 保育の量的拡大
- (3) 家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

- (1) 給付システムの一体化

- ① 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）
 - ② 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）
 - ③ 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

- (2) 施設の一体化

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設。

2 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定する。
- 都道府県においては、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

3 指定制度の導入

- (1) 制度設計

- ① 参入段階の要件

- こども園（仮称）については、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件と

する。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合こども園（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

○ 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業（以下、地域型保育（仮称）という。）を行う指定事業者については、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、法人でない場合でも、指定の対象とする。

○ 指定要件については、現行の基準を基礎として、人員配置基準・面積基準等、客観的な基準を定め、これに適合すれば原則指定を行うこととする。

② 運営段階・撤退段階の要件等

○ 繰入れや剰余金の配当に関する法的な規制は行わず、他事業会計との区分会計を求める。また、質の確保の観点から5年ごとに更新することとし、一定の事項については情報開示を義務付ける。

○ 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせ、3ヶ月以上の予告期間を設定するとともに、利用している児童についての調整義務を課す。

③ 指定・指導監督の主体

ア こども園（仮称）

○ 新システムの実施主体が市町村（基礎自治体）であることから、こども園（仮称）の指定・指導監督の主体は市町村とする。

○ 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事との協議を行う。

イ 地域型保育（仮称）

○ 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

④ 指定・指導監督の権限

- 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体である市町村に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

⑤ 需給調整

- 市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における需要見込み量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、透明性・客観性を確保しつつ、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

(2) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす。

4 行政が関与した利用手続

(1) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。保育の必要性の認定を受けない子どもについて、市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることを確認する。

② 公的契約

- 保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する。

- 「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。
 - ア 定員に空きがない場合
 - イ 定員以上に応募がある場合
(この場合、選考の実施が必要となる。)
 - ウ その他特別な事情がある場合

- 定員以上に応募がある場合の選考については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どもの定員枠ごとに、その基準を国が定め、施設が選考を行うものとする。

- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(2) 市町村の関与

① 関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

- 要保護児童、障害児等の特別な支援が必要な子どもについて、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者のあっせんを行うほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行うこととする。

② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、特別な支援が必要な子どもなど、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

- それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③ 市町村による措置

- 契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する（措置による入所・利用）こととする。

④ 利用者負担の強制徴収について

- 保護者が施設と契約する仕組みへと変わるものの、利用者負担の確実な支払いが担保される必要性は従来と変わらないため、利用者負担の支払いに関して確実な支払いを担保する仕組みを設けることについて、更に検討する。

5 こども園給付（仮称）の創設

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設する。

(2) 指定基準

- こども園（仮称）の指定基準については、国が定める基準を踏まえ、指定権限を有する市町村が条例で定める。

- 国が定める基準については、以下のとおりとする。

ア 「職員の資格、員数」、「保育室の床面積」、「施設が利用定員を定めること」、「乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

- 学校教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討する。

(3) 給付の内容

① 給付構成

- こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。

ア 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

② 公定価格

○ こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。

○ 公定価格の具体的な設定については、今後、制度の施行までに検討する。

③ 支払い方法

○ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

○ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

④ 施設整備費

○ 保育所等の施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費の全国的な状況を踏まえ、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することにより、施設整備を支援する。

※ 施設整備の際に必要な資金調達については、政策的な融資によって支援する。

○ これと併せて、当面、緊急に対応する必要がある

- ・ 増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築
- ・ 幼稚園における調理室の新設
- ・ 施設の耐震化

等については、別途の支援を行う。

⑤ 上乗せ徴収

ア 実費徴収

- こども園給付（仮称）の対象とすることが困難な費用について、実費徴収を認める。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 一定の要件を満たす施設については、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

6 地域型保育給付（仮称）の創設

（1）制度設計

- こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ・ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ・ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ・ 居宅訪問型保育
 - ・ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 各事業の指定基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。
- 国が定める基準については、以下のとおりとする。
 - ア 「職員の資格、員数」、「事業者が利用定員を定めること」、「乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）

と同様とする。

- 3歳以上児の学校教育・保育を行うこども園（仮称）との連携を確保する（分園を含む）。なお、連携先のこども園（仮称）の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。

(2) 小規模保育、居宅訪問型保育の創設等

- 現在、法律上の根拠を有しない小規模保育、居宅訪問型保育については、家庭的保育と同様に、児童福祉法に事業の根拠（定義）を位置付ける。

- 小規模保育のうち、一定規模（10人以上）を満たすものを第二種社会福祉事業として法令に位置づける。

(3) 地域型保育（仮称）の充実及び展開

- 地域型保育（仮称）を3歳未満児を重点にした小規模な保育の類型として新設することにより、都市部での小規模な拠点の整備を推進する。

- 郡部などの人口減少地域等においては、3歳未満児だけでなく、例外的に3歳以上児の利用も認める。

- 放課後児童クラブ、地域子育て拠点支援、一時預かりを併設し、一体的に取り組む形態も想定される。

7 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

(1) 基本的位置づけ

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設する。総合こども園（仮称）の根拠法として総合こども園法（仮称）を制定する。

- 総合こども園（仮称）においては、

- ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

○ 総合こども園（仮称）については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第二種社会福祉事業として位置づける。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園（仮称）への移行を促進する。

（2）基本的な考え方

○ 総合こども園（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合こども園（仮称）における指導・援助の要領として「総合こども園保育要領（仮称）」を定める。

（3）設置主体等の在り方

① 基本的な考え方

○ 総合こども園（仮称）の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

② 株式会社、NPO等の法人に求められる一定の要件

ア 参入段階

○ 総合こども園設置基準（仮称）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該総合こども園（仮称）の経営に必要な財産を有すること等の要件を課す。

イ 運営段階

○ 当該総合こども園（仮称）の経営に係る経理を他の経理と分離する。

○ 総合こども園会計からの資金流出を制限する。

A 区分経理された「総合こども園会計」から「子ども・子育て新システム関係事業及び学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入れは認めない。

B 総合こども園会計からの株主への配当については、一定の上限を設ける。

○ 業務状況書類等を作成し、関係者からの請求に応じて閲覧させる。

③ 私立施設の撤退段階の規制

○ 施設の廃止は、広域自治体である都道府県等の「認可」を要することとし、都道府県等は、「現在及び将来の地域における学校教育・保育の需要」を考慮した上で、その可否を判断する。

(4) 設置認可・指導監督等

① 設置・廃止の手続き

○ 公立施設については届出、私立施設については認可とする。

② 監督

○ 立入検査、改善勧告、改善命令、閉鎖命令、認可の取消の権限を監督権者に付与するものとする。

※ 認可の取消については私立のみ。

③ 設置認可・指導監督等の主体

○ 総合こども園（仮称）の設置認可、指導監督等の主体については、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事を基本としつつ、大都市（指定都市、中核市の市長）については権限を移譲する。

※ 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。

④ 審議会

○ 都道府県知事等が総合こども園（仮称）の設置認可や重大な行政処分（事業停止命令、閉鎖命令又は認可の取消）を行

う場合には、教育や児童福祉に関し学識経験を有する者等からなる総合こども園（仮称）に関する審議会の意見を事前に聴かなければならないこととする。

⑤ 地方公共団体の長と教育委員会の関係

- 地方公共団体の長が総合こども園（仮称）に係る事務を行う場合には、教育委員会は、一定の関与を行うこととする。

(5) 設置基準

- 学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。

※ 学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用する。

- 総合こども園（仮称）における学校教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討する。

- 総合こども園（仮称）の設置基準については、国が定める基準を踏まえ、都道府県等が条例で定める。

- 国が定める基準については、以下のとおりとする。

ア 「学級の編制」、「職員の資格、員数」、「保育室の床面積」、「乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

※ 既存施設から移行する場合について、一定の特例を設ける。

(6) 施設に置かれる職員

- 園長、保育教諭（仮称）、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員を必置とする。

※ 調理員は省令において定める

- 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

※ いずれかしか有しない者については、特例措置を講じる。

(7) 職員の身分等

① 公立の総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等の身分

○ 公立の総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等については、基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員として取り扱う。

② 保育教諭等の研修の充実、政治的行為の制限等について定める。

(8) 評価、情報公開

○ 自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、総合こども園（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

(9) 認定こども園からの移行

○ 総合こども園（仮称）等に円滑に移行するために必要な支援策を講じることとし、認定こども園制度自体は廃止する。

(10) 経過措置等

○ 保育所（満3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定の期間（制度の本格施行から3年程度（必要に応じて期間の延長を検討）。この間に設置基準（特例あり）を満たすこととする。）後にすべて総合こども園（仮称）に移行する。

○ 公立保育所の総合こども園（仮称）への移行に係る法制上の取扱いについては、移行期間の延長を含めて、引き続き検討する。

IV 子ども・子育て支援事業（仮称）

1 子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲

○ 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が、市町村新システム事業計画（仮称）に位置付け、地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法律に規定し、現在、法律上の根拠を有しないも

のについては、法律に事業の根拠（定義）を位置づける。

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 一時預かり
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業
- ④ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 延長保育事業
- ⑧ 病児・病後児保育事業
- ⑨ 放課後児童クラブ
- ⑩ 妊婦健診
- ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（仮称）
- ⑫ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業（例：特別支援教育に関する支援等）

2 地域子育て支援事業（仮称）

- 上記「①」～「⑥」、「⑪」、「⑫」の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。

- その際、現在、国が法令上の基準を設定している地域子育て支援拠点事業及び一時預かり以外は、国が技術的助言（・交付金の基準）として提示する（新たな法令による基準は設定しない。基準の客観性は担保）。

3 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。

- その際、国が技術的助言（・交付金の基準）として提示する（新たな法令による基準は設定しない。基準の客観性は担保）。

4 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

- 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。
- 国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する。

5 妊婦健診

- 妊婦健診については、国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について、乳幼児健診の取扱いや現行の事業実態を踏まえ、法令上の基準を新たに母子保健法体系に示すこととする。

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。

VI 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）、有識者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。
- 子ども・子育て会議（仮称）は、国の審議会等として設置し、透明性を担保し、効果的かつ効率的な制度運用を確保するため、以下の事務を所掌するものとする。
 - ① 策定に当たって会議に諮ることを義務付ける事項
 - ア 基本指針

- イ 給付の内容・費用負担の在り方に関する事項
- ② 必要に応じて会議で調査審議を行う事項
 - ア 子ども・子育て支援法（仮称）の施行に関する重要事項
 - イ 費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価（PDCA機能）
- 地方公共団体においても、国の子ども・子育て会議（仮称）と同様の関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（地方版子ども・子育て会議）を設けることが必要。地方公共団体の判断により、国に設置する会議と同様の事務を所掌する合議体が設置できる旨を法律に規定する。
- ただし、こども園（仮称）の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、当該権限を行使する際には、合議体を置く場合にはその合議体の意見を聴くこととし、合議体を置いていない場合には、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととする。

Ⅷ 費用負担

1 費用負担の考え方

- 社会全体による費用負担との考え方に立ち、それぞれの区分ごとに、以下のとおりとする。
 - (1) 子どものための手当
 - 「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意）により決定されたとおり法律に規定する。
 - ・ 国：地方＝2：1
 - ・ 事業主は被用者（所得制限額未満）の3歳未満の子に係る7／15
 - ※ 公務員分については所属庁が負担。
 - (2) こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）
 - それぞれの給付における国と地方の役割分担や、私立保育所、私立幼稚園に係る現行の制度等を踏まえて設定。
 - ・ 国：地方＝1：1

- ※ 公立施設に対するこども園給付（仮称）は、市町村が10/10負担。
- ※ 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分（一般補助）や幼稚園就園奨励費補助については、原則として、こども園給付（仮称）に統合する。
- ※ こども園給付（仮称）のうち、当分の間、保育の必要性の認定を受けない子どもについて支給される、地域の実情を踏まえて市町村が定める額の部分については、地方が10/10負担する。

（3）子ども・子育て支援事業（仮称）

- 国と地方の役割分担や、現行の事業等を踏まえて設定。
 - ・ 国等※：地方＝1：2
 - ※ 放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業（これらの質の改善に係る費用を除く）については事業主、それ以外は国とする。
（事業主拠出を充当する範囲は法律で規定する）
 - ・ 負担割合は、交付要綱等で設定（法律に規定しない）
- 子ども・子育て施策については、公費で負担することが基本。事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに設定することとし、事業主拠出を充当する対象範囲の給付・事業については、事業主拠出の額を勘案して「拠出金率」の上限について法律に規定し、政令で拠出金率を定める。あわせて、拠出金率に関し、事業主が意見を申し出ることができる旨を法律に規定する。
 - ※ 法律に規定する上限は、政府の平成24年度予算案と整合性を図る観点から1.5%とする。
- 事業主拠出は、従来の児童手当拠出金と同様に、厚生年金ルートでの拠出とする。
- 新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。
- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、検討する。

2 国による財源保障の在り方

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた新システムの給付・事業の実施に必要な費用について、そ

それぞれの給付・事業の性格に応じて、包括的に国庫負担及び国庫補助を行う（法令上及び予算上は区分）。これらの国庫負担金及び国庫補助金を「子ども・子育て包括交付金（仮称）」と総称する。

- ・子どものための手当・国庫負担金（義務的経費）
- ・こども園給付（仮称）／地域型保育給付（仮称）・国庫負担金（義務的経費）
- ・子ども・子育て支援事業・国庫補助金（裁量的経費）

○ 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行う。

あわせて、地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議（仮称）において費用の用途実績、事業の点検評価を分かりやすい形で行うことなどを通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。

○ 国における会計については、事業主拠出を求めることを踏まえ、区分経理（特別会計における勘定）を行う。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

3 恒久財源の確保

○ 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。

○ これと併せて、職員配置の充実など必要な事項については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

○ そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて 2015 年度で 1 兆円超と見込まれる。

Ⅸ 国の所管及び組織体制について

○ 「子ども・子育て支援法（仮称）」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府

において所管する。

- 総合こども園（仮称）は、子ども・子育て支援法（仮称）を所管することとなる内閣府で所管する。
- 総合こども園（仮称）は学校及び児童福祉施設としての性格を併せ持つ限りにおいて文部科学省、厚生労働省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。
- 省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法（仮称）及び総合こども園法（仮称）における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

IX ワーク・ライフ・バランスについて

- 次世代育成支援対策推進法上の事業主行動計画について、今後、平成27年度以降の取扱いを政府において別途検討する。

X 制度施行後の見直し

- 新制度施行から一定期間を経過した後、新システムの施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、制度全般（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、子ども・子育て支援事業（仮称）、総合こども園（仮称）、子ども・子育て包括交付金（仮称）、費用負担（事業主負担の在り方等）、既存の財政措置との関係（公立のこども園、私学助成等）等）について見直しを図ることとする。

施行期日

- 新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏ま

えるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。

- また、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

【iv 保育課・幼保連携推進室関係】

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表 (案)

○児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について (昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

改正後

改正前

〔一部改正〕

昭和51年	1月21日	厚生省発児第9号の5
昭和51年	2月23日	厚生省発児第26号の5
昭和52年	4月19日	厚生省発児第92号の5
昭和52年	12月21日	厚生省発児第207号の2
昭和53年	4月7日	厚生省発児第65号の2
昭和53年	10月20日	厚生省発児第170号の2
昭和54年	4月5日	厚生省発児第62号の2
昭和55年	2月14日	厚生省発児第41号の2
昭和55年	4月4日	厚生省発児第92号の2
昭和56年	2月13日	厚生省発児第14号の2
昭和57年	2月17日	厚生省発児第24号の2
昭和57年	4月6日	厚生省発児第83号の2
昭和58年	4月4日	厚生省発児第50号の2
昭和59年	2月24日	厚生省発児第39号の2
昭和59年	4月10日	厚生省発児第77号の2
昭和60年	2月13日	厚生省発児第14号の2
昭和60年	5月18日	厚生省発児第102号の2
昭和61年	2月15日	厚生省発児第27号の2
昭和61年	5月8日	厚生省発児第97号の2
昭和61年	12月22日	厚生省発児第170号の2
昭和62年	4月1日	厚生省発児第55号の2
昭和62年	5月20日	厚生省発児第87号の2
昭和63年	2月20日	厚生省発児第19号の2
昭和63年	4月7日	厚生省発児第64号の2
平成元年	3月7日	厚生省発児第13号の2
平成元年	4月10日	厚生省発児第16号の2
平成元年	5月29日	厚生省発児第86号の2
平成2年	3月26日	厚生省発児第43号の2
平成2年	4月11日	厚生省発児第63号の2
平成2年	6月7日	厚生省発児第99号の2
平成2年	12月17日	厚生省発児第166号の2
平成3年	4月11日	厚生省発児第58号の2
平成3年	12月13日	厚生省発児第172号の2
平成3年	4月11日	厚生省発児第58号の2
平成4年	4月10日	厚生省発児第68号の2
平成5年	1月7日	厚生省発児第3号の2
平成5年	4月9日	厚生省発児第64号の2
平成6年	1月13日	厚生省発児第5号の2
平成6年	4月18日	厚生省発児第69号の2
平成6年	6月29日	厚生省発児第116号の2
平成7年	2月10日	厚生省発児第18号の2
平成7年	4月3日	厚生省発児第104号の2
平成7年	10月25日	厚生省発児第181号の2

〔一部改正〕

昭和51年	1月21日	厚生省発児第9号の5
昭和51年	2月23日	厚生省発児第26号の5
昭和52年	4月19日	厚生省発児第92号の5
昭和52年	12月21日	厚生省発児第207号の2
昭和53年	4月7日	厚生省発児第65号の2
昭和53年	10月20日	厚生省発児第170号の2
昭和54年	4月5日	厚生省発児第62号の2
昭和55年	2月14日	厚生省発児第41号の2
昭和55年	4月4日	厚生省発児第92号の2
昭和56年	2月13日	厚生省発児第14号の2
昭和57年	2月17日	厚生省発児第24号の2
昭和57年	4月6日	厚生省発児第83号の2
昭和58年	4月4日	厚生省発児第50号の2
昭和59年	2月24日	厚生省発児第39号の2
昭和59年	4月10日	厚生省発児第77号の2
昭和60年	2月13日	厚生省発児第14号の2
昭和60年	5月18日	厚生省発児第102号の2
昭和61年	2月15日	厚生省発児第27号の2
昭和61年	5月8日	厚生省発児第97号の2
昭和61年	12月22日	厚生省発児第170号の2
昭和62年	4月1日	厚生省発児第55号の2
昭和62年	5月20日	厚生省発児第87号の2
昭和63年	2月20日	厚生省発児第19号の2
昭和63年	4月7日	厚生省発児第64号の2
平成元年	3月7日	厚生省発児第13号の2
平成元年	4月10日	厚生省発児第16号の2
平成元年	5月29日	厚生省発児第86号の2
平成2年	3月26日	厚生省発児第43号の2
平成2年	4月11日	厚生省発児第63号の2
平成2年	6月7日	厚生省発児第99号の2
平成2年	12月17日	厚生省発児第166号の2
平成3年	4月11日	厚生省発児第58号の2
平成3年	12月13日	厚生省発児第172号の2
平成3年	4月11日	厚生省発児第58号の2
平成4年	4月10日	厚生省発児第68号の2
平成5年	1月7日	厚生省発児第3号の2
平成5年	4月9日	厚生省発児第64号の2
平成6年	1月13日	厚生省発児第5号の2
平成6年	4月18日	厚生省発児第69号の2
平成6年	6月29日	厚生省発児第116号の2
平成7年	2月10日	厚生省発児第18号の2
平成7年	4月3日	厚生省発児第104号の2
平成7年	10月25日	厚生省発児第181号の2

改正後

平成 8年 6月24日厚生省発児第106号の2
 平成 9年 1月31日厚生省発児第 5号
 平成 9年 5月28日厚生省発児第 69号の2
 平成10年 2月 4日厚生省発児第 12号の2
 平成10年 5月 1日厚生省発児第 84号
 平成10年12月11日厚生省発児第132号
 平成11年 4月27日厚生省発児第 85号
 平成11年12月 9日厚生省発児第141号
 平成12年 6月 8日厚生省発児第105号
 平成12年11月22日厚生省発児第130号
 平成13年 5月22日厚生省発児第216号
 平成13年11月16日厚生省発児第391号
 平成14年 5月24日厚生省発児第0524003号
 平成15年 1月30日厚生省発児第0130005号
 平成15年 5月23日厚生省発児第0523003号
 平成16年 6月10日厚生省発児第0610002号
 平成17年 6月10日厚生省発児第0610002号
 平成17年 2月 1日厚生省発児第0201007号
 平成17年10月28日厚生省発児第1028002号
 平成18年 6月20日厚生省発児第0620002号
 平成19年 2月 1日厚生省発児第0201001号
 平成19年 6月12日厚生省発児第0612004号
 平成20年 2月 6日厚生省発児第0206001号
 平成20年 5月20日厚生省発児第0520003号
 平成21年 7月 9日厚生省発児第0709第6号
 平成22年 4月12日厚生省発児第0412第3号
 平成23年 4月28日厚生省発児第0428第2号
 平成24年 4月28日厚生省発児第0428第2号

各 都道府県知事
 指定都市市長
 中核市長

厚生省事務次官

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

標記の負担金については、今般交付要綱が次のとおり改正され、昭和51年度分の措置費の支弁、徴収及び負担から適用されることとなつたので、これが経理事務の処理にあつては適正かつ、円滑なる執行を期せられたいと通知する。
 おつて、昭和50年4月7日厚生省発児第57号の2通達「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」は廃止する。ただし、昭和50年度分の措置費に関しては、なおその効力を有するものとする。

改正前

平成 8年 6月24日厚生省発児第106号の2
 平成 9年 1月31日厚生省発児第 5号
 平成 9年 5月28日厚生省発児第 69号の2
 平成10年 2月 4日厚生省発児第 12号の2
 平成10年 5月 1日厚生省発児第 84号
 平成10年12月11日厚生省発児第132号
 平成11年 4月27日厚生省発児第 85号
 平成11年12月 9日厚生省発児第141号
 平成12年 6月 8日厚生省発児第105号
 平成12年11月22日厚生省発児第130号
 平成13年 5月22日厚生省発児第216号
 平成13年11月16日厚生省発児第391号
 平成14年 5月24日厚生省発児第0524003号
 平成15年 1月30日厚生省発児第0130005号
 平成15年 5月23日厚生省発児第0523003号
 平成16年 6月10日厚生省発児第0610002号
 平成17年 6月10日厚生省発児第0610002号
 平成17年 2月 1日厚生省発児第0201007号
 平成17年10月28日厚生省発児第1028002号
 平成18年 6月20日厚生省発児第0620002号
 平成19年 2月 1日厚生省発児第0201001号
 平成19年 6月12日厚生省発児第0612004号
 平成20年 2月 6日厚生省発児第0206001号
 平成20年 5月20日厚生省発児第0520003号
 平成21年 7月 9日厚生省発児第0709第6号
 平成22年 4月12日厚生省発児第0412第3号
 平成23年 4月28日厚生省発児第0428第2号

各 都道府県知事
 指定都市市長
 中核市長

厚生省事務次官

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

標記の負担金については、今般交付要綱が次のとおり改正され、昭和51年度分の措置費の支弁、徴収及び負担から適用されることとなつたので、これが経理事務の処理にあつては適正かつ、円滑なる執行を期せられたいと通知する。
 おつて、昭和50年4月7日厚生省発児第57号の2通達「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」は廃止する。ただし、昭和50年度分の措置費に関しては、なおその効力を有するものとする。

改正後

第1 用語の意義
この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第5号に規定する保育の実施につき法第45条の基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。

(1) ア (略)

イ (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 「児童発達支援」とは、法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。

8 「医療型児童発達支援」とは、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。

削除

改正前

第1 用語の意義
この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。

(1) 事業費

ア 一般生活費

入所児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。）及び保育に直接必要な保育材料費、炊具・食器具、光熱水費等

イ (3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。)

児童用採暖費

入所児童の冬の採暖費

(2) 人件費

入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士（乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。）、調理員その他の職員の人件費

(3) 管理費

保育所の管理に必要な経費

2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。

3 「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。

4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。

5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。

6 「特別支援学校幼稚園」とは、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚園をいう。

7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。

8 「難聴幼児通園施設」とは、「児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。

9 「肢体不自由児施設通園部」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「肢体不自由児施設」の通園児童に対する療育について1（昭和38年6月11日厚生省発第122号厚生事務次官通知）による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。

- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第5号に規定する保育料額（以下「保育料額」という。）を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
- 13 (略)
- (7) 「18/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、狹津市、大東市、広島県府中町とする。
- (4) 「15/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (7) 「12/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、狹津市、大東市、広島県府中町とする。
- (4) 「6/100地域」とは、東大和市、松原市とする。
- (4) 「6/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狹山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (4) 「3/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- 14 (略)
- 15 (略)
- 16 (略)

- 10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。
- 11 「児童デイサービス」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。
- 12 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めるときは、その合算人員とすること。
- 13 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。
- 14 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額（以下「保育料額」という。）を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
(7) 「18/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（地域手当）（以下「人事院規則」という。）別表第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
(4) 「15/100地域」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
(7) 「12/100地域」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
(エ) 「10/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、狹津市、大東市、広島県府中町とする。
(4) 「6/100地域」とは、東大和市、松原市とする。
(4) 「6/100地域」とは、人事院規則第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狹山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
(4) 「3/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
(7) 「その他地域」とは、(7) から (4) 以外の地域とする。
- 16 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。
- 17 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。
- 18 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

扣除

第2 国庫負担額

1 国庫負担金

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第5号により支弁した支弁総額（各保育所に対する各月の支弁額（私立認定保育所については、保育単価に人所児童の数を乗じて得た額とする。）の年間合計額をいう。）から当該年度に於ける第4に定める徴収金（保育料）基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 (略)

3 (略)

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価
(略)

保育単価表

その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所 の長がその 月初日に 設置又は 未設置 (欠員・無給) の区分	その月 初の 人所 児童 の 年齢 区分	基本 単 価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地 域	31人 から 40人 まで	設 置	乳	189,480	21,590	17,980	14,390	7,190
			1、2 歳 児	118,830	13,110	10,920	8,740	4,370
			3 歳 児	66,280	7,170	5,970	4,780	2,390
			4歳以上 児	59,220	6,330	5,270	4,220	2,110
	未 設 置	乳	176,840	20,070	16,720	13,370	6,680	
		1、2 歳 児	106,190	11,590	9,660	7,720	3,860	
		3 歳 児	53,640	5,650	4,710	3,760	1,880	
		4歳以上 児	46,580	4,810	4,010	3,200	1,600	

19 ただし、平成23年度においては、16～18に基づいた「年齢区分」によるほか、「年齢区分」の基準日を「年度の初日」ではなく「保育の実施がとられた日の属する月の初日」又は「年度の初日」とすることができるものとする。

第2 国庫負担額

1 国庫負担金

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第4号により支弁した支弁総額（各保育所に対する各月の支弁額（私立認定保育所については、保育単価に人所児童の数を乗じて得た額とする。）の年間合計額をいう。）から当該年度に於ける第4に定める徴収金（保育料）基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 国庫負担金の概算私

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲内において概算私をすることができるものであること。

3 国庫負担金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されるときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額（以下「加算額」という。）を加算した額とすること。なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減算することができるものであること。

保育単価表

その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所 の長がその 月初日に 設置又は 未設置 (欠員・無給) の区分	その月 初の 人所 児童 の 年齢 区分	基本 単 価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地 域	31人 から 40人 まで	設 置	乳	188,790	21,500	17,910	14,330	7,160
			1、2 歳 児	118,400	13,050	10,860	8,700	4,350
			3 歳 児	66,050	7,140	5,950	4,760	2,380
			4歳以上 児	59,020	6,300	5,250	4,200	2,100
	未 設 置	乳	176,200	19,990	16,650	13,320	6,650	
		1、2 歳 児	105,810	11,540	9,620	7,690	3,840	
		3 歳 児	53,460	5,630	4,690	3,750	1,870	
		4歳以上 児	46,430	4,790	3,990	3,190	1,590	

改正前

41人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	186,550	21,230	17,690	14,150	7,070
		乳 1、2、3、4歳児	116,160	12,780	10,660	8,520	4,260
		乳 1、2、3、4歳児	53,810	6,870	5,730	4,580	2,290
		乳 1、2、3、4歳児	56,780	6,030	5,030	4,020	2,010
50人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	176,480	20,030	16,680	13,350	6,670
		乳 1、2、3、4歳児	106,090	11,580	9,650	7,720	3,860
		乳 1、2、3、4歳児	53,740	5,670	4,720	3,780	1,890
		乳 1、2、3、4歳児	46,710	4,830	4,020	3,220	1,610
51人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	180,430	20,500	17,070	13,660	6,820
		乳 1、2、3、4歳児	110,040	12,050	10,040	8,030	4,010
		乳 1、2、3、4歳児	57,690	6,140	5,110	4,090	2,040
		乳 1、2、3、4歳児	50,660	5,300	4,410	3,530	1,760
60人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	172,040	19,490	16,240	12,990	6,490
		乳 1、2、3、4歳児	101,650	11,040	9,210	7,360	3,680
		乳 1、2、3、4歳児	49,300	5,130	4,280	3,420	1,710
		乳 1、2、3、4歳児	42,270	4,290	3,580	2,860	1,430
61人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	176,130	19,980	16,640	13,320	6,650
		乳 1、2、3、4歳児	105,740	11,530	9,610	7,690	3,840
		乳 1、2、3、4歳児	53,390	5,620	4,680	3,750	1,870
		乳 1、2、3、4歳児	46,360	4,780	3,980	3,190	1,590
70人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	168,940	19,120	15,930	12,740	6,360
		乳 1、2、3、4歳児	98,550	10,670	8,900	7,110	3,550
		乳 1、2、3、4歳児	46,200	4,760	3,970	3,170	1,580
		乳 1、2、3、4歳児	39,170	3,920	3,270	2,610	1,300
71人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	172,960	19,600	16,330	13,060	6,520
		乳 1、2、3、4歳児	102,570	11,150	9,300	7,430	3,710
		乳 1、2、3、4歳児	50,220	5,240	4,370	3,490	1,740
		乳 1、2、3、4歳児	43,190	4,400	3,670	2,930	1,460
80人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	166,660	18,850	15,700	12,560	6,270
		乳 1、2、3、4歳児	96,270	10,400	8,670	6,930	3,460
		乳 1、2、3、4歳児	43,920	4,490	3,740	2,990	1,490
		乳 1、2、3、4歳児	36,890	3,650	3,040	2,430	1,210
81人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	170,440	19,300	16,080	12,860	6,420
		乳 1、2、3、4歳児	100,050	10,850	9,050	7,230	3,610
		乳 1、2、3、4歳児	47,700	4,940	4,120	3,290	1,640
		乳 1、2、3、4歳児	40,670	4,100	3,420	2,730	1,360
90人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	164,850	18,630	15,520	12,410	6,200
		乳 1、2、3、4歳児	94,460	10,180	8,490	6,780	3,390
		乳 1、2、3、4歳児	42,110	4,270	3,560	2,840	1,420
		乳 1、2、3、4歳児	35,080	3,430	2,860	2,250	1,140
91人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	165,390	18,690	15,570	12,460	6,220
		乳 1、2、3、4歳児	95,000	10,240	8,540	6,830	3,410
		乳 1、2、3、4歳児	42,650	4,330	3,610	2,890	1,440
		乳 1、2、3、4歳児	35,620	3,490	2,910	2,330	1,160
100人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	160,360	18,090	15,070	12,060	6,020
		乳 1、2、3、4歳児	89,970	9,640	8,040	6,430	3,210
		乳 1、2、3、4歳児	37,620	3,730	3,110	2,490	1,240
		乳 1、2、3、4歳児	30,590	2,890	2,410	1,930	960

改正後

41人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	187,240	21,320	17,760	14,210	7,100
		乳 1、2、3、4歳児	116,590	12,840	10,700	8,560	4,280
		乳 1、2、3、4歳児	64,040	6,900	5,750	4,600	2,300
		乳 1、2、3、4歳児	56,980	6,060	5,050	4,040	2,020
50人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	177,120	20,100	16,750	13,400	6,690
		乳 1、2、3、4歳児	106,470	11,620	9,690	7,750	3,870
		乳 1、2、3、4歳児	53,920	5,680	4,740	3,790	1,890
		乳 1、2、3、4歳児	46,860	4,840	4,040	3,230	1,610
51人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	181,090	20,580	17,140	13,710	6,850
		乳 1、2、3、4歳児	110,440	12,100	10,080	8,060	4,030
		乳 1、2、3、4歳児	57,890	6,160	5,130	4,100	2,050
		乳 1、2、3、4歳児	50,830	5,320	4,430	3,540	1,770
60人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	172,660	19,570	16,300	13,040	6,510
		乳 1、2、3、4歳児	102,010	11,090	9,240	7,390	3,690
		乳 1、2、3、4歳児	49,460	5,150	4,290	3,430	1,710
		乳 1、2、3、4歳児	42,400	4,310	3,590	2,870	1,430
61人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	176,770	20,060	16,710	13,370	6,680
		乳 1、2、3、4歳児	106,120	11,580	9,650	7,720	3,860
		乳 1、2、3、4歳児	53,570	5,640	4,700	3,760	1,880
		乳 1、2、3、4歳児	46,510	4,800	4,000	3,200	1,600
70人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	169,550	19,190	15,990	12,790	6,390
		乳 1、2、3、4歳児	98,900	10,710	8,930	7,140	3,570
		乳 1、2、3、4歳児	46,350	4,770	3,980	3,180	1,590
		乳 1、2、3、4歳児	39,290	3,930	3,280	2,620	1,310
71人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	173,590	19,680	16,390	13,110	6,550
		乳 1、2、3、4歳児	102,940	11,200	9,330	7,460	3,730
		乳 1、2、3、4歳児	50,390	5,260	4,380	3,500	1,750
		乳 1、2、3、4歳児	43,330	4,420	3,680	2,940	1,470
80人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	167,270	18,920	15,760	12,610	6,300
		乳 1、2、3、4歳児	96,620	10,440	8,700	6,960	3,480
		乳 1、2、3、4歳児	44,070	4,500	3,750	3,000	1,500
		乳 1、2、3、4歳児	37,010	3,660	3,050	2,440	1,220
81人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	171,060	19,380	16,140	12,910	6,450
		乳 1、2、3、4歳児	100,410	10,900	9,080	7,260	3,630
		乳 1、2、3、4歳児	47,860	4,960	4,130	3,300	1,650
		乳 1、2、3、4歳児	40,800	4,120	3,430	2,740	1,370
90人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	165,450	18,700	15,580	12,460	6,220
		乳 1、2、3、4歳児	94,800	10,220	8,520	6,810	3,400
		乳 1、2、3、4歳児	42,250	4,280	3,570	2,850	1,420
		乳 1、2、3、4歳児	35,190	3,440	2,870	2,290	1,140
91人 から まで	設 置	乳 1、2、3、4歳児	165,990	18,770	15,630	12,510	6,250
		乳 1、2、3、4歳児	95,340	10,290	8,570	6,860	3,430
		乳 1、2、3、4歳児	42,790	4,350	3,620	2,900	1,450
		乳 1、2、3、4歳児	35,730	3,510	2,920	2,340	1,170
100人 から まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳児	160,930	18,160	15,130	12,100	6,040
		乳 1、2、3、4歳児	90,280	9,680	8,070	6,450	3,220
		乳 1、2、3、4歳児	37,730	3,740	3,120	2,490	1,240
		乳 1、2、3、4歳児	30,670	2,900	2,420	1,930	960

改正前

101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、 2歳 以上 児	164,060	18,530	15,440	12,350	6,170
			93,670	10,080	8,410	6,720	3,360
			41,320	4,170	3,480	2,780	1,390
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	34,290	3,330	2,780	2,220	1,110	
		159,480	17,990	14,980	11,990	5,990	
		89,090	9,540	7,950	6,360	3,180	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	36,740	3,630	3,020	2,420	1,210	
		29,710	2,790	2,320	1,860	930	
		162,920	18,400	15,320	12,260	6,120	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	92,530	9,950	8,290	6,630	3,310	
		40,180	4,040	3,360	2,690	1,340	
		33,150	3,200	2,660	2,130	1,060	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	158,720	17,890	14,900	11,920	5,950	
		88,330	9,440	7,870	6,290	3,140	
		35,980	3,530	2,940	2,350	1,170	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	28,950	2,690	2,240	1,790	890	
		161,950	18,280	15,230	12,180	6,080	
		91,560	9,830	8,200	6,550	3,270	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	39,210	3,920	3,270	2,610	1,300	
		32,180	3,080	2,570	2,050	1,020	
		158,080	17,820	14,840	11,870	5,930	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	87,690	9,370	7,810	6,240	3,120	
		35,340	3,460	2,880	2,300	1,150	
		28,310	2,620	2,180	1,740	870	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	161,150	18,180	15,150	12,120	6,050	
		90,760	9,730	8,120	6,490	3,240	
		38,410	3,820	3,190	2,550	1,270	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	31,380	2,980	2,490	1,990	990	
		157,550	17,750	14,790	11,830	5,910	
		87,160	9,300	7,760	6,200	3,100	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	34,810	3,390	2,830	2,260	1,130	
		27,780	2,550	2,130	1,700	850	
		160,430	18,100	15,070	12,060	6,020	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	90,040	9,650	8,040	6,430	3,210	
		37,690	3,740	3,110	2,490	1,240	
		30,660	2,900	2,410	1,930	960	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	157,070	17,700	14,740	11,790	5,890	
		86,680	9,250	7,710	6,160	3,080	
		34,330	3,340	2,780	2,220	1,110	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	27,300	2,500	2,080	1,660	830	
		160,670	18,130	15,100	12,080	6,030	
		90,280	9,680	8,070	6,450	3,220	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	37,930	3,770	3,140	2,510	1,250	
		30,900	2,930	2,440	1,950	970	
		157,530	17,750	14,780	11,830	5,910	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	87,140	9,300	7,750	6,200	3,100	
		34,790	3,390	2,820	2,260	1,130	
		27,760	2,550	2,120	1,700	850	

改正後

101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、 2歳 以上 児	164,650	18,610	15,500	12,400	6,190
			94,000	10,130	8,440	6,750	3,370
			41,450	4,190	3,490	2,790	1,390
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	34,390	3,350	2,790	2,230	1,110	
		160,060	18,060	15,040	12,030	6,010	
		89,410	9,580	7,980	6,380	3,190	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	36,860	3,640	3,030	2,420	1,210	
		29,800	2,800	2,330	1,860	930	
		163,510	18,470	15,380	12,310	6,150	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	92,860	9,990	8,320	6,660	3,330	
		40,310	4,050	3,370	2,700	1,350	
		33,250	3,210	2,670	2,140	1,070	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	159,290	17,960	14,960	11,970	5,980	
		88,640	9,480	7,900	6,320	3,160	
		36,090	3,540	2,950	2,360	1,180	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	29,030	2,700	2,250	1,800	900	
		162,530	18,350	15,290	12,230	6,110	
		91,880	9,870	8,230	6,580	3,290	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	39,330	3,930	3,280	2,620	1,310	
		32,270	3,090	2,580	2,060	1,030	
		158,640	17,890	14,900	11,920	5,950	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	87,990	9,410	7,840	6,270	3,130	
		35,440	3,470	2,890	2,310	1,150	
		28,380	2,630	2,190	1,750	870	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	161,730	18,260	15,210	12,170	6,080	
		91,080	9,780	8,150	6,520	3,260	
		38,530	3,840	3,200	2,560	1,280	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	31,470	3,000	2,500	2,000	1,000	
		158,120	17,820	14,840	11,880	5,930	
		87,470	9,340	7,780	6,230	3,110	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	34,920	3,400	2,830	2,270	1,130	
		27,860	2,560	2,130	1,710	850	
		161,010	18,170	15,130	12,110	6,050	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	90,360	9,690	8,070	6,460	3,230	
		37,810	3,750	3,120	2,500	1,250	
		30,750	2,910	2,420	1,940	970	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	157,640	17,770	14,800	11,840	5,910	
		86,990	9,290	7,740	6,190	3,090	
		34,440	3,350	2,790	2,230	1,110	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	27,380	2,510	2,090	1,670	830	
		161,250	18,200	15,160	12,130	6,060	
		90,600	9,720	8,100	6,480	3,240	
設 置	乳 1、 2歳 以上 児	38,050	3,780	3,150	2,520	1,260	
		30,990	2,940	2,450	1,960	980	
		158,090	17,820	14,840	11,870	5,930	
未 設 置	乳 1、 2歳 以上 児	87,440	9,340	7,780	6,220	3,110	
		34,890	3,400	2,830	2,260	1,130	
		27,830	2,560	2,130	1,700	850	

改正前

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	160,090	18,060	15,040	12,030	6,010
		乳 3 歳 児	89,700	9,610	8,010	6,400	3,200
		乳 4 歳以上 児	37,350	3,700	3,080	2,460	1,230
		乳 児	30,320	2,860	2,380	1,900	950
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	157,130	17,700	14,740	11,800	5,890
		乳 3 歳 児	86,740	9,250	7,710	6,170	3,080
		乳 4 歳以上 児	34,390	3,340	2,780	2,230	1,110
		乳 児	27,360	2,500	2,080	1,670	830
171人 以上	設 置	乳 1、2 歳 児	159,550	17,990	14,990	11,990	5,990
		乳 3 歳 児	89,160	9,540	7,960	6,360	3,180
		乳 4 歳以上 児	36,810	3,630	3,030	2,420	1,210
		乳 児	29,780	2,790	2,330	1,860	930
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	156,750	17,660	14,710	11,770	5,880
		乳 3 歳 児	86,360	9,210	7,680	6,140	3,070
		乳 4 歳以上 児	34,010	3,300	2,750	2,200	1,100
		乳 児	26,980	2,460	2,050	1,640	820
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	184,730	21,010	17,510	14,010	7,000
		乳 3 歳 児	115,950	12,760	10,630	8,510	4,250
		乳 4 歳以上 児	64,720	6,980	5,810	4,660	2,320
		乳 児	57,850	6,160	5,130	4,110	2,050
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	172,460	19,540	16,290	13,020	6,510
		乳 3 歳 児	103,680	11,290	9,410	7,520	3,760
		乳 4 歳以上 児	52,450	5,510	4,590	3,670	1,830
		乳 児	45,580	4,690	3,910	3,120	1,560
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	182,540	20,750	17,300	13,830	6,910
		乳 3 歳 児	113,760	12,500	10,420	8,330	4,160
		乳 4 歳以上 児	62,530	6,720	5,600	4,480	2,230
		乳 児	55,660	5,900	4,920	3,930	1,960
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	172,730	19,570	16,310	13,050	6,520
		乳 3 歳 児	103,950	11,320	9,430	7,550	3,770
		乳 4 歳以上 児	52,720	5,540	4,610	3,700	1,840
		乳 児	45,850	4,720	3,930	3,150	1,570
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	176,550	20,030	16,700	13,350	6,670
		乳 3 歳 児	107,770	11,780	9,820	7,850	3,920
		乳 4 歳以上 児	56,540	6,000	5,000	4,000	1,990
		乳 児	49,670	5,180	4,320	3,450	1,720
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	168,370	19,050	15,880	12,700	6,350
		乳 3 歳 児	99,590	10,800	9,000	7,200	3,600
		乳 4 歳以上 児	48,360	5,020	4,180	3,350	1,670
		乳 児	41,490	4,200	3,500	2,800	1,400
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	172,350	19,530	16,280	13,020	6,510
		乳 3 歳 児	103,570	11,280	9,400	7,520	3,760
		乳 4 歳以上 児	52,340	5,500	4,580	3,670	1,830
		乳 児	45,470	4,680	3,900	3,120	1,560
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	165,340	18,680	15,570	12,450	6,220
		乳 3 歳 児	96,560	10,430	8,690	6,960	3,470
		乳 4 歳以上 児	45,330	4,650	3,870	3,100	1,540
		乳 児	38,460	3,830	3,190	2,550	1,270

改正後

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	160,670	18,130	15,100	12,080	6,030
		乳 3 歳 児	90,020	9,650	8,040	6,430	3,210
		乳 4 歳以上 児	30,410	3,710	3,090	2,470	1,230
		乳 児	157,690	2,870	2,390	1,910	950
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	157,690	17,770	14,800	11,840	5,910
		乳 3 歳 児	87,040	9,290	7,740	6,190	3,090
		乳 4 歳以上 児	34,490	3,350	2,790	2,230	1,110
		乳 児	27,430	2,510	2,090	1,670	830
171人 以上	設 置	乳 1、2 歳 児	160,120	18,060	15,050	12,040	6,010
		乳 3 歳 児	89,470	9,580	7,990	6,390	3,190
		乳 4 歳以上 児	36,920	3,640	3,040	2,430	1,210
		乳 児	29,860	2,800	2,340	1,870	930
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	157,320	17,730	14,760	11,810	5,900
		乳 3 歳 児	86,670	9,250	7,700	6,160	3,080
		乳 4 歳以上 児	34,120	3,310	2,750	2,200	1,100
		乳 児	27,060	2,470	2,050	1,640	820
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	185,420	21,100	17,610	14,060	7,030
		乳 3 歳 児	116,370	12,810	10,670	8,530	4,260
		乳 4 歳以上 児	64,950	7,010	5,840	4,670	2,330
		乳 児	58,050	6,190	5,150	4,120	2,060
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	173,100	19,620	16,340	13,080	6,540
		乳 3 歳 児	104,050	11,330	9,440	7,550	3,770
		乳 4 歳以上 児	52,630	5,530	4,610	3,690	1,840
		乳 児	45,730	4,710	3,920	3,140	1,570
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	183,220	20,830	17,350	13,890	6,940
		乳 3 歳 児	114,170	12,540	10,450	8,360	4,170
		乳 4 歳以上 児	62,750	6,740	5,620	4,500	2,240
		乳 児	55,850	5,920	4,930	3,950	1,970
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	173,370	19,650	16,370	13,100	6,550
		乳 3 歳 児	104,320	11,360	9,470	7,570	3,780
		乳 4 歳以上 児	52,900	5,560	4,640	3,710	1,850
		乳 児	46,000	4,740	3,950	3,160	1,580
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	177,210	20,110	16,750	13,410	6,700
		乳 3 歳 児	108,160	11,820	9,850	7,880	3,930
		乳 4 歳以上 児	56,740	6,020	5,020	4,020	2,000
		乳 児	49,840	5,200	4,330	3,470	1,730
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	169,000	19,120	15,930	12,750	6,370
		乳 3 歳 児	99,950	10,830	9,030	7,220	3,600
		乳 4 歳以上 児	48,530	5,030	4,200	3,360	1,670
		乳 児	41,630	4,210	3,510	2,810	1,400
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	172,990	19,600	16,330	13,070	6,530
		乳 3 歳 児	103,940	11,310	9,430	7,540	3,760
		乳 4 歳以上 児	52,520	5,510	4,600	3,680	1,830
		乳 児	45,620	4,690	3,910	3,130	1,560
未 設 置	未 設 置	乳 1、2 歳 児	165,950	18,760	15,630	12,500	6,250
		乳 3 歳 児	96,900	10,470	8,730	6,970	3,480
		乳 4 歳以上 児	45,480	4,670	3,900	3,110	1,550
		乳 児	38,580	3,850	3,210	2,560	1,280

改正前

71人 から まで	設 置	乳	1、	169,250	19,150	15,970	12,770	6,380
		1、	2	100,470	10,900	9,090	7,270	3,630
80人 から まで	未 設 置	乳	3	49,240	5,120	4,270	3,420	1,700
		4	42,370	4,300	3,590	2,870	1,430	
81人 から まで	設 置	乳	1、	163,110	18,420	15,350	12,280	6,140
		1、	2	94,390	10,170	8,470	6,780	3,390
90人 から まで	未 設 置	乳	3	43,100	4,390	3,650	2,930	1,460
		4	36,230	3,570	2,970	2,380	1,190	
81人 から まで	設 置	乳	1、	166,790	18,860	15,720	12,570	6,280
		1、	2	98,010	10,610	8,840	7,070	3,530
90人 から まで	未 設 置	乳	3	46,780	4,830	4,020	3,220	1,600
		4	39,910	4,010	3,340	2,670	1,330	
91人 から まで	設 置	乳	1、	161,340	18,200	15,170	12,130	6,060
		1、	2	92,560	9,950	8,290	6,630	3,310
100人 から まで	未 設 置	乳	3	41,330	4,170	3,470	2,780	1,380
		4	34,460	3,350	2,790	2,230	1,110	
91人 から まで	設 置	乳	1、	161,880	18,270	15,230	12,180	6,090
		1、	2	93,100	10,020	8,350	6,680	3,340
100人 から まで	未 設 置	乳	3	41,870	4,240	3,530	2,830	1,410
		4	35,000	3,420	2,850	2,280	1,140	
101人 から まで	設 置	乳	1、	156,970	17,680	14,740	11,790	5,890
		1、	2	88,190	9,430	7,860	6,290	3,140
110人 から まで	未 設 置	乳	3	36,960	3,650	3,040	2,440	1,210
		4	30,090	2,830	2,360	1,890	940	
101人 から まで	設 置	乳	1、	160,570	18,110	15,100	12,070	6,030
		1、	2	91,790	9,860	8,220	6,570	3,280
110人 から まで	未 設 置	乳	3	40,560	4,080	3,400	2,720	1,350
		4	33,690	3,260	2,720	2,170	1,080	
111人 から まで	設 置	乳	1、	156,110	17,580	14,650	11,720	5,860
		1、	2	87,330	9,330	7,770	6,220	3,110
120人 から まで	未 設 置	乳	3	36,100	3,550	2,950	2,370	1,180
		4	29,230	2,730	2,270	1,820	910	
111人 から まで	設 置	乳	1、	159,450	17,980	14,990	11,980	5,990
		1、	2	90,670	9,730	8,110	6,480	3,240
120人 から まで	未 設 置	乳	3	39,440	3,950	3,290	2,630	1,310
		4	32,570	3,130	2,610	2,080	1,040	
121人 から まで	設 置	乳	1、	155,360	17,490	14,580	11,660	5,830
		1、	2	86,580	9,240	7,700	6,160	3,080
130人 から まで	未 設 置	乳	3	35,350	3,460	2,880	2,310	1,150
		4	28,480	2,640	2,200	1,760	880	
121人 から まで	設 置	乳	1、	158,510	17,860	14,890	11,910	5,950
		1、	2	89,730	9,610	8,010	6,410	3,200
130人 から まで	未 設 置	乳	3	38,500	3,830	3,190	2,560	1,270
		4	31,630	3,010	2,510	2,010	1,000	
121人 から まで	設 置	乳	1、	154,730	17,410	14,510	11,610	5,800
		1、	2	85,950	9,160	7,630	6,110	3,050
130人 から まで	未 設 置	乳	3	34,720	3,380	2,810	2,260	1,120
		4	27,850	2,560	2,130	1,710	850	

改正後

71人 から まで	設 置	乳	1、	169,880	19,230	16,020	12,820	6,410
		1、	2	100,830	10,940	9,120	7,290	3,640
80人 から まで	未 設 置	乳	3	49,410	5,140	4,290	3,430	1,710
		4	42,510	4,320	3,600	2,880	1,440	
81人 から まで	設 置	乳	1、	163,710	18,490	15,400	12,330	6,160
		1、	2	94,660	10,200	8,500	6,800	3,390
90人 から まで	未 設 置	乳	3	43,240	4,400	3,670	2,940	1,460
		4	36,340	3,580	2,980	2,390	1,190	
81人 から まで	設 置	乳	1、	167,410	18,930	15,770	12,620	6,310
		1、	2	98,360	10,640	8,870	7,090	3,540
90人 から まで	未 設 置	乳	3	46,910	4,840	4,040	3,230	1,610
		4	40,040	4,020	3,350	2,680	1,340	
91人 から まで	設 置	乳	1、	161,930	18,280	15,230	12,180	6,090
		1、	2	92,880	9,990	8,330	6,650	3,320
100人 から まで	未 設 置	乳	3	41,460	4,190	3,500	2,790	1,390
		4	34,560	3,370	2,810	2,240	1,120	
91人 から まで	設 置	乳	1、	162,470	18,340	15,280	12,230	6,110
		1、	2	93,420	10,050	8,380	6,700	3,340
100人 から まで	未 設 置	乳	3	42,000	4,250	3,550	2,840	1,410
		4	35,100	3,430	2,860	2,290	1,140	
101人 から まで	設 置	乳	1、	157,550	17,750	14,790	11,830	5,910
		1、	2	88,500	9,460	7,890	6,300	3,140
110人 から まで	未 設 置	乳	3	37,080	3,660	3,060	2,440	1,210
		4	30,180	2,840	2,370	1,890	940	
101人 から まで	設 置	乳	1、	161,170	18,190	15,150	12,120	6,060
		1、	2	92,120	9,900	8,250	6,590	3,290
110人 から まで	未 設 置	乳	3	40,700	4,100	3,420	2,730	1,360
		4	33,800	3,280	2,730	2,180	1,090	
111人 から まで	設 置	乳	1、	156,680	17,650	14,700	11,760	5,880
		1、	2	87,630	9,360	7,800	6,230	3,110
120人 から まで	未 設 置	乳	3	36,210	3,560	2,970	2,370	1,180
		4	29,310	2,740	2,280	1,820	910	
111人 から まで	設 置	乳	1、	160,040	18,050	15,040	12,030	6,010
		1、	2	90,990	9,760	8,140	6,500	3,240
120人 から まで	未 設 置	乳	3	39,570	3,960	3,310	2,640	1,310
		4	32,670	3,140	2,620	2,090	1,040	
121人 から まで	設 置	乳	1、	155,930	17,560	14,630	11,700	5,850
		1、	2	86,880	9,270	7,730	6,170	3,080
130人 から まで	未 設 置	乳	3	35,460	3,470	2,900	2,310	1,150
		4	28,560	2,650	2,210	1,760	880	
121人 から まで	設 置	乳	1、	159,090	17,940	14,940	11,960	5,980
		1、	2	90,040	9,650	8,040	6,430	3,210
130人 から まで	未 設 置	乳	3	38,620	3,850	3,210	2,570	1,280
		4	31,720	3,030	2,520	2,020	1,010	
121人 から まで	設 置	乳	1、	155,300	17,480	14,560	11,650	5,820
		1、	2	86,250	9,190	7,660	6,120	3,050
130人 から まで	未 設 置	乳	3	34,830	3,390	2,830	2,260	1,120
		4	27,930	2,570	2,140	1,710	850	

改正後

131人 から 140人 まで	設	乳	1、2歳	158,300	17,840	14,860	11,890	5,940
	未 設	乳	1、2歳	89,250	9,550	7,960	6,360	3,170
		乳	3歳以上	37,830	3,750	3,130	2,500	1,240
		乳	4歳以上	30,930	2,930	2,440	1,950	970
141人 から 150人 まで	設	乳	1、2歳	154,780	17,420	14,510	11,610	5,800
	未 設	乳	1、2歳	85,730	9,130	7,610	6,080	3,030
		乳	3歳以上	34,310	3,330	2,220	1,100	1,100
		乳	4歳以上	27,410	2,510	2,090	1,570	830
141人 から 150人 まで	設	乳	1、2歳	157,600	17,760	14,790	11,840	5,920
	未 設	乳	1、2歳	88,550	9,470	7,890	6,310	3,150
		乳	3歳以上	37,130	3,670	3,060	2,450	1,220
		乳	4歳以上	30,230	2,850	2,370	1,900	950
151人 から 160人 まで	設	乳	1、2歳	154,310	17,360	14,460	11,570	5,780
	未 設	乳	1、2歳	85,260	9,070	7,560	6,040	3,010
		乳	3歳以上	33,840	3,270	2,730	2,180	1,080
		乳	4歳以上	26,940	2,450	2,040	1,630	810
151人 から 160人 まで	設	乳	1、2歳	157,850	17,790	14,820	11,860	5,930
	未 設	乳	1、2歳	88,800	9,500	7,920	6,330	3,160
		乳	3歳以上	37,380	3,700	3,090	2,470	1,230
		乳	4歳以上	30,480	2,880	2,400	1,920	960
161人 から 170人 まで	設	乳	1、2歳	154,770	17,420	14,510	11,610	5,800
	未 設	乳	1、2歳	85,720	9,130	7,610	6,080	3,030
		乳	3歳以上	34,300	3,330	2,780	2,220	1,100
		乳	4歳以上	27,400	2,510	2,090	1,570	830
161人 から 170人 まで	設	乳	1、2歳	157,270	17,720	14,760	11,810	5,900
	未 設	乳	1、2歳	88,220	9,430	7,860	6,280	3,130
		乳	3歳以上	36,800	3,630	3,030	2,420	1,200
		乳	4歳以上	29,900	2,810	2,340	1,870	930
171人 以上	設	乳	1、2歳	154,380	17,370	14,470	11,580	5,770
	未 設	乳	1、2歳	85,330	9,080	7,570	6,050	3,020
		乳	3歳以上	33,910	3,280	2,740	2,190	1,090
		乳	4歳以上	27,010	2,460	2,050	1,640	820
171人 以上	設	乳	1、2歳	156,740	17,650	14,710	11,770	5,880
	未 設	乳	1、2歳	87,690	9,360	7,810	6,240	3,110
		乳	3歳以上	36,270	3,560	2,980	2,380	1,180
		乳	4歳以上	29,370	2,740	2,290	1,830	910
31人 から 40人 まで	設	乳	1、2歳	154,010	17,330	14,430	11,550	5,770
	未 設	乳	1、2歳	84,960	9,040	7,530	6,020	3,000
		乳	3歳以上	33,540	3,240	2,700	2,160	1,070
		乳	4歳以上	26,640	2,420	2,010	1,610	800
12/100 地 域	設	乳	1、2歳	181,360	20,600	17,170	13,740	6,860
	未 設	乳	1、2歳	113,910	12,510	10,430	8,340	4,160
		乳	3歳以上	63,620	6,840	5,710	4,580	2,270
		乳	4歳以上	56,880	6,040	5,040	4,030	2,010
12/100 地 域	設	乳	1、2歳	169,350	19,160	15,970	12,780	6,380
	未 設	乳	1、2歳	101,900	11,070	9,230	7,380	3,680
		乳	3歳以上	51,610	5,400	4,510	3,600	1,790
		乳	4歳以上	44,870	4,600	3,840	3,070	1,530

改正前

131人 から 140人 まで	設	乳	1、2歳	157,720	17,770	14,810	11,850	5,920
	未 設	乳	1、2歳	88,940	9,520	7,930	6,350	3,170
		乳	3歳以上	37,710	3,740	3,110	2,500	1,240
		乳	4歳以上	30,840	2,920	2,430	1,950	970
141人 から 150人 まで	設	乳	1、2歳	154,220	17,350	14,460	11,560	5,780
	未 設	乳	1、2歳	85,440	9,100	7,580	6,060	3,030
		乳	3歳以上	34,210	3,320	2,760	2,210	1,100
		乳	4歳以上	27,340	2,500	2,080	1,660	830
141人 から 150人 まで	設	乳	1、2歳	157,020	17,690	14,740	11,790	5,890
	未 設	乳	1、2歳	88,240	9,440	7,860	6,290	3,140
		乳	3歳以上	37,010	3,660	3,040	2,440	1,210
		乳	4歳以上	30,140	2,840	2,360	1,890	940
151人 から 160人 まで	設	乳	1、2歳	153,750	17,290	14,420	11,530	5,760
	未 設	乳	1、2歳	84,970	9,040	7,540	6,030	3,010
		乳	3歳以上	33,740	3,260	2,720	2,180	1,080
		乳	4歳以上	26,870	2,440	2,040	1,630	810
151人 から 160人 まで	設	乳	1、2歳	157,270	17,720	14,770	11,810	5,900
	未 設	乳	1、2歳	88,490	9,470	7,890	6,310	3,150
		乳	3歳以上	37,260	3,690	3,070	2,460	1,220
		乳	4歳以上	30,390	2,870	2,390	1,910	950
161人 から 170人 まで	設	乳	1、2歳	154,210	17,350	14,460	11,560	5,780
	未 設	乳	1、2歳	85,430	9,100	7,580	6,060	3,030
		乳	3歳以上	34,200	3,320	2,760	2,210	1,100
		乳	4歳以上	27,330	2,500	2,080	1,660	830
161人 から 170人 まで	設	乳	1、2歳	156,700	17,650	14,710	11,760	5,880
	未 設	乳	1、2歳	87,920	9,400	7,830	6,260	3,130
		乳	3歳以上	36,690	3,620	3,010	2,410	1,200
		乳	4歳以上	29,820	2,800	2,330	1,860	930
171人 以上	設	乳	1、2歳	153,810	17,300	14,420	11,530	5,760
	未 設	乳	1、2歳	85,030	9,050	7,540	6,030	3,010
		乳	3歳以上	33,800	3,270	2,720	2,180	1,080
		乳	4歳以上	26,930	2,450	2,040	1,630	810
171人 以上	設	乳	1、2歳	156,170	17,580	14,660	11,720	5,860
	未 設	乳	1、2歳	87,390	9,330	7,780	6,220	3,110
		乳	3歳以上	36,160	3,550	2,960	2,370	1,180
		乳	4歳以上	29,290	2,730	2,280	1,820	910
31人 から 40人 まで	設	乳	1、2歳	153,440	17,260	14,390	11,500	5,750
	未 設	乳	1、2歳	84,660	9,010	7,510	6,000	3,000
		乳	3歳以上	33,430	3,230	2,690	2,150	1,070
		乳	4歳以上	26,560	2,410	2,010	1,600	800
12/100 地 域	設	乳	1、2歳	180,680	20,530	17,110	13,680	6,830
	未 設	乳	1、2歳	113,500	12,460	10,390	8,300	4,140
		乳	3歳以上	63,390	6,820	5,690	4,540	2,260
		乳	4歳以上	56,680	6,020	5,020	4,010	2,000
12/100 地 域	設	乳	1、2歳	168,730	19,100	15,910	12,730	6,360
	未 設	乳	1、2歳	101,550	11,030	9,190	7,350	3,670
		乳	3歳以上	51,440	5,330	4,490	3,590	1,790
		乳	4歳以上	44,730	4,590	3,820	3,060	1,530

改正前

41人から 50人まで	設 置	乳	178,550	20,280	16,890	13,510	6,750
		1、2歳児	111,370	12,210	10,170	8,130	4,060
		3歳以上児	61,260	6,570	5,470	4,370	2,180
		4歳以上児	54,550	5,770	4,800	3,840	1,920
51人から 60人まで	未設 置	乳	168,980	19,130	15,940	12,750	6,370
		1、2歳児	101,800	11,060	9,220	7,370	3,680
		3歳以上児	51,690	5,420	4,520	3,610	1,800
		4歳以上児	44,980	4,620	3,850	3,080	1,540
61人から 70人まで	設 置	乳	172,690	19,570	16,310	13,040	6,510
		1、2歳児	105,510	11,500	9,590	7,660	3,820
		3歳以上児	55,400	5,860	4,890	3,900	1,940
		4歳以上児	48,690	5,060	4,220	3,370	1,680
61人から 70人まで	未設 置	乳	164,720	18,620	15,510	12,410	6,200
		1、2歳児	97,540	10,550	8,790	7,030	3,510
		3歳以上児	47,430	4,910	4,090	3,270	1,630
		4歳以上児	40,720	4,110	3,420	2,740	1,370
61人から 70人まで	設 置	乳	168,580	19,080	15,900	12,710	6,350
		1、2歳児	101,400	11,010	9,180	7,330	3,660
		3歳以上児	51,290	5,370	4,480	3,570	1,780
		4歳以上児	44,580	4,570	3,810	3,040	1,520
71人から 80人まで	未設 置	乳	161,750	18,260	15,210	12,170	6,080
		1、2歳児	94,570	10,190	8,490	6,790	3,390
		3歳以上児	44,460	4,550	3,790	3,030	1,510
		4歳以上児	37,750	3,750	3,120	2,500	1,250
71人から 80人まで	設 置	乳	165,550	18,720	15,590	12,470	6,230
		1、2歳児	98,370	10,650	8,870	7,090	3,540
		3歳以上児	48,260	5,010	4,170	3,330	1,660
		4歳以上児	41,550	4,210	3,500	2,800	1,400
81人から 90人まで	未設 置	乳	159,570	18,000	15,000	11,990	5,990
		1、2歳児	92,390	9,930	8,280	6,610	3,300
		3歳以上児	42,280	4,290	3,580	2,850	1,420
		4歳以上児	35,570	3,490	2,910	2,320	1,160
81人から 90人まで	設 置	乳	163,150	18,430	15,350	12,280	6,130
		1、2歳児	95,970	10,360	8,630	6,900	3,440
		3歳以上児	45,860	4,720	3,930	3,140	1,560
		4歳以上児	39,150	3,920	3,260	2,610	1,300
91人から 100人まで	未設 置	乳	157,830	17,790	14,820	11,850	5,920
		1、2歳児	90,650	9,720	8,100	6,470	3,230
		3歳以上児	40,540	4,080	3,400	2,710	1,350
		4歳以上児	33,830	3,280	2,730	2,180	1,090
91人から 100人まで	設 置	乳	158,380	17,850	14,880	11,900	5,940
		1、2歳児	91,200	9,780	8,160	6,520	3,250
		3歳以上児	41,090	4,140	3,460	2,760	1,370
		4歳以上児	34,380	3,340	2,790	2,230	1,110
91人から 100人まで	未設 置	乳	153,600	17,280	14,400	11,520	5,750
		1、2歳児	86,420	9,210	7,680	6,140	3,060
		3歳以上児	36,310	3,570	2,980	2,380	1,180
		4歳以上児	29,600	2,770	2,310	1,850	920

改正後

41人から 50人まで	設 置	乳	179,210	20,350	16,950	13,570	6,780
		1、2歳児	111,760	12,260	10,210	8,170	4,080
		3歳以上児	61,470	6,590	5,490	4,390	2,190
		4歳以上児	54,730	5,790	4,820	3,860	1,930
51人から 60人まで	未設 置	乳	169,610	19,190	15,990	12,800	6,390
		1、2歳児	102,160	11,100	9,250	7,400	3,690
		3歳以上児	51,870	5,430	4,530	3,620	1,800
		4歳以上児	45,130	4,630	3,860	3,090	1,540
51人から 60人まで	設 置	乳	173,330	19,640	16,360	13,100	6,540
		1、2歳児	105,880	11,550	9,620	7,700	3,840
		3歳以上児	55,590	5,880	4,900	3,920	1,950
		4歳以上児	48,850	5,080	4,230	3,390	1,690
61人から 70人まで	未設 置	乳	165,330	18,680	15,560	12,460	6,220
		1、2歳児	97,880	10,590	8,820	7,060	3,520
		3歳以上児	47,590	4,920	4,100	3,280	1,630
		4歳以上児	40,850	4,120	3,430	2,750	1,370
61人から 70人まで	設 置	乳	169,210	19,150	15,950	12,770	6,380
		1、2歳児	101,760	11,060	9,210	7,370	3,680
		3歳以上児	51,470	5,390	4,490	3,590	1,790
		4歳以上児	44,730	4,590	3,820	3,060	1,530
71人から 80人まで	未設 置	乳	162,350	18,320	15,270	12,220	6,100
		1、2歳児	94,900	10,230	8,530	6,820	3,400
		3歳以上児	44,610	4,560	3,810	3,040	1,510
		4歳以上児	37,870	3,760	3,140	2,510	1,250
71人から 80人まで	設 置	乳	166,160	18,780	15,650	12,520	6,250
		1、2歳児	98,710	10,690	8,910	7,120	3,550
		3歳以上児	48,420	5,020	4,190	3,340	1,660
		4歳以上児	41,680	4,220	3,520	2,810	1,400
81人から 90人まで	未設 置	乳	160,160	18,060	15,050	12,040	6,010
		1、2歳児	92,710	9,970	8,310	6,640	3,310
		3歳以上児	42,420	4,300	3,590	2,860	1,420
		4歳以上児	35,680	3,500	2,920	2,330	1,160
81人から 90人まで	設 置	乳	163,750	18,490	15,410	12,330	6,160
		1、2歳児	96,300	10,400	8,670	6,930	3,460
		3歳以上児	46,010	4,730	3,950	3,150	1,570
		4歳以上児	39,270	3,930	3,280	2,620	1,310
91人から 100人まで	未設 置	乳	158,420	17,850	14,870	11,900	5,940
		1、2歳児	90,970	9,760	8,130	6,500	3,240
		3歳以上児	40,680	4,090	3,410	2,720	1,350
		4歳以上児	33,940	3,290	2,740	2,190	1,090
91人から 100人まで	設 置	乳	158,960	17,920	14,920	11,950	5,970
		1、2歳児	91,510	9,830	8,190	6,550	3,270
		3歳以上児	41,220	4,160	3,470	2,770	1,380
		4歳以上児	34,480	3,360	2,800	2,240	1,120
91人から 100人まで	未設 置	乳	154,160	17,340	14,450	11,560	5,770
		1、2歳児	86,710	9,250	7,710	6,160	3,070
		3歳以上児	36,420	3,580	2,990	2,380	1,180
		4歳以上児	29,680	2,780	2,320	1,850	920

改正前

101人から 110人まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 児 以上 児 以上	157,100 89,920 39,810 33,100 152,750 85,570 35,460 28,750 156,000 88,820 38,710 32,000 152,020 84,840 34,730 28,020 155,070 87,890 37,780 31,070 151,400 84,220 34,110 27,400 154,300 87,120 37,010 30,300 150,890 83,710 33,600 26,890 153,620 86,440 36,330 29,620 150,430 83,250 33,140 26,430 153,880 86,700 36,590 29,880 150,900 83,720 33,610 26,900	17,700 9,630 3,990 3,190 17,180 9,110 3,470 2,670 17,570 9,500 3,860 3,060 17,090 9,020 3,380 2,580 17,460 9,390 3,750 2,950 17,370 9,300 3,660 2,860 16,960 8,890 3,250 2,450 17,280 9,210 3,570 2,770 16,900 8,830 3,190 2,390 17,320 9,250 3,610 2,810 16,960 8,890 3,250 2,450	14,750 8,030 3,330 2,660 14,310 7,590 2,890 2,220 14,640 7,920 3,220 2,550 14,240 7,520 2,820 2,150 14,550 7,830 3,130 2,460 14,180 7,460 2,760 2,090 14,130 7,410 2,710 2,040 14,400 7,680 2,980 2,310 14,080 7,360 2,660 1,990 14,430 7,710 3,010 2,340 14,130 7,410 2,710 2,040	11,800 6,420 2,660 2,130 11,450 6,070 2,310 1,780 11,710 6,330 2,570 2,040 11,390 6,010 2,250 1,720 11,630 6,250 2,490 1,960 11,340 6,190 2,430 1,900 11,300 6,140 2,380 1,850 11,520 6,140 2,380 1,850 11,540 6,160 2,400 1,870 11,300 6,160 2,400 1,870 11,540 6,160 2,400 1,870	5,890 3,200 1,320 1,060 5,720 3,030 1,150 890 5,850 3,160 1,280 1,020 5,690 3,000 1,120 860 5,810 3,120 1,240 980 5,660 3,090 1,210 950 5,780 3,060 1,170 810 5,640 3,060 1,180 920 5,620 2,930 1,050 790 5,760 3,070 1,190 930 5,640 2,950 1,070 810
------------------	--------	--------------------------	-------------------------------	--	---	---	---	--

改正後

101人から 110人まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 児 以上 児 以上	157,680 90,230 39,940 33,200 153,310 85,860 35,570 28,830 156,580 89,130 38,840 32,100 152,570 85,120 34,830 28,090 155,640 88,190 37,900 31,160 151,950 84,500 34,210 27,470 154,870 87,420 37,130 30,390 151,440 83,990 33,700 26,960 154,180 86,730 36,440 29,700 150,980 83,530 33,240 26,500 154,450 87,000 36,710 29,970 151,450 84,000 33,710 26,970	17,760 9,670 4,000 3,200 17,240 9,150 3,480 2,680 17,630 9,540 3,870 3,070 17,150 9,060 3,390 2,590 17,520 9,430 3,760 2,960 17,390 9,390 3,320 2,520 17,430 9,340 3,670 2,870 17,020 8,930 3,260 2,460 17,340 9,250 3,580 2,780 16,960 8,870 3,200 2,400 17,380 9,290 3,620 2,820 17,380 9,290 3,620 2,820	14,800 8,060 3,340 2,670 14,360 7,620 2,900 2,230 14,690 7,950 3,230 2,560 14,290 7,550 2,830 2,160 14,600 7,860 3,140 2,470 14,230 7,490 2,770 2,100 14,520 7,780 3,060 2,390 14,180 7,440 2,720 2,050 14,450 7,710 2,990 2,320 14,130 7,390 2,670 2,000 14,480 7,740 3,020 2,350 14,180 7,440 2,720 2,050	11,840 6,440 2,660 2,130 11,490 6,090 2,310 1,780 11,760 6,350 2,580 2,050 11,440 6,040 2,260 1,730 11,680 6,280 2,500 1,970 11,620 6,220 2,440 1,910 11,350 6,150 2,380 1,850 11,560 6,160 2,380 1,850 11,590 6,190 2,400 1,880 11,350 6,190 2,400 1,880	5,910 3,210 1,320 1,060 5,740 3,040 1,150 890 5,870 3,170 1,280 1,020 5,710 3,010 1,120 860 5,830 3,130 1,240 980 5,690 3,100 1,210 950 5,800 3,100 1,210 950 5,670 3,070 1,180 920 5,650 2,950 1,060 800 5,770 3,090 1,200 940 5,650 2,970 1,080 820
------------------	--------	--------------------------	-------------------------------	--	--	--	--	--

改正前

161人から 170人まで	設 置	乳 1、2、3、4歳	153,320	17,250	14,370	11,490	5,740
		児 1、2、3、4歳以上	86,140	9,180	7,650	6,110	3,050
		児 1、2、3、4歳以上	36,030	3,540	2,950	2,350	1,170
		児 1、2、3、4歳以上	29,320	2,740	2,280	1,820	910
未設	置	乳 1、2、3、4歳	150,510	16,910	14,090	11,270	5,630
		児 1、2、3、4歳以上	83,330	8,840	7,370	5,890	2,940
		児 1、2、3、4歳以上	33,220	3,200	2,670	2,130	1,060
		児 1、2、3、4歳以上	26,510	2,400	2,000	1,600	800
171人以上	設	乳 1、2、3、4歳	152,800	17,190	14,320	11,450	5,720
		児 1、2、3、4歳以上	85,620	9,120	7,600	6,070	3,030
		児 1、2、3、4歳以上	35,510	3,480	2,900	2,310	1,150
		児 1、2、3、4歳以上	28,800	2,230	1,780	1,450	890
未設	置	乳 1、2、3、4歳	150,150	16,870	14,050	11,240	5,610
		児 1、2、3、4歳以上	82,970	8,800	7,330	5,860	2,920
		児 1、2、3、4歳以上	32,860	3,160	2,630	2,100	1,040
		児 1、2、3、4歳以上	26,150	2,360	1,960	1,570	780
31人から 40人まで	設	乳 1、2、3、4歳	177,990	20,210	16,840	13,470	6,730
		児 1、2、3、4歳以上	111,880	12,270	10,220	8,180	4,080
		児 1、2、3、4歳以上	62,520	6,720	5,600	4,470	2,230
		児 1、2、3、4歳以上	55,910	5,930	4,940	3,950	1,970
未設	置	乳 1、2、3、4歳	166,250	18,800	15,670	12,530	6,260
		児 1、2、3、4歳以上	100,140	10,860	9,050	7,240	3,610
		児 1、2、3、4歳以上	50,780	5,310	4,430	3,530	1,760
		児 1、2、3、4歳以上	44,170	4,520	3,770	3,010	1,500
41人から 50人まで	設	乳 1、2、3、4歳	175,880	19,960	16,630	13,300	6,650
		児 1、2、3、4歳以上	109,770	12,020	10,010	8,010	4,000
		児 1、2、3、4歳以上	60,410	6,470	5,390	4,300	2,150
		児 1、2、3、4歳以上	53,800	5,680	4,730	3,780	1,890
未設	置	乳 1、2、3、4歳	166,490	18,830	15,690	12,550	6,270
		児 1、2、3、4歳以上	100,380	10,890	9,070	7,260	3,620
		児 1、2、3、4歳以上	51,020	5,340	4,450	3,550	1,770
		児 1、2、3、4歳以上	44,410	4,550	3,790	3,030	1,510
51人から 60人まで	設	乳 1、2、3、4歳	170,110	19,260	16,050	12,840	6,420
		児 1、2、3、4歳以上	104,000	11,320	9,430	7,550	3,770
		児 1、2、3、4歳以上	54,640	5,770	4,810	3,840	1,920
		児 1、2、3、4歳以上	48,030	4,980	4,150	3,320	1,660
未設	置	乳 1、2、3、4歳	162,290	18,320	15,270	12,210	6,100
		児 1、2、3、4歳以上	96,180	10,380	8,650	6,920	3,450
		児 1、2、3、4歳以上	46,820	4,830	4,030	3,210	1,600
		児 1、2、3、4歳以上	40,210	4,040	3,370	2,690	1,340
61人から 70人まで	設	乳 1、2、3、4歳	166,070	18,780	15,650	12,520	6,260
		児 1、2、3、4歳以上	99,960	10,840	9,040	7,230	3,610
		児 1、2、3、4歳以上	50,600	5,290	4,410	3,520	1,760
		児 1、2、3、4歳以上	43,990	4,500	3,750	3,000	1,500
未設	置	乳 1、2、3、4歳	159,360	17,970	14,980	11,980	5,990
		児 1、2、3、4歳以上	93,250	10,030	8,360	6,690	3,340
		児 1、2、3、4歳以上	43,890	4,480	3,740	2,980	1,490
		児 1、2、3、4歳以上	37,280	3,690	3,080	2,460	1,230

10/100
地域

改正後

161人から 170人まで	設 置	乳 1、2、3、4歳	153,880	17,310	14,420	11,540	5,760
		児 1、2、3、4歳以上	86,430	9,220	7,680	6,140	3,060
		児 1、2、3、4歳以上	36,140	3,550	2,960	2,360	1,170
		児 1、2、3、4歳以上	29,400	2,750	2,290	1,830	910
未設	置	乳 1、2、3、4歳	151,060	16,970	14,140	11,310	5,650
		児 1、2、3、4歳以上	83,610	8,880	7,400	5,910	2,950
		児 1、2、3、4歳以上	33,320	3,210	2,680	2,130	1,060
		児 1、2、3、4歳以上	26,580	2,410	2,010	1,600	800
171人以上	設	乳 1、2、3、4歳	153,360	17,250	14,370	11,500	5,740
		児 1、2、3、4歳以上	85,910	9,160	7,630	6,100	3,040
		児 1、2、3、4歳以上	35,620	3,490	2,910	2,320	1,150
		児 1、2、3、4歳以上	28,880	2,690	2,240	1,790	890
未設	置	乳 1、2、3、4歳	150,700	16,930	14,100	11,290	5,640
		児 1、2、3、4歳以上	83,250	8,840	7,360	5,890	2,940
		児 1、2、3、4歳以上	32,960	3,170	2,640	2,110	1,050
		児 1、2、3、4歳以上	26,220	2,370	1,970	1,580	790
31人から 40人まで	設	乳 1、2、3、4歳	178,640	20,280	16,900	13,520	6,750
		児 1、2、3、4歳以上	112,270	12,320	10,260	8,210	4,100
		児 1、2、3、4歳以上	62,720	6,740	5,620	4,500	2,240
		児 1、2、3、4歳以上	56,090	5,950	4,960	3,970	1,980
未設	置	乳 1、2、3、4歳	166,850	18,870	15,720	12,570	6,280
		児 1、2、3、4歳以上	100,480	10,910	9,080	7,260	3,630
		児 1、2、3、4歳以上	50,930	5,330	4,440	3,550	1,770
		児 1、2、3、4歳以上	44,300	4,540	3,800	3,020	1,510
41人から 50人まで	設	乳 1、2、3、4歳	176,530	20,030	16,690	13,350	6,670
		児 1、2、3、4歳以上	110,160	12,070	10,050	8,040	4,020
		児 1、2、3、4歳以上	60,610	6,490	5,410	4,330	2,160
		児 1、2、3、4歳以上	53,980	5,700	4,750	3,800	1,900
未設	置	乳 1、2、3、4歳	167,100	18,900	15,740	12,590	6,290
		児 1、2、3、4歳以上	100,730	10,940	9,100	7,280	3,640
		児 1、2、3、4歳以上	51,180	5,360	4,460	3,570	1,780
		児 1、2、3、4歳以上	44,550	4,570	3,800	3,040	1,520
51人から 60人まで	設	乳 1、2、3、4歳	170,740	19,330	16,110	12,880	6,430
		児 1、2、3、4歳以上	104,370	11,370	9,470	7,570	3,780
		児 1、2、3、4歳以上	54,820	5,790	4,830	3,860	1,920
		児 1、2、3、4歳以上	48,190	5,000	4,170	3,330	1,660
未設	置	乳 1、2、3、4歳	162,880	18,390	15,320	12,250	6,120
		児 1、2、3、4歳以上	96,510	10,430	8,680	6,940	3,470
		児 1、2、3、4歳以上	46,960	4,850	4,040	3,230	1,610
		児 1、2、3、4歳以上	40,330	4,060	3,380	2,700	1,350
61人から 70人まで	設	乳 1、2、3、4歳	166,680	18,850	15,700	12,560	6,270
		児 1、2、3、4歳以上	100,310	10,890	9,060	7,250	3,620
		児 1、2、3、4歳以上	50,760	5,310	4,420	3,540	1,760
		児 1、2、3、4歳以上	44,130	4,520	3,760	3,010	1,500
未設	置	乳 1、2、3、4歳	159,940	18,040	15,030	12,020	6,000
		児 1、2、3、4歳以上	93,570	10,080	8,390	6,710	3,350
		児 1、2、3、4歳以上	44,020	4,500	3,750	3,000	1,490
		児 1、2、3、4歳以上	37,390	3,710	3,090	2,470	1,230

改正前

71人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	163,080	18,420	15,350	12,280	6,140
		乳 3歳児	96,970	10,480	8,730	6,990	3,490
		乳 4歳以上児	47,610	4,140	4,110	3,280	1,640
		未設置	41,000	3,450	2,760	1,380	5,900
81人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	157,210	17,720	14,760	11,810	5,900
		乳 3歳児	91,100	9,780	8,140	6,520	3,250
		乳 4歳以上児	41,740	4,230	3,520	2,810	1,400
		未設置	35,130	3,440	2,860	2,290	1,140
90人 から まで	設置	乳 1、2歳児	160,720	18,140	15,110	12,090	6,040
		乳 3歳児	94,610	10,200	8,490	6,800	3,390
		乳 4歳以上児	45,250	4,650	3,870	3,090	1,540
		未設置	38,640	3,210	2,690	2,150	1,280
91人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	155,500	17,510	14,590	11,670	5,830
		乳 3歳児	89,390	9,570	7,970	6,380	3,180
		乳 4歳以上児	40,030	4,020	3,350	2,670	1,330
		未設置	33,420	3,230	2,690	2,150	1,070
99人 から まで	設置	乳 1、2歳児	156,040	17,580	14,650	11,720	5,860
		乳 3歳児	89,930	9,640	8,030	6,430	3,210
		乳 4歳以上児	40,570	4,090	3,410	2,720	1,360
		未設置	33,960	3,300	2,750	2,200	1,100
100人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	151,350	17,010	14,180	11,340	5,670
		乳 3歳児	85,240	9,070	7,560	6,050	3,020
		乳 4歳以上児	35,880	3,520	2,940	2,340	1,170
		未設置	29,270	2,730	2,280	1,820	910
101人 から まで	設置	乳 1、2歳児	154,780	17,420	14,520	11,610	5,800
		乳 3歳児	88,670	9,480	7,900	6,320	3,150
		乳 4歳以上児	39,310	3,930	3,280	2,610	1,300
		未設置	32,700	3,140	2,620	2,090	1,040
110人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	150,510	16,910	14,090	11,270	5,630
		乳 3歳児	84,400	8,970	7,470	5,980	2,980
		乳 4歳以上児	35,040	3,420	2,850	2,270	1,130
		未設置	28,430	2,630	2,190	1,750	870
111人 から まで	設置	乳 1、2歳児	153,700	17,290	14,410	11,530	5,760
		乳 3歳児	87,590	9,350	7,790	6,240	3,110
		乳 4歳以上児	38,230	3,800	3,170	2,530	1,260
		未設置	31,620	3,010	2,510	2,010	1,000
120人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	149,790	16,820	14,020	11,210	5,600
		乳 3歳児	83,680	8,880	7,400	5,920	2,950
		乳 4歳以上児	34,320	3,330	2,780	2,210	1,100
		未設置	27,710	2,540	2,120	1,690	840
121人 から まで	設置	乳 1、2歳児	152,780	17,180	14,320	11,450	5,720
		乳 3歳児	86,670	9,240	7,700	6,160	3,070
		乳 4歳以上児	37,310	3,690	3,080	2,450	1,220
		未設置	30,700	2,900	2,420	1,930	960
130人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	149,170	16,750	13,960	11,170	5,580
		乳 3歳児	83,060	8,810	7,340	5,880	2,930
		乳 4歳以上児	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080
		未設置	27,090	2,470	2,060	1,650	820

改正後

71人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	163,680	18,490	15,400	12,320	6,150
		乳 3歳児	97,310	10,530	8,760	7,010	3,500
		乳 4歳以上児	47,760	4,950	4,120	3,300	1,640
		未設置	41,130	4,160	3,460	2,770	1,380
81人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	157,790	17,780	14,810	11,850	5,920
		乳 3歳児	91,420	9,820	8,170	6,540	3,270
		乳 4歳以上児	41,870	4,240	3,530	2,830	1,410
		未設置	35,240	3,450	2,870	2,300	1,150
90人 から まで	設置	乳 1、2歳児	161,310	18,200	15,160	12,130	6,060
		乳 3歳児	94,940	10,240	8,520	6,820	3,410
		乳 4歳以上児	45,390	4,660	3,880	3,110	1,550
		未設置	38,760	3,870	3,220	2,580	1,290
91人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	156,070	17,570	14,640	11,710	5,850
		乳 3歳児	89,700	9,610	8,000	6,400	3,200
		乳 4歳以上児	40,150	4,030	3,360	2,690	1,340
		未設置	33,520	3,240	2,700	2,160	1,080
99人 から まで	設置	乳 1、2歳児	156,610	17,640	14,700	11,750	5,870
		乳 3歳児	90,240	9,680	8,060	6,440	3,220
		乳 4歳以上児	40,690	4,100	3,420	2,730	1,360
		未設置	34,060	3,310	2,760	2,200	1,100
100人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	151,900	17,070	14,220	11,380	5,680
		乳 3歳児	85,530	9,110	7,580	6,070	3,030
		乳 4歳以上児	35,980	3,530	2,940	2,360	1,170
		未設置	29,350	2,740	2,280	1,830	910
101人 から まで	設置	乳 1、2歳児	155,350	17,490	14,570	11,650	5,820
		乳 3歳児	88,980	9,530	7,930	6,340	3,170
		乳 4歳以上児	39,430	3,950	3,290	2,630	1,310
		未設置	32,800	3,160	2,630	2,100	1,050
110人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	151,060	16,970	14,140	11,310	5,650
		乳 3歳児	84,690	9,010	7,500	6,000	3,000
		乳 4歳以上児	35,140	3,430	2,860	2,290	1,140
		未設置	28,510	2,640	2,200	1,760	880
111人 から まで	設置	乳 1、2歳児	154,260	17,360	14,460	11,570	5,780
		乳 3歳児	87,890	9,400	7,820	6,280	3,130
		乳 4歳以上児	38,340	3,820	3,180	2,550	1,270
		未設置	31,710	3,030	2,520	2,020	1,010
120人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	150,330	16,880	14,070	11,250	5,620
		乳 3歳児	83,960	8,920	7,430	5,940	2,970
		乳 4歳以上児	34,410	3,340	2,790	2,230	1,110
		未設置	27,780	2,550	2,130	1,700	850
121人 から まで	設置	乳 1、2歳児	153,340	17,240	14,370	11,490	5,740
		乳 3歳児	86,970	9,280	7,730	6,180	3,090
		乳 4歳以上児	37,420	3,700	3,090	2,470	1,230
		未設置	30,790	2,910	2,430	1,940	970
130人 から まで	未設置	乳 1、2歳児	149,720	16,810	14,010	11,200	5,590
		乳 3歳児	83,350	8,850	7,370	5,880	2,940
		乳 4歳以上児	33,800	3,270	2,730	2,180	1,080
		未設置	27,170	2,480	2,070	1,650	820

改正前

131人から 140人まで	設 置	乳	152,030	17,090	14,240	11,390	5,690
		1、2歳児	85,920	9,150	7,620	6,100	3,040
		3歳児	36,560	3,600	3,000	2,390	1,190
		4歳以上児	29,950	2,810	2,340	1,870	930
未設	置	乳	148,670	16,690	13,910	11,130	5,560
		1、2歳児	82,560	8,750	7,290	5,840	2,910
		3歳児	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060
		4歳以上児	26,590	2,410	2,010	1,610	800
設	置	乳	151,350	17,010	14,180	11,340	5,670
		1、2歳児	85,240	9,070	7,560	6,050	3,020
		3歳児	35,880	3,520	2,940	2,340	1,170
		4歳以上児	29,270	2,730	2,280	1,820	910
未設	置	乳	148,220	16,640	13,860	11,090	5,540
		1、2歳児	82,110	8,700	7,240	5,800	2,890
		3歳児	32,750	3,150	2,620	2,090	1,040
		4歳以上児	26,140	2,360	1,960	1,570	780
設	置	乳	151,620	17,040	14,200	11,360	5,680
		1、2歳児	85,510	9,100	7,580	6,070	3,030
		3歳児	36,150	3,550	2,960	2,360	1,180
		4歳以上児	29,540	2,700	2,300	1,840	920
未設	置	乳	148,690	16,690	13,910	11,130	5,560
		1、2歳児	82,580	8,750	7,290	5,840	2,910
		3歳児	33,220	3,200	2,670	2,130	1,060
		4歳以上児	26,610	2,410	2,010	1,610	800
設	置	乳	151,070	16,980	14,150	11,320	5,660
		1、2歳児	84,960	9,040	7,530	6,030	3,010
		3歳児	35,600	3,490	2,910	2,320	1,160
		4歳以上児	28,990	2,700	2,250	1,800	900
未設	置	乳	148,310	16,650	13,870	11,100	5,550
		1、2歳児	82,200	8,710	7,250	5,810	2,900
		3歳児	32,840	3,160	2,630	2,100	1,050
		4歳以上児	26,230	2,370	1,970	1,580	790
設	置	乳	150,560	16,920	14,100	11,280	5,640
		1、2歳児	84,450	8,980	7,480	5,990	2,990
		3歳児	35,090	3,430	2,860	2,280	1,140
		4歳以上児	28,480	2,640	2,200	1,760	880
未設	置	乳	147,950	16,600	13,840	11,070	5,530
		1、2歳児	81,840	8,660	7,220	5,780	2,880
		3歳児	32,480	3,110	2,600	2,070	1,030
		4歳以上児	25,870	2,320	1,940	1,550	770
設	置	乳	175,290	19,870	16,560	13,250	6,620
		1、2歳児	110,250	12,070	10,060	8,050	4,020
		3歳児	61,630	6,610	5,510	4,410	2,200
		4歳以上児	55,130	5,830	4,860	3,890	1,940
未設	置	乳	163,760	18,490	15,410	12,330	6,160
		1、2歳児	98,720	10,690	8,910	7,130	3,560
		3歳児	50,100	5,230	4,360	3,490	1,740
		4歳以上児	43,600	4,450	3,710	2,970	1,480

改正後

131人から 140人まで	設 置	乳	152,580	14,290	17,150	11,430	5,710
		1、2歳児	86,210	7,650	9,190	6,120	3,060
		3歳児	36,660	3,010	3,610	2,410	1,200
		4歳以上児	30,030	2,820	2,820	1,880	940
未設	置	乳	149,210	13,960	16,750	11,160	5,570
		1、2歳児	82,840	7,320	8,790	5,850	2,920
		3歳児	33,290	2,680	3,210	2,140	1,060
		4歳以上児	26,660	2,020	2,420	1,610	800
設	置	乳	151,900	14,220	17,070	11,380	5,680
		1、2歳児	85,530	7,580	9,110	6,070	3,030
		3歳児	35,980	2,940	3,530	2,340	1,170
		4歳以上児	29,350	2,280	2,740	1,830	910
未設	置	乳	148,760	16,690	17,100	11,120	5,550
		1、2歳児	82,390	7,270	8,730	5,810	2,900
		3歳児	32,840	2,630	3,150	2,100	1,040
		4歳以上児	26,210	1,970	2,360	1,570	780
設	置	乳	152,180	14,250	17,100	11,400	5,690
		1、2歳児	85,810	7,610	9,140	6,090	3,040
		3歳児	36,260	2,970	3,560	2,380	1,180
		4歳以上児	29,630	2,310	2,770	1,850	920
未設	置	乳	149,230	13,960	16,750	11,160	5,570
		1、2歳児	82,860	7,320	8,790	5,850	2,920
		3歳児	33,310	2,680	3,210	2,140	1,060
		4歳以上児	26,680	2,020	2,420	1,610	800
設	置	乳	151,620	14,200	17,040	11,350	5,670
		1、2歳児	85,250	7,560	9,080	6,040	3,020
		3歳児	35,700	2,920	3,500	2,330	1,160
		4歳以上児	29,070	2,260	2,710	1,800	900
未設	置	乳	148,850	13,920	16,710	11,130	5,560
		1、2歳児	82,480	7,280	8,750	5,820	2,910
		3歳児	32,930	2,640	3,170	2,110	1,050
		4歳以上児	26,300	1,980	2,380	1,580	790
設	置	乳	151,110	14,140	16,980	11,310	5,650
		1、2歳児	84,740	7,500	9,020	6,000	3,000
		3歳児	35,190	2,860	3,440	2,290	1,140
		4歳以上児	28,560	2,200	2,650	1,760	880
未設	置	乳	148,490	13,880	16,660	11,100	5,540
		1、2歳児	82,120	7,240	8,700	5,790	2,890
		3歳児	32,570	2,600	3,120	2,080	1,030
		4歳以上児	25,940	1,940	2,330	1,550	770
設	置	乳	175,930	19,960	16,630	13,300	6,650
		1、2歳児	110,630	12,120	10,100	8,070	4,030
		3歳児	61,840	6,640	5,530	4,420	2,210
		4歳以上児	55,310	4,880	4,880	3,900	1,950
未設	置	乳	164,360	18,570	15,470	12,380	6,190
		1、2歳児	99,060	10,730	8,940	7,150	3,570
		3歳児	50,270	4,370	5,250	4,370	2,150
		4歳以上児	43,740	3,720	4,470	3,500	1,490

改正前

41人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	173,210	19,630	16,350	13,080	6,540
		乳 3歳児	108,170	11,830	9,850	7,880	3,940
		乳 4歳以上児	59,550	6,370	5,300	4,240	2,120
		乳 未設置	53,050	5,590	4,650	3,720	1,860
50人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	163,990	18,520	15,430	12,170	6,170
		乳 3歳児	98,950	10,720	8,930	7,140	3,570
		乳 4歳以上児	50,330	5,260	4,380	3,500	1,750
		乳 未設置	43,830	4,480	3,730	2,980	1,490
51人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	167,540	18,940	15,790	12,630	6,310
		乳 3歳児	102,500	11,140	9,290	7,430	3,710
		乳 4歳以上児	53,880	5,680	4,740	3,790	1,890
		乳 未設置	47,380	4,900	4,090	3,270	1,630
60人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	159,850	18,020	15,020	12,010	6,000
		乳 3歳児	94,810	10,220	8,520	6,810	3,400
		乳 4歳以上児	46,190	4,760	3,970	3,170	1,580
		乳 未設置	39,690	3,980	3,320	2,650	1,320
61人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	163,550	18,470	15,390	12,310	6,150
		乳 3歳児	98,510	10,670	8,890	7,110	3,550
		乳 4歳以上児	49,890	5,210	4,340	3,470	1,730
		乳 未設置	43,390	4,430	3,690	2,950	1,470
70人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	156,970	17,680	14,730	11,780	5,890
		乳 3歳児	91,930	9,880	8,230	6,580	3,290
		乳 4歳以上児	43,310	4,420	3,680	2,940	1,470
		乳 未設置	36,810	3,640	3,030	2,420	1,210
71人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	160,620	18,110	15,090	12,070	6,030
		乳 3歳児	95,580	10,310	8,590	6,870	3,430
		乳 4歳以上児	46,960	4,850	4,040	3,230	1,610
		乳 未設置	40,460	4,070	3,390	2,710	1,350
80人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	154,850	17,420	14,520	11,610	5,800
		乳 3歳児	89,810	9,620	8,020	6,410	3,200
		乳 4歳以上児	41,190	4,160	3,470	2,770	1,380
		乳 未設置	34,690	3,380	2,820	2,250	1,120
81人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	158,290	17,830	14,860	11,890	5,940
		乳 3歳児	93,250	10,030	8,360	6,690	3,340
		乳 4歳以上児	44,630	4,570	3,810	3,050	1,520
		乳 未設置	38,130	3,790	3,160	2,550	1,260
90人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	153,160	17,220	14,350	11,480	5,740
		乳 3歳児	88,120	9,420	7,850	6,280	3,140
		乳 4歳以上児	39,500	3,960	3,300	2,610	1,320
		乳 未設置	33,000	3,180	2,650	2,120	1,060
91人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	153,710	17,290	14,400	11,520	5,760
		乳 3歳児	88,670	9,490	7,900	6,320	3,160
		乳 4歳以上児	40,050	4,030	3,350	2,680	1,340
		乳 未設置	33,550	3,250	2,700	2,160	1,080
100人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	149,100	16,730	13,940	11,150	5,570
		乳 3歳児	84,060	8,930	7,440	5,950	2,970
		乳 4歳以上児	35,440	3,470	2,890	2,310	1,150
		乳 未設置	28,940	2,690	2,240	1,790	890

改正後

41人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	173,850	19,710	16,420	13,140	6,570
		乳 3歳児	108,550	11,870	9,890	7,910	3,950
		乳 4歳以上児	59,760	6,390	5,320	4,260	2,130
		乳 未設置	53,230	5,610	4,670	3,740	1,870
50人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	164,590	18,600	15,500	12,400	6,200
		乳 3歳児	99,290	10,760	8,970	7,170	3,580
		乳 4歳以上児	50,500	5,280	4,400	3,520	1,760
		乳 未設置	43,970	4,500	3,750	3,000	1,500
51人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	168,150	19,020	15,850	12,680	6,340
		乳 3歳児	102,850	11,180	9,320	7,450	3,720
		乳 4歳以上児	54,060	5,700	4,750	3,800	1,900
		乳 未設置	47,530	4,920	4,100	3,280	1,640
60人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	160,430	18,100	15,080	12,060	6,030
		乳 3歳児	95,130	10,260	8,550	6,830	3,410
		乳 4歳以上児	46,340	4,780	3,980	3,180	1,590
		乳 未設置	39,810	4,000	3,330	2,660	1,330
61人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	164,160	18,540	15,450	12,360	6,180
		乳 3歳児	98,860	10,700	8,920	7,130	3,560
		乳 4歳以上児	50,070	5,220	4,350	3,480	1,740
		乳 未設置	43,540	4,440	3,700	2,960	1,480
70人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	157,540	17,750	14,790	11,830	5,910
		乳 3歳児	92,240	9,910	8,260	6,600	3,290
		乳 4歳以上児	43,450	4,430	3,690	2,950	1,470
		乳 未設置	36,920	3,650	3,040	2,430	1,210
71人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	161,210	18,190	15,160	12,130	6,060
		乳 3歳児	95,910	10,350	8,630	6,900	3,440
		乳 4歳以上児	47,120	4,870	4,060	3,250	1,620
		乳 未設置	40,590	4,090	3,410	2,730	1,360
80人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	155,420	17,500	14,580	11,660	5,830
		乳 3歳児	90,120	9,660	8,050	6,430	3,210
		乳 4歳以上児	41,330	4,180	3,480	2,780	1,390
		乳 未設置	34,800	3,400	2,830	2,260	1,130
81人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	158,870	17,910	14,920	11,940	5,970
		乳 3歳児	93,570	10,070	8,390	6,710	3,350
		乳 4歳以上児	44,780	4,590	3,820	3,060	1,530
		乳 未設置	38,250	3,810	3,170	2,540	1,270
90人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	153,720	17,290	14,410	11,530	5,760
		乳 3歳児	88,420	9,450	7,880	6,300	3,140
		乳 4歳以上児	39,630	3,970	3,310	2,650	1,320
		乳 未設置	33,100	3,190	2,660	2,130	1,060
91人 から まで	設 置	乳 1、2歳児	154,270	17,360	14,460	11,570	5,780
		乳 3歳児	88,970	9,520	7,930	6,340	3,160
		乳 4歳以上児	40,180	4,040	3,360	2,690	1,340
		乳 未設置	33,650	3,260	2,710	2,170	1,080
100人 から まで	未 設 置	乳 1、2歳児	149,630	16,800	14,000	11,200	5,600
		乳 3歳児	84,330	8,960	7,470	5,970	2,980
		乳 4歳以上児	35,540	3,480	2,900	2,320	1,160
		乳 未設置	29,010	2,700	2,250	1,800	900

改正前

101人 から 110人 まで	乳	児	152,460	17,140	14,280	11,420	5,710
	1、	2歳	87,420	9,340	7,780	6,220	3,110
	3	歳	38,800	3,880	3,230	2,580	1,290
	4	歳以上	32,300	3,100	2,580	2,060	1,030
未設	乳	児	148,270	16,630	13,860	11,090	5,540
	1、	2歳	83,230	8,830	7,360	5,890	2,940
	3	歳	34,610	3,370	2,810	2,250	1,120
	4	歳以上	28,110	2,590	2,160	1,730	860
設	乳	児	151,400	17,010	14,170	11,340	5,670
	1、	2歳	86,360	9,210	7,670	6,140	3,070
	3	歳	37,740	3,750	3,120	2,500	1,250
	4	歳以上	31,240	2,970	2,470	1,980	990
未設	乳	児	147,560	16,550	13,790	11,030	5,510
	1、	2歳	82,520	8,750	7,290	5,830	2,910
	3	歳	33,900	3,290	2,740	2,190	1,090
	4	歳以上	27,400	2,510	2,090	1,670	830
設	乳	児	150,500	16,900	14,080	11,260	5,630
	1、	2歳	85,460	9,100	7,580	6,060	3,030
	3	歳	36,840	3,640	3,030	2,420	1,210
	4	歳以上	30,340	2,860	2,380	1,900	950
未設	乳	児	146,950	16,470	13,730	10,980	5,490
	1、	2歳	81,910	8,670	7,230	5,780	2,890
	3	歳	33,290	3,210	2,680	2,140	1,070
	4	歳以上	26,790	2,430	2,030	1,620	810
設	乳	児	149,750	16,810	14,010	11,210	5,600
	1、	2歳	84,710	9,010	7,510	6,010	3,000
	3	歳	36,090	3,550	2,960	2,370	1,180
	4	歳以上	29,590	2,770	2,310	1,850	920
未設	乳	児	146,460	16,420	13,680	10,940	5,470
	1、	2歳	81,420	8,620	7,180	5,740	2,870
	3	歳	32,800	3,160	2,630	2,100	1,050
	4	歳以上	26,300	2,380	1,980	1,580	790
設	乳	児	149,080	16,730	13,940	11,150	5,570
	1、	2歳	84,040	8,930	7,440	5,950	2,970
	3	歳	35,420	3,470	2,890	2,310	1,150
	4	歳以上	28,920	2,690	2,240	1,790	890
未設	乳	児	146,010	16,360	13,630	10,910	5,450
	1、	2歳	80,970	8,560	7,130	5,710	2,850
	3	歳	32,350	3,100	2,580	2,070	1,030
	4	歳以上	25,850	2,320	1,930	1,550	770
設	乳	児	149,360	16,760	13,970	11,170	5,580
	1、	2歳	84,320	8,960	7,470	5,970	2,980
	3	歳	35,700	3,500	2,920	2,330	1,160
	4	歳以上	29,200	2,720	2,270	1,810	900
未設	乳	児	146,480	16,420	13,680	10,940	5,470
	1、	2歳	81,440	8,620	7,180	5,740	2,870
	3	歳	32,820	3,160	2,630	2,100	1,050
	4	歳以上	26,320	2,380	1,980	1,580	790
設	乳	児	149,360	16,760	13,970	11,170	5,580
	1、	2歳	84,320	8,960	7,470	5,970	2,980
	3	歳	35,700	3,500	2,920	2,330	1,160
	4	歳以上	29,200	2,720	2,270	1,810	900
未設	乳	児	146,480	16,420	13,680	10,940	5,470
	1、	2歳	81,440	8,620	7,180	5,740	2,870
	3	歳	32,820	3,160	2,630	2,100	1,050
	4	歳以上	26,320	2,380	1,980	1,580	790

改正後

101人 から 110人 まで	乳	児	153,020	17,210	14,340	11,470	5,730
	1、	2歳	87,720	9,370	7,810	6,240	3,110
	3	歳	38,930	3,890	3,240	2,590	1,290
	4	歳以上	32,400	3,110	2,590	2,070	1,030
未設	乳	児	148,810	16,700	13,920	11,130	5,560
	1、	2歳	83,510	8,860	7,390	5,900	2,940
	3	歳	34,720	3,380	2,820	2,250	1,120
	4	歳以上	28,190	2,600	2,170	1,730	860
設	乳	児	151,950	17,080	14,230	11,380	5,690
	1、	2歳	86,650	9,240	7,700	6,150	3,070
	3	歳	37,860	3,760	3,130	2,500	1,250
	4	歳以上	31,330	2,980	2,480	1,980	990
未設	乳	児	148,090	16,520	13,850	11,080	5,540
	1、	2歳	82,790	8,780	7,320	5,850	2,920
	3	歳	34,000	3,300	2,750	2,200	1,100
	4	歳以上	27,470	2,520	2,100	1,680	840
設	乳	児	151,040	16,970	14,140	11,310	5,650
	1、	2歳	85,740	9,130	7,610	6,080	3,030
	3	歳	36,950	3,650	3,040	2,430	1,210
	4	歳以上	30,420	2,870	2,390	1,910	950
未設	乳	児	147,480	16,540	13,780	11,030	5,510
	1、	2歳	82,180	8,700	7,250	5,800	2,890
	3	歳	33,390	3,220	2,680	2,150	1,070
	4	歳以上	26,860	2,440	2,030	1,630	810
設	乳	児	150,290	16,880	14,070	11,250	5,620
	1、	2歳	84,990	9,040	7,540	6,020	3,000
	3	歳	36,200	3,560	2,970	2,370	1,180
	4	歳以上	29,670	2,780	2,320	1,850	920
未設	乳	児	146,990	16,480	13,740	10,990	5,490
	1、	2歳	81,690	8,640	7,210	5,760	2,870
	3	歳	32,900	3,160	2,640	2,110	1,050
	4	歳以上	26,370	2,380	1,990	1,590	790
設	乳	児	149,620	16,800	14,000	11,200	5,600
	1、	2歳	84,320	8,960	7,470	5,970	2,980
	3	歳	35,530	3,480	2,900	2,320	1,160
	4	歳以上	29,000	2,700	2,250	1,800	900
未設	乳	児	146,540	16,430	13,690	10,950	5,470
	1、	2歳	81,240	8,590	7,160	5,720	2,850
	3	歳	32,450	3,110	2,590	2,070	1,030
	4	歳以上	25,920	2,330	1,940	1,550	770
設	乳	児	149,910	16,830	14,030	11,220	5,610
	1、	2歳	84,610	8,990	7,500	5,990	2,990
	3	歳	35,820	3,510	2,930	2,340	1,170
	4	歳以上	29,290	2,730	2,280	1,820	910
未設	乳	児	147,010	16,490	13,740	10,990	5,490
	1、	2歳	81,710	8,650	7,210	5,760	2,870
	3	歳	32,920	3,170	2,640	2,110	1,050
	4	歳以上	26,390	2,390	1,990	1,590	790

改正前

161人 から まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	148,820	16,700	13,910	11,130	5,560
			83,780	8,900	7,410	5,930	2,960
			35,160	2,440	2,860	2,290	1,140
			28,660	2,660	2,210	1,770	880
170人 以上	未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	146,100	16,370	13,640	10,910	5,450
			81,060	8,570	7,140	5,710	2,850
			32,440	3,110	2,590	2,070	1,030
			25,940	2,330	1,940	1,550	770
171人 以上	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	148,310	16,640	13,860	11,090	5,540
			83,270	8,840	7,360	5,890	2,940
			34,650	3,380	2,810	2,250	1,120
			28,150	2,600	2,160	1,730	860
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	145,750	16,330	13,610	10,890	5,440	
		80,710	8,530	7,110	5,690	2,840	
		32,090	3,070	2,560	2,050	1,020	
		25,590	2,290	1,910	1,530	760	
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	172,590	19,550	16,290	13,040	6,510
			108,610	11,880	9,890	7,920	3,950
			60,740	6,500	5,410	4,340	2,160
			54,350	5,740	4,780	3,830	1,910
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	161,270	18,190	15,160	12,130	6,060	
		97,290	10,520	8,760	7,010	3,500	
		49,420	5,140	4,280	3,430	1,710	
		43,030	4,380	3,650	2,920	1,460	
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	170,550	19,310	16,090	12,870	6,430
			106,570	11,640	9,690	7,750	3,750
			58,700	6,260	5,210	4,170	2,080
			52,310	5,500	4,580	3,660	1,830
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	161,500	18,220	15,180	12,150	6,070	
		97,520	10,550	8,780	7,030	3,510	
		49,650	5,170	4,300	3,450	1,720	
		43,260	4,410	3,670	2,940	1,470	
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	164,960	18,640	15,530	12,430	6,210
			100,980	10,970	9,130	7,310	3,650
			53,110	5,590	4,650	3,730	1,860
			46,720	4,830	4,020	3,220	1,610
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	157,420	17,730	14,780	11,820	5,900	
		93,440	10,060	8,380	6,700	3,340	
		45,570	4,680	3,900	3,120	1,550	
		39,180	3,920	3,270	2,610	1,300	
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	161,040	18,170	15,140	12,110	6,050
			97,060	10,500	8,740	6,990	3,490
			49,190	5,120	4,260	3,410	1,700
			42,800	4,360	3,630	2,900	1,450
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	154,580	17,390	14,490	11,590	5,790	
		90,600	9,720	8,090	6,470	3,230	
		42,730	4,340	3,610	2,890	1,440	
		36,340	3,580	2,980	2,380	1,190	

6/100
地 域

改正後

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	149,360	16,770	13,970	11,180	5,590
			84,060	8,930	7,440	5,950	2,970
			35,270	3,450	2,870	2,300	1,150
			28,740	2,670	2,220	1,780	890
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	146,630	16,440	13,700	10,960	5,480	
		81,330	8,600	7,170	5,730	2,860	
		32,540	3,120	2,600	2,080	1,040	
		26,010	2,340	1,950	1,560	780	
171人 以上	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	148,850	16,710	13,920	11,140	5,570
			83,550	8,870	7,390	5,910	2,950
			34,760	3,390	2,820	2,240	1,130
			28,230	2,610	2,170	1,740	870
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	146,280	16,400	13,660	10,930	5,460	
		80,980	8,560	7,130	5,700	2,840	
		32,190	3,080	2,560	2,050	1,020	
		25,660	2,300	1,910	1,530	760	
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	173,220	19,630	16,360	13,080	6,540
			108,990	11,920	9,930	7,950	3,970
			60,950	6,530	5,440	4,350	2,170
			54,530	5,760	4,800	3,840	1,920
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	161,860	18,270	15,230	12,170	6,080	
		97,630	10,560	8,800	7,040	3,510	
		49,590	5,170	4,310	3,440	1,710	
		43,170	4,400	3,670	2,930	1,460	
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	171,170	19,390	16,160	12,920	6,460
			106,940	11,680	9,730	7,790	3,890
			58,900	6,290	5,240	4,190	2,090
			52,480	5,520	4,600	3,680	1,840
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	162,080	18,300	15,250	12,190	6,090	
		97,850	10,590	8,820	7,060	3,520	
		49,810	5,200	4,330	3,460	1,720	
		43,390	4,430	3,690	2,950	1,470	
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	165,560	18,710	15,600	12,470	6,230
			101,330	11,000	9,170	7,340	3,660
			53,290	5,610	4,680	3,740	1,860
			46,870	4,840	4,040	3,230	1,610
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	157,990	17,810	14,840	11,880	5,930	
		93,760	10,100	8,410	6,730	3,360	
		45,720	4,710	3,920	3,130	1,560	
		39,300	3,940	3,280	2,620	1,310	
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	161,630	18,240	15,200	12,150	6,070
			97,400	10,530	8,770	7,020	3,500
			49,360	5,140	4,280	3,420	1,700
			42,940	4,370	3,640	2,910	1,450
未 設 置	乳 1、 3 4 歳 以上 児	155,140	17,460	14,550	11,630	5,810	
		90,910	9,750	8,120	6,500	3,240	
		42,870	4,360	3,630	2,900	1,440	
		36,450	3,590	2,990	2,390	1,190	

6/100
地 域

改正前

71人から 80人まで	設 置	乳 1、3歳以上児	158,150	17,820	14,850	11,880	5,930
		乳 2歳以上児	94,170	10,150	8,450	6,760	3,370
		乳 3歳以上児	46,300	4,770	3,970	3,180	1,580
81人から 90人まで	未 設	乳 1、3歳以上児	152,490	17,140	14,280	11,430	5,710
		乳 2歳以上児	88,510	9,470	7,880	6,310	3,150
		乳 3歳以上児	40,640	4,090	3,400	2,730	1,360
91人から 100人まで	設 置	乳 1、3歳以上児	155,860	17,540	14,620	11,700	5,840
		乳 2歳以上児	91,880	9,870	8,220	6,580	3,280
		乳 3歳以上児	44,010	4,490	3,740	3,000	1,490
101人から 110人まで	未 設	乳 1、3歳以上児	150,830	16,940	14,120	11,300	5,640
		乳 2歳以上児	86,850	9,270	7,720	6,180	3,080
		乳 3歳以上児	38,980	3,890	3,240	2,600	1,290
111人から 120人まで	設 置	乳 1、3歳以上児	151,370	17,010	14,170	11,340	5,660
		乳 2歳以上児	87,390	9,340	7,770	6,220	3,100
		乳 3歳以上児	39,520	3,960	3,290	2,640	1,310
121人から 130人まで	未 設	乳 1、3歳以上児	146,850	16,460	13,720	10,980	5,480
		乳 2歳以上児	82,870	8,790	7,320	5,860	2,920
		乳 3歳以上児	35,000	3,410	2,840	2,280	1,130

改正後

71人から 80人まで	設 置	乳 1、3歳以上児	158,730	17,890	14,910	11,920	5,960
		乳 2歳以上児	94,500	10,180	8,480	6,790	3,390
		乳 3歳以上児	46,460	4,790	3,990	3,190	1,590
81人から 90人まで	未 設	乳 1、3歳以上児	153,050	17,210	14,340	11,470	5,730
		乳 2歳以上児	88,820	9,500	7,910	6,340	3,160
		乳 3歳以上児	40,780	4,110	3,420	2,740	1,360
91人から 100人まで	設 置	乳 1、3歳以上児	156,430	17,620	14,680	11,740	5,870
		乳 2歳以上児	92,200	9,910	8,250	6,610	3,300
		乳 3歳以上児	44,160	4,520	3,760	3,010	1,500
101人から 110人まで	未 設	乳 1、3歳以上児	151,380	17,010	14,180	11,330	5,660
		乳 2歳以上児	87,150	9,300	7,750	6,200	3,090
		乳 3歳以上児	39,110	3,910	3,260	2,600	1,290
111人から 120人まで	設 置	乳 1、3歳以上児	151,920	17,080	14,230	11,380	5,690
		乳 2歳以上児	87,690	9,370	7,800	6,250	3,120
		乳 3歳以上児	39,650	3,980	3,310	2,650	1,320
121人から 130人まで	未 設	乳 1、3歳以上児	147,370	16,530	13,780	11,010	5,500
		乳 2歳以上児	83,140	8,820	7,350	5,880	2,930
		乳 3歳以上児	35,100	3,430	2,860	2,280	1,130

改正前

131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、3、4	147,470	16,540	13,780	11,030	5,510
		児 2歳	83,490	8,870	7,380	5,910	2,950
		児 3歳	35,620	3,490	2,900	2,330	1,160
		児 4歳以上	29,230	2,730	2,270	1,820	910
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,240	16,150	13,460	10,770	5,380
		児 2歳	80,260	8,480	7,060	5,650	2,820
		児 3歳	32,390	3,100	2,580	2,070	1,030
		児 4歳以上	26,000	2,340	1,950	1,560	780
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、3、4	146,810	16,460	13,720	10,970	5,480
		児 2歳	82,830	8,790	7,320	5,850	2,920
		児 3歳	34,960	3,410	2,840	2,270	1,130
		児 4歳以上	28,570	2,650	2,210	1,760	880
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	143,800	16,100	13,410	10,730	5,360
		児 2歳	79,820	8,430	7,010	5,610	2,800
		児 3歳	31,950	3,050	2,530	2,030	1,010
		児 4歳以上	25,560	2,290	1,900	1,520	760
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、3、4	147,110	16,490	13,750	11,000	5,490
		児 2歳	83,130	8,820	7,350	5,880	2,930
		児 3歳	35,260	3,440	2,870	2,300	1,140
		児 4歳以上	28,870	2,680	2,240	1,790	890
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,280	16,150	13,460	10,770	5,380
		児 2歳	80,300	8,480	7,060	5,650	2,820
		児 3歳	32,430	3,100	2,580	2,070	1,030
		児 4歳以上	26,040	2,340	1,950	1,560	780
161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、3、4	146,560	16,430	13,690	10,960	5,470
		児 2歳	82,580	8,760	7,290	5,830	2,910
		児 3歳	34,710	3,380	2,810	2,250	1,120
		児 4歳以上	28,320	2,620	2,180	1,740	870
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	143,900	16,110	13,430	10,740	5,360
		児 2歳	79,920	8,440	7,030	5,620	2,800
		児 3歳	32,050	3,060	2,550	2,040	1,010
		児 4歳以上	25,660	2,300	1,920	1,530	760
171人 以上	設 置	乳 1、3、4	146,070	16,370	13,640	10,910	5,450
		児 2歳	82,090	8,700	7,240	5,790	2,890
		児 3歳	34,220	3,320	2,760	2,210	1,100
		児 4歳以上	27,830	2,560	2,130	1,700	850
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	143,550	16,070	13,390	10,710	5,350
		児 2歳	79,570	8,400	6,990	5,590	2,790
		児 3歳	31,700	3,100	2,510	2,010	1,000
		児 4歳以上	25,310	2,260	1,880	1,500	750
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、3、4	168,540	19,070	15,890	12,710	6,350
		児 2歳	106,160	11,580	9,660	7,720	3,850
		児 3歳	59,410	6,340	5,290	4,220	2,100
		児 4歳以上	53,180	5,600	4,670	3,730	1,860
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	157,540	17,750	14,790	11,830	5,910
		児 2歳	95,160	10,260	8,560	6,840	3,410
		児 3歳	48,410	5,020	4,190	3,340	1,660
		児 4歳以上	42,180	4,280	3,570	2,850	1,420

改正後

131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、3、4	148,000	16,610	13,840	11,060	5,530
		児 2歳	83,770	8,900	7,410	5,930	2,960
		児 3歳	35,730	3,510	2,920	2,330	1,160
		児 4歳以上	29,310	2,740	2,280	1,820	910
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,760	16,220	13,520	10,890	5,500
		児 2歳	80,530	8,510	7,090	5,670	2,830
		児 3歳	32,490	3,120	2,600	2,070	1,030
		児 4歳以上	26,070	2,350	1,960	1,560	780
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、3、4	147,350	16,530	13,770	11,010	5,500
		児 2歳	83,120	8,820	7,340	5,880	2,930
		児 3歳	35,080	3,430	2,850	2,280	1,130
		児 4歳以上	28,660	2,660	2,210	1,770	880
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,310	16,160	13,470	10,770	5,380
		児 2歳	80,080	8,450	7,040	5,640	2,810
		児 3歳	32,040	3,060	2,550	2,040	1,010
		児 4歳以上	25,620	2,290	1,910	1,530	760
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、3、4	147,640	16,560	13,800	11,030	5,510
		児 2歳	83,410	8,850	7,370	5,900	2,940
		児 3歳	35,370	3,460	2,880	2,300	1,140
		児 4歳以上	28,950	2,690	2,240	1,790	890
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,790	16,220	13,520	10,810	5,400
		児 2歳	80,560	8,510	7,090	5,680	2,830
		児 3歳	32,520	3,120	2,600	2,080	1,030
		児 4歳以上	26,100	2,350	1,960	1,570	780
161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、3、4	147,090	16,500	13,750	10,990	5,490
		児 2歳	82,860	8,790	7,320	5,860	2,920
		児 3歳	34,820	3,400	2,830	2,260	1,120
		児 4歳以上	28,400	2,630	2,190	1,750	870
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,420	16,180	13,480	10,780	5,390
		児 2歳	80,190	8,470	7,050	5,650	2,820
		児 3歳	32,150	3,080	2,560	2,050	1,020
		児 4歳以上	25,730	2,310	1,920	1,540	770
171人 以上	設 置	乳 1、3、4	146,590	16,440	13,700	10,950	5,470
		児 2歳	82,360	8,730	7,270	5,820	2,900
		児 3歳	34,320	3,340	2,780	2,220	1,100
		児 4歳以上	27,900	2,570	2,140	1,710	850
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	144,070	16,130	13,450	10,750	5,370
		児 2歳	79,840	8,420	7,020	5,620	2,800
		児 3歳	31,800	3,030	2,530	2,020	1,000
		児 4歳以上	25,380	2,260	1,890	1,510	750
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、3、4	169,160	19,140	15,950	12,760	6,370
		児 2歳	106,540	11,630	9,680	7,750	3,870
		児 3歳	59,620	6,370	5,300	4,230	2,120
		児 4歳以上	53,360	5,620	4,680	3,750	1,870
未 設 置	未 設 置	乳 1、3、4	158,110	17,820	14,850	11,870	5,930
		児 2歳	95,490	10,310	8,580	6,860	3,430
		児 3歳	48,570	5,050	4,200	3,360	1,680
		児 4歳以上	42,310	4,300	3,580	2,860	1,430

改正前

41人から 50人まで	設 置	乳	166,550	18,830	15,690	12,550	6,270
		児	104,170	11,340	9,460	7,560	3,770
		1、2歳	57,420	6,100	5,090	4,060	2,020
		3歳以上	51,190	5,360	4,470	3,570	1,780
51人から 60人まで	未設 置	乳	157,750	17,780	14,810	11,850	5,920
		児	95,370	10,290	8,580	6,860	3,420
		1、2歳	48,620	5,050	4,210	3,360	1,670
		3歳以上	42,390	4,310	3,590	2,870	1,430
61人から 70人まで	設 置	乳	161,090	18,180	15,140	12,120	6,060
		児	98,710	10,690	8,910	7,130	3,560
		1、2歳	51,960	5,450	4,540	3,630	1,810
		3歳以上	45,730	4,710	3,920	3,140	1,570
61人から 70人まで	未設 置	乳	153,760	17,300	14,410	11,530	5,760
		児	91,380	9,810	8,180	6,540	3,260
		1、2歳	44,630	4,570	3,810	3,040	1,510
		3歳以上	38,400	3,830	3,190	2,550	1,270
61人から 70人まで	設 置	乳	157,270	17,720	14,760	11,810	5,900
		児	94,890	10,230	8,530	6,820	3,400
		1、2歳	48,140	4,990	4,160	3,320	1,650
		3歳以上	41,910	4,250	3,540	2,830	1,410
71人から 80人まで	未設 置	乳	150,990	16,960	14,130	11,310	5,650
		児	88,990	9,470	7,900	6,320	3,150
		1、2歳	41,860	4,230	3,530	2,820	1,400
		3歳以上	35,630	3,490	2,910	2,330	1,160
71人から 80人まで	設 置	乳	154,450	17,380	14,480	11,590	5,790
		児	92,070	9,890	8,250	6,600	3,290
		1、2歳	45,320	4,650	3,880	3,100	1,540
		3歳以上	39,090	3,910	3,260	2,610	1,300
81人から 90人まで	未設 置	乳	148,950	16,720	13,930	11,150	5,570
		児	86,570	9,230	7,700	6,160	3,070
		1、2歳	39,820	3,990	3,330	2,660	1,320
		3歳以上	33,590	3,250	2,710	2,170	1,080
81人から 90人まで	設 置	乳	152,210	17,110	14,250	11,410	5,700
		児	89,830	9,620	8,020	6,420	3,200
		1、2歳	43,080	4,380	3,650	2,920	1,450
		3歳以上	36,850	3,640	3,030	2,430	1,210
91人から 100人まで	未設 置	乳	147,330	16,530	13,770	11,020	5,510
		児	84,950	9,040	7,540	6,030	3,010
		1、2歳	38,200	3,800	3,170	2,530	1,260
		3歳以上	31,970	3,060	2,550	2,040	1,020
91人から 100人まで	設 置	乳	147,870	16,590	13,820	11,060	5,530
		児	85,490	9,100	7,590	6,070	3,030
		1、2歳	38,740	3,860	3,220	2,570	1,280
		3歳以上	32,510	3,120	2,600	2,080	1,040
91人から 100人まで	未設 置	乳	143,470	16,060	13,380	10,710	5,350
		児	81,090	8,570	7,150	5,720	2,850
		1、2歳	34,340	3,330	2,780	2,220	1,100
		3歳以上	28,110	2,590	2,160	1,730	860

改正後

41人から 50人まで	設 置	乳	167,160	18,900	15,750	12,600	6,290
		児	104,540	11,390	9,480	7,590	3,790
		1、2歳	57,620	6,130	5,100	4,090	2,040
		3歳以上	51,360	5,380	4,480	3,590	1,790
51人から 60人まで	未設 置	乳	158,320	17,840	14,870	11,890	5,940
		児	95,700	10,330	8,600	6,880	3,440
		1、2歳	48,780	5,070	4,220	3,380	1,690
		3歳以上	42,520	4,320	3,600	2,880	1,440
51人から 60人まで	設 置	乳	161,680	18,250	15,210	12,160	6,070
		児	99,060	10,740	8,940	7,150	3,570
		1、2歳	52,140	5,480	4,560	3,650	1,820
		3歳以上	45,880	4,730	3,940	3,150	1,570
61人から 70人まで	未設 置	乳	154,320	17,360	14,470	11,570	5,780
		児	91,700	9,850	8,200	6,560	3,280
		1、2歳	44,780	4,590	3,820	3,060	1,530
		3歳以上	38,520	3,840	3,200	2,560	1,280
61人から 70人まで	設 置	乳	157,850	17,790	14,820	11,850	5,920
		児	95,230	10,280	8,550	6,840	3,420
		1、2歳	48,310	5,020	4,170	3,340	1,670
		3歳以上	42,050	4,270	3,550	2,840	1,420
71人から 80人まで	未設 置	乳	151,540	17,030	14,190	11,350	5,670
		児	88,920	9,520	7,920	6,340	3,170
		1、2歳	42,000	4,260	3,540	2,840	1,420
		3歳以上	35,740	3,510	2,920	2,340	1,170
71人から 80人まで	設 置	乳	155,020	17,450	14,540	11,630	5,810
		児	92,400	9,940	8,270	6,620	3,310
		1、2歳	45,480	4,680	3,890	3,120	1,560
		3歳以上	39,220	3,930	3,270	2,620	1,310
81人から 90人まで	未設 置	乳	149,490	16,780	13,990	11,180	5,580
		児	86,870	9,270	7,720	6,170	3,080
		1、2歳	39,950	4,010	3,340	2,670	1,330
		3歳以上	33,690	3,260	2,720	2,170	1,080
81人から 90人まで	設 置	乳	152,770	17,180	14,320	11,450	5,720
		児	90,150	9,670	8,050	6,440	3,220
		1、2歳	43,230	4,410	3,670	2,940	1,470
		3歳以上	36,970	3,660	3,050	2,440	1,220
91人から 100人まで	未設 置	乳	147,860	16,590	13,830	11,050	5,520
		児	85,240	9,080	7,560	6,040	3,020
		1、2歳	38,320	3,820	3,180	2,540	1,270
		3歳以上	32,060	3,070	2,560	2,040	1,020
91人から 100人まで	設 置	乳	148,400	16,650	13,880	11,100	5,540
		児	85,780	9,140	7,610	6,090	3,040
		1、2歳	38,860	3,880	3,230	2,590	1,290
		3歳以上	32,600	3,130	2,610	2,090	1,040
91人から 100人まで	未設 置	乳	143,990	16,120	13,440	10,740	5,360
		児	81,370	8,610	7,170	5,730	2,860
		1、2歳	34,450	3,350	2,790	2,230	1,110
		3歳以上	28,190	2,600	2,170	1,730	860

改正前

101人から 110人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	146,670 84,290 37,540 31,310	16,450 8,960 3,720 2,480	13,700 7,470 3,100 2,480	10,960 5,970 2,470 1,980	5,480 2,980 1,230 990
111人から 120人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	142,670 80,290 33,540 27,310	15,970 8,480 3,240 2,500	13,300 7,070 2,700 2,080	10,640 5,650 2,150 1,660	5,320 2,820 1,070 830
111人から 120人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	145,640 83,260 36,510 30,280	16,320 8,830 3,590 2,850	13,600 7,370 3,000 2,380	10,880 5,890 2,390 1,900	5,440 2,940 1,190 950
121人から 130人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	141,980 79,600 32,850 26,620	15,880 8,390 3,150 2,410	13,230 7,000 2,630 2,010	10,590 5,600 2,100 1,610	5,290 2,790 1,040 800
121人から 130人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	144,770 82,390 35,640 29,410	16,220 8,730 3,490 2,750	13,510 7,280 2,910 2,290	10,810 5,820 2,320 1,830	5,400 2,900 1,150 910
131人から 140人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	141,390 79,010 32,260 26,030	15,810 8,320 3,080 2,340	13,170 6,940 2,570 1,950	10,540 5,550 2,050 1,560	5,270 2,770 1,020 780
131人から 140人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	144,050 81,670 34,920 28,690	16,130 8,640 3,400 2,660	13,440 7,210 2,840 2,220	10,750 5,760 2,260 1,770	5,370 2,870 1,120 880
141人から 150人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	140,910 78,530 31,780 25,550	15,760 8,270 3,030 2,290	13,120 6,890 2,520 1,900	10,500 5,510 2,010 1,520	5,250 2,750 1,000 760
141人から 150人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	143,410 81,030 34,280 28,050	16,060 8,570 3,330 2,590	13,370 7,140 2,770 2,150	10,700 5,710 2,210 1,720	5,350 2,850 1,100 860
151人から 160人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	140,480 78,100 31,350 25,120	15,700 8,210 2,970 2,230	13,080 6,850 2,480 1,860	10,470 5,480 1,980 1,490	5,230 2,730 980 740
151人から 160人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	143,720 81,340 34,590 28,360	16,090 8,600 3,360 2,620	13,400 7,170 2,800 2,180	10,730 5,740 2,240 1,750	5,360 2,860 1,110 870
160人から 160人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	140,970 78,590 31,840 25,610	15,760 8,270 3,030 2,290	13,130 6,900 2,530 1,910	10,510 5,520 2,020 1,530	5,250 2,750 1,000 760

改正後

101人から 110人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	147,200 84,580 37,660 31,400	16,510 9,000 3,740 2,990	13,760 7,490 3,110 2,490	11,000 5,990 2,490 1,990	5,490 2,990 1,240 990
111人から 120人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	143,190 80,570 33,650 27,390	16,030 8,520 3,260 2,510	13,360 7,090 2,710 2,090	10,680 5,670 2,170 1,670	5,330 2,830 1,080 830
111人から 120人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	146,170 83,550 36,630 30,370	16,380 8,870 3,610 2,860	13,660 7,390 3,010 2,390	10,920 5,910 2,410 1,910	5,450 2,950 1,200 950
121人から 130人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	142,490 79,870 32,950 26,690	15,940 8,430 3,170 2,420	13,290 7,020 2,640 2,020	10,620 5,610 2,110 1,610	5,300 2,800 1,050 800
121人から 130人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	145,300 82,680 35,760 29,500	16,280 8,770 3,510 2,760	13,570 7,300 2,920 2,300	10,850 5,840 2,340 1,840	5,420 2,920 1,170 920
131人から 140人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	141,900 79,280 32,360 26,100	15,870 8,360 3,100 2,350	13,230 6,960 2,580 1,960	10,580 5,570 2,070 1,570	5,280 2,780 1,030 780
131人から 140人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	144,580 81,960 35,040 28,780	16,190 8,680 3,420 2,670	13,500 7,230 2,850 2,230	10,790 5,780 2,280 1,780	5,390 2,890 1,140 890
141人から 150人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	141,420 78,800 31,880 25,620	15,810 8,300 3,040 2,290	13,180 6,910 2,530 1,910	10,540 5,530 2,030 1,530	5,260 2,760 1,010 760
141人から 150人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	143,930 81,310 34,390 28,130	16,120 8,610 3,350 2,600	13,430 7,160 2,780 2,160	10,740 5,730 2,230 1,730	5,360 2,860 1,110 860
151人から 160人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	140,950 78,370 31,450 25,190	15,760 8,250 2,990 2,240	13,140 6,870 2,490 1,870	10,500 5,490 1,990 1,490	5,240 2,740 990 740
151人から 160人まで	設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	144,230 81,610 34,690 28,430	16,150 8,640 3,380 2,630	13,460 7,190 2,810 2,190	10,760 5,750 2,250 1,750	5,370 2,870 1,120 870
160人から 160人まで	未 設 置	乳 1、 3 4	児 2歳 以上	141,470 78,850 31,930 25,670	15,820 8,310 3,050 2,300	13,190 6,920 2,540 1,920	10,540 5,530 2,030 1,530	5,260 2,760 1,010 760

改正前

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	143,190	16,030	13,350	10,680	5,340
		乳 1、2、3、4歳以上児	80,810	8,540	7,120	5,690	2,840
		乳 1、2、3、4歳以上児	27,830	2,560	2,130	1,700	850
		乳 1、2、3、4歳以上児	140,600	15,720	13,090	10,480	5,240
171人 以上	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	78,220	8,230	6,860	5,490	2,740
		乳 1、2、3、4歳以上児	31,470	2,990	2,490	1,990	990
		乳 1、2、3、4歳以上児	25,240	2,250	1,870	1,500	750
		乳 1、2、3、4歳以上児	142,700	15,970	13,300	10,650	5,320
171人 以上	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	80,320	8,480	7,070	5,660	2,820
		乳 1、2、3、4歳以上児	33,570	3,240	2,700	2,160	1,070
		乳 1、2、3、4歳以上児	27,340	2,500	2,080	1,670	830
		乳 1、2、3、4歳以上児	140,250	15,680	13,060	10,450	5,220
31人 から 40人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	77,870	8,190	6,830	5,460	2,720
		乳 1、2、3、4歳以上児	31,120	2,950	2,460	1,960	970
		乳 1、2、3、4歳以上児	24,890	2,210	1,840	1,470	730
		乳 1、2、3、4歳以上児	164,490	18,580	15,480	12,390	6,190
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	103,710	11,290	9,410	7,520	3,760
		乳 1、2、3、4歳以上児	58,080	6,180	5,150	4,120	2,060
		乳 1、2、3、4歳以上児	52,010	5,460	4,550	3,640	1,820
		乳 1、2、3、4歳以上児	153,820	17,300	14,410	11,570	5,760
41人 から 50人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	93,040	10,010	8,340	6,660	3,330
		乳 1、2、3、4歳以上児	47,410	4,900	4,080	3,260	1,630
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,340	4,180	3,480	2,780	1,390
		乳 1、2、3、4歳以上児	162,550	18,350	15,290	12,230	6,110
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	101,770	11,060	9,220	7,360	3,680
		乳 1、2、3、4歳以上児	56,140	5,950	4,960	3,960	1,980
		乳 1、2、3、4歳以上児	50,070	5,230	4,360	3,480	1,740
		乳 1、2、3、4歳以上児	154,010	17,320	14,430	11,550	5,770
51人 から 60人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	93,230	10,030	8,360	6,680	3,340
		乳 1、2、3、4歳以上児	47,600	4,920	4,100	3,280	1,640
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,530	4,200	3,500	2,800	1,400
		乳 1、2、3、4歳以上児	157,230	17,710	14,750	11,810	5,900
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	96,450	10,420	8,680	6,940	3,470
		乳 1、2、3、4歳以上児	50,820	5,310	4,420	3,540	1,770
		乳 1、2、3、4歳以上児	44,750	4,590	3,820	3,060	1,530
		乳 1、2、3、4歳以上児	150,110	16,860	14,040	11,210	5,610
61人 から 70人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	89,330	9,570	7,970	6,370	3,180
		乳 1、2、3、4歳以上児	43,700	4,460	3,710	2,970	1,480
		乳 1、2、3、4歳以上児	37,630	3,740	3,110	2,490	1,240
		乳 1、2、3、4歳以上児	153,500	17,260	14,380	11,510	5,750
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	92,720	9,970	8,310	6,640	3,320
		乳 1、2、3、4歳以上児	47,090	4,860	4,050	3,240	1,620
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,020	4,140	3,450	2,760	1,380
		乳 1、2、3、4歳以上児	147,400	16,530	13,770	11,020	5,500
その他	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	86,620	9,240	7,700	6,150	3,070
		乳 1、2、3、4歳以上児	40,990	4,130	3,440	2,750	1,370
		乳 1、2、3、4歳以上児	34,920	3,410	2,840	2,270	1,130
		乳 1、2、3、4歳以上児	143,190	16,030	13,350	10,680	5,340

改正後

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	143,700	16,090	13,410	10,720	5,350
		乳 1、2、3、4歳以上児	81,080	8,580	7,140	5,710	2,850
		乳 1、2、3、4歳以上児	27,900	2,570	2,140	1,710	850
		乳 1、2、3、4歳以上児	141,100	15,780	13,150	10,510	5,250
171人 以上	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	78,480	8,270	6,880	5,500	2,750
		乳 1、2、3、4歳以上児	31,560	3,010	2,500	2,000	1,000
		乳 1、2、3、4歳以上児	25,300	2,260	1,880	1,500	750
		乳 1、2、3、4歳以上児	143,210	16,030	13,360	10,680	5,330
171人 以上	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	80,590	8,520	7,090	5,670	2,830
		乳 1、2、3、4歳以上児	33,670	3,260	2,710	2,170	1,080
		乳 1、2、3、4歳以上児	27,410	2,510	2,090	1,670	830
		乳 1、2、3、4歳以上児	140,760	15,730	13,110	10,480	5,230
31人 から 40人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	78,140	8,220	6,840	5,470	2,730
		乳 1、2、3、4歳以上児	31,220	2,960	2,460	1,970	980
		乳 1、2、3、4歳以上児	24,960	2,210	1,840	1,470	730
		乳 1、2、3、4歳以上児	165,100	18,650	15,550	12,430	6,210
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	104,080	11,330	9,450	7,550	3,770
		乳 1、2、3、4歳以上児	58,290	6,210	5,180	4,130	2,060
		乳 1、2、3、4歳以上児	52,190	5,480	4,570	3,650	1,820
		乳 1、2、3、4歳以上児	154,370	17,370	14,480	11,580	5,790
41人 から 50人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	93,350	10,050	8,380	6,700	3,350
		乳 1、2、3、4歳以上児	47,560	4,930	4,110	3,280	1,640
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,460	4,200	3,500	2,800	1,400
		乳 1、2、3、4歳以上児	163,150	18,420	15,350	12,280	6,140
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	102,130	11,100	9,250	7,400	3,700
		乳 1、2、3、4歳以上児	56,340	5,980	4,980	3,980	1,990
		乳 1、2、3、4歳以上児	50,240	5,250	4,370	3,500	1,750
		乳 1、2、3、4歳以上児	154,570	17,390	14,490	11,590	5,790
51人 から 60人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	93,550	10,070	8,390	6,710	3,350
		乳 1、2、3、4歳以上児	47,760	4,950	4,120	3,290	1,640
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,660	4,220	3,510	2,810	1,400
		乳 1、2、3、4歳以上児	157,810	17,780	14,820	11,850	5,920
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	96,790	10,460	8,720	6,970	3,480
		乳 1、2、3、4歳以上児	51,000	5,340	4,450	3,550	1,770
		乳 1、2、3、4歳以上児	44,900	4,610	3,840	3,070	1,530
		乳 1、2、3、4歳以上児	150,650	16,920	14,100	11,280	5,640
61人 から 70人 まで	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	89,630	9,600	8,000	6,400	3,200
		乳 1、2、3、4歳以上児	43,840	4,480	3,730	2,980	1,490
		乳 1、2、3、4歳以上児	37,740	3,750	3,120	2,500	1,250
		乳 1、2、3、4歳以上児	154,060	17,330	14,440	11,550	5,770
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	93,040	10,010	8,340	6,670	3,330
		乳 1、2、3、4歳以上児	47,250	4,890	4,070	3,250	1,620
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,150	4,160	3,460	2,770	1,380
		乳 1、2、3、4歳以上児	147,930	16,590	13,830	11,060	5,530
その他	未 設 置	乳 1、2、3、4歳以上児	86,910	9,270	7,730	6,180	3,090
		乳 1、2、3、4歳以上児	41,120	4,150	3,460	2,760	1,380
		乳 1、2、3、4歳以上児	35,020	3,420	2,850	2,280	1,140
		乳 1、2、3、4歳以上児	143,700	16,090	13,410	10,720	5,350

改正前

71人 から まで	設 置	乳	150.750	16.930	14.110	11.290	5.640
		1、2歳	89.970	9.640	8.040	6.420	3.210
		3歳以上	44.340	4.530	3.780	3.020	1.510
80人 から まで	未 設 置	乳	38.270	3.810	3.180	2.540	1.270
		1、2歳	145.410	16.290	13.570	10.860	5.420
		3歳以上	84.630	9.000	7.500	5.990	2.990
81人 から まで	設 置	乳	32.930	3.170	3.240	2.590	1.290
		1、2歳	148.570	16.670	13.890	11.120	5.550
		3歳以上	87.790	9.380	7.820	6.250	3.120
90人 から まで	未 設 置	乳	42.160	4.270	3.560	2.850	1.420
		1、2歳	36.090	3.550	2.960	2.370	1.180
		3歳以上	143.830	16.100	13.410	10.740	5.360
91人 から まで	設 置	乳	37.420	3.700	3.080	2.470	1.230
		1、2歳	83.050	8.810	7.340	5.930	2.930
		3歳以上	31.350	2.980	2.480	1.990	990
100人 から まで	未 設 置	乳	144.370	16.170	13.470	10.780	5.380
		1、2歳	83.590	8.880	7.400	5.910	2.950
		3歳以上	37.960	3.770	3.140	2.510	1.250
91人 から まで	設 置	乳	31.890	3.050	2.540	2.030	1.010
		1、2歳	140.090	15.550	13.040	10.440	5.210
		3歳以上	79.310	8.360	6.970	5.570	2.780
101人 から まで	未 設 置	乳	33.680	3.250	2.710	2.170	1.080
		1、2歳	27.610	2.530	2.110	1.690	840
		3歳以上	143.200	16.030	13.350	10.690	5.340
110人 から まで	設 置	乳	82.420	8.740	7.280	5.820	2.910
		1、2歳	36.790	3.630	3.020	2.420	1,210
		3歳以上	30.720	2.910	2.420	1.940	970
110人 から まで	未 設 置	乳	139.310	15.560	12.960	10.370	5.180
		1、2歳	78.530	8.270	6.890	5.500	2,750
		3歳以上	32.900	3.160	2.630	2.100	1,050
111人 から まで	設 置	乳	26.830	2.440	2.030	1.620	810
		1、2歳	142.190	15.900	13.250	10.600	5.290
		3歳以上	81.410	8.610	7.180	5.730	2,860
120人 から まで	未 設 置	乳	35.780	3.500	2.920	2.330	1,160
		1、2歳	29.710	2.780	2.320	1.850	920
		3歳以上	138.630	15.480	12.890	10.320	5,150
121人 から まで	設 置	乳	77.850	8.190	6.820	5.450	2,720
		1、2歳	32.220	3.080	2.560	2.050	1,020
		3歳以上	26.150	2.360	1.960	1,570	780
130人 から まで	未 設 置	乳	141.340	15.800	13.160	10.540	5,260
		1、2歳	80.560	8.510	7.090	5.670	2,830
		3歳以上	34.930	3.400	2.830	2,270	1,130
130人 から まで	設 置	乳	28.860	2.680	2.230	1,790	890
		1、2歳	138.050	15.410	12.840	10.270	5,130
		3歳以上	77.270	8.120	6.770	5.400	2,700
130人 から まで	未 設 置	乳	31.640	3.010	2.510	2,000	1,000
		1、2歳	25.570	2.290	1,910	1,520	760
		3歳以上	143.740	16.170	13.470	10.780	5.380

改正後

71人 から まで	設 置	乳	151.300	17.000	14.170	11.330	5.660
		1、2歳	90.280	9.680	8.070	6.450	3.220
		3歳以上	44.490	4.560	3.800	3.030	1,570
80人 から まで	未 設 置	乳	38.390	3.830	3.190	2,550	1,270
		1、2歳	145.940	16.350	13.630	10.900	5.450
		3歳以上	84.920	9.030	7.530	6.020	3.010
81人 から まで	設 置	乳	39.130	3.910	3.260	2.600	1,300
		1、2歳	33.030	3.180	2.650	2,120	1,060
		3歳以上	149.120	16.730	13.950	11.150	5,570
90人 から まで	未 設 置	乳	88.100	9.410	7.850	6.270	3.130
		1、2歳	42.310	4.290	3.580	2,850	1,420
		3歳以上	36.210	3.560	2.970	2,370	1,180
91人 から まで	設 置	乳	144.350	16.160	13.470	10.770	5,380
		1、2歳	83.330	8.840	7.370	5.990	2,940
		3歳以上	37.540	3.720	3.100	2,470	1,230
100人 から まで	未 設 置	乳	31.440	2,990	2,490	1,990	990
		1、2歳	144.890	16.230	13.530	10.820	5,410
		3歳以上	83.870	8.910	7.430	5.940	2,970
91人 から まで	設 置	乳	38.080	3.790	3.160	2,520	1,260
		1、2歳	31.980	3.060	2,550	2,040	1,020
		3歳以上	140.600	15.710	13.100	10,470	5,230
101人 から まで	未 設 置	乳	79.580	8.390	7.000	5.590	2,790
		1、2歳	33.790	3.270	2,730	2,170	1,080
		3歳以上	27.690	2,540	2,120	1,690	840
110人 から まで	設 置	乳	143.710	16.090	13.410	10,720	5,360
		1、2歳	82.690	8.770	7.310	5.840	2,920
		3歳以上	36.900	3.650	3.040	2,420	1,210
110人 から まで	未 設 置	乳	30.800	2,920	2,430	1,940	970
		1、2歳	139.810	15.620	13.020	10,410	5,200
		3歳以上	78.790	8.300	6.920	5.530	2,760
111人 から まで	設 置	乳	33.000	3.180	2,650	2,110	1,050
		1、2歳	26.900	2,450	2,040	1,630	810
		3歳以上	142.710	15.970	13.310	10,640	5,320
120人 から まで	未 設 置	乳	81.690	8.650	7.210	5.760	2,880
		1、2歳	35.900	3.530	2,940	2,340	1,170
		3歳以上	29.800	2,800	2,330	1,860	930
120人 から まで	未 設 置	乳	139.130	15.540	12.950	10,360	5,180
		1、2歳	78.110	8.220	6.850	5.480	2,740
		3歳以上	32.320	3,100	2,580	2,060	1,030
121人 から まで	設 置	乳	26.220	2,370	1,970	1,580	790
		1、2歳	141.850	15.860	13.220	10,570	5,280
		3歳以上	80.830	8.540	7.120	5.690	2,840
130人 から まで	未 設 置	乳	35.040	3.420	2,850	2,270	1,130
		1、2歳	28.940	2,690	2,240	1,790	890
		3歳以上	138.550	15.470	12.890	10,310	5,150
130人 から まで	設 置	乳	77.530	8.150	6.790	5.430	2,710
		1、2歳	31.740	3.030	2,520	2,010	1,000
		3歳以上	25.640	2,300	1,910	1,530	760

改正後

131人 から 140人 まで	設 置	乳	141,150	15,780	13,150	10,520	5,260
		1、2歳 3歳	80,130	8,460	7,050	5,640	2,820
		3歳以上 児	34,340	3,340	2,780	2,220	1,110
未 設 置	未 設 置	乳	28,240	2,610	2,170	1,740	870
		1、2歳 3歳	138,080	15,410	12,850	10,270	5,130
		3歳以上 児	77,060	8,090	6,750	5,390	2,690
141人 から 150人 まで	設 置	乳	31,270	2,970	2,480	1,970	980
		1、2歳 3歳	25,170	2,240	1,870	1,490	740
		3歳以上 児	140,520	15,700	13,090	10,470	5,230
未 設 置	未 設 置	乳	79,500	8,380	6,990	5,590	2,790
		1、2歳 3歳	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080
		3歳以上 児	27,610	2,530	2,110	1,690	840
151人 から 160人 まで	設 置	乳	137,660	15,360	12,800	10,240	5,120
		1、2歳 3歳	76,640	8,040	6,700	5,360	2,680
		3歳以上 児	30,850	2,920	2,430	1,940	970
151人 から 160人 まで	未 設 置	乳	24,750	2,190	1,820	1,460	730
		1、2歳 3歳	140,830	15,740	13,120	10,490	5,240
		3歳以上 児	79,810	8,420	7,020	5,610	2,800
161人 から 170人 まで	設 置	乳	34,020	3,300	2,750	2,190	1,090
		1、2歳 3歳	27,920	2,570	2,140	1,710	850
		3歳以上 児	138,150	15,420	12,850	10,280	5,140
161人 から 170人 まで	未 設 置	乳	77,130	8,100	6,750	5,400	2,700
		1、2歳 3歳	31,340	2,980	2,480	1,980	990
		3歳以上 児	25,240	2,250	1,870	1,500	750
161人 から 170人 まで	設 置	乳	140,310	15,680	13,070	10,450	5,220
		1、2歳 3歳	79,290	8,360	6,970	5,570	2,780
		3歳以上 児	33,500	3,240	2,700	2,150	1,070
161人 から 170人 まで	未 設 置	乳	27,400	2,510	2,090	1,670	830
		1、2歳 3歳	137,790	15,380	12,820	10,250	5,120
		3歳以上 児	76,770	8,060	6,720	5,370	2,680
171人 以上	設 置	乳	30,980	2,940	2,450	1,950	970
		1、2歳 3歳	24,880	2,210	1,840	1,470	730
		3歳以上 児	139,830	15,620	13,020	10,410	5,200
171人 以上	未 設 置	乳	78,810	8,300	6,920	5,530	2,760
		1、2歳 3歳	33,020	3,180	2,650	2,110	1,050
		3歳以上 児	26,920	2,450	2,040	1,630	810
171人 以上	設 置	乳	137,450	15,330	12,780	10,220	5,110
		1、2歳 3歳	76,430	8,010	6,680	5,340	2,670
		3歳以上 児	30,640	2,890	2,410	1,920	960
171人 以上	未 設 置	乳	24,540	2,160	1,800	1,440	720

2 保育単価に加える加算額
(略)

改正前

131人 から 140人 まで	設 置	乳	140,640	15,720	13,090	10,480	5,230
		1、2歳 3歳	79,860	8,430	7,020	5,610	2,800
		3歳以上 児	34,230	3,320	2,760	2,210	1,100
未 設 置	未 設 置	乳	28,160	2,600	2,160	1,730	860
		1、2歳 3歳	137,590	15,350	12,790	10,240	5,110
		3歳以上 児	76,810	8,060	6,720	5,370	2,680
141人 から 150人 まで	設 置	乳	31,180	2,950	2,460	1,970	980
		1、2歳 3歳	25,110	2,230	1,860	1,490	740
		3歳以上 児	140,010	15,640	13,030	10,430	5,210
141人 から 150人 まで	未 設 置	乳	79,230	8,350	6,960	5,560	2,780
		1、2歳 3歳	33,600	3,240	2,700	2,160	1,080
		3歳以上 児	27,530	2,520	2,100	1,680	840
151人 から 160人 まで	設 置	乳	137,160	15,300	12,750	10,200	5,090
		1、2歳 3歳	76,380	8,010	6,680	5,330	2,660
		3歳以上 児	30,750	2,900	2,420	1,930	960
151人 から 160人 まで	未 設 置	乳	24,680	2,180	1,820	1,450	720
		1、2歳 3歳	140,330	15,680	13,060	10,460	5,220
		3歳以上 児	79,550	8,390	6,990	5,590	2,790
151人 から 160人 まで	設 置	乳	33,920	3,280	2,730	2,190	1,090
		1、2歳 3歳	27,850	2,560	2,130	1,710	850
		3歳以上 児	137,660	15,360	12,800	10,240	5,110
161人 から 170人 まで	未 設 置	乳	76,880	8,070	6,730	5,370	2,680
		1、2歳 3歳	31,250	2,960	2,470	1,970	980
		3歳以上 児	25,180	2,240	1,870	1,490	740
161人 から 170人 まで	設 置	乳	139,810	15,620	13,010	10,410	5,200
		1、2歳 3歳	79,030	8,330	6,940	5,540	2,770
		3歳以上 児	33,400	3,220	2,680	2,140	1,070
161人 から 170人 まで	未 設 置	乳	27,330	2,500	2,080	1,660	830
		1、2歳 3歳	137,290	15,320	12,760	10,210	5,100
		3歳以上 児	76,510	8,030	6,690	5,340	2,670
171人 以上	設 置	乳	30,880	2,920	2,430	1,940	970
		1、2歳 3歳	24,810	2,200	1,830	1,460	730
		3歳以上 児	139,330	15,560	12,960	10,380	5,180
171人 以上	未 設 置	乳	78,550	8,270	6,890	5,510	2,750
		1、2歳 3歳	32,920	3,160	2,630	2,110	1,050
		3歳以上 児	26,850	2,440	2,030	1,630	810
171人 以上	設 置	乳	136,960	15,280	12,730	10,190	5,090
		1、2歳 3歳	76,180	7,990	6,660	5,320	2,660
		3歳以上 児	30,550	2,880	2,400	1,920	960
171人 以上	未 設 置	乳	24,480	2,160	1,800	1,440	720

2 保育単価に加える加算額
その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の
(1) から (10) までの額を加算した額とすること。

(1) 児童用採暖費加算 (略)

(1) 児童用採暖費加算
すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。

次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第135号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

Table with 2 columns: 旧地区分 (Old Area Classification) and 加算額 (Addition Amount). Rows include 旧5級地 (1130), 旧4級地 (960), 旧3級地 (590), 旧2級地 (380), and その他の地域 (190).

(2) 寒冷地加算 (略)

(2) 寒冷地加算
寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。

寒冷地加算額表

Large table with multiple columns: 支給地域の区分 (Cold Area Classification), 保育所の種類 (Nursery Type), 保育所員数 (Nursery Staff Count), and 加算額 (Addition Amount). Rows are categorized by 1級地, 2級地, 3級地, and 4級地.

(3) 単身赴任手当加算 (略)

(3) 単身赴任手当加算
別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。

(4) 事務用採暖費の加算
(略)

(5) 除雪費加算
(略)

(6) 降灰除去費加算

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づき降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆發による降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,860円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童（者）処遇特別加算費の加算
(略)

(8) 施設機能強化推進費の加算
(略)

(9) 保育所事務職員雇上費の加算
(略)

(4) 事務用採暖費の加算

北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。

(5) 除雪費加算

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第3項の規定に基づき地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,680円を2月分の保育単価に加算すること。

(6) 降灰除去費加算

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づき降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆發による降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,540円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童（者）処遇特別加算費の加算

別に定めるところにより、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(8) 施設機能強化推進費の加算

別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(9) 保育所事務職員雇上費の加算

別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
~ 40人	円 1,150	円 130	円 110	円 90	円 40
41人~ 50人	920	110	90	70	30
51人~ 60人	760	90	70	60	30
61人~ 70人	650	70	60	50	20
71人~ 80人	570	60	50	40	20
81人~ 90人	510	60	50	40	20
91人~ 100人	460	50	40	30	10
101人~ 110人	410	50	40	30	10
111人~ 120人	380	40	30	30	10
121人~ 130人	350	40	30	20	10
131人~ 140人	320	30	30	20	10
141人~ 150人	300	30	30	20	10
151人~ 160人	280	30	20	20	10
161人~ 170人	270	30	20	20	10
171人~	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算
別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合
には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)		
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分
~ 40人	6,090	730	600	480
41人~ 50人	4,870	580	480	390
51人~ 60人	4,060	480	400	320
61人~ 70人	3,480	410	340	270
71人~ 80人	3,040	360	300	240
81人~ 90人	2,700	320	270	210
91人~ 100人	2,430	290	240	190
101人~ 110人	2,210	260	220	170
111人~ 120人	2,030	240	200	160
121人~ 130人	1,870	220	180	150
131人~ 140人	1,740	200	170	130
141人~ 150人	1,620	190	160	130
151人~ 160人	1,520	180	150	120
161人~ 170人	1,430	170	140	110
171人~	1,350	160	130	100

3 保育単価の特例
(略)

4 支弁額の算式及び支弁義務
市町村は、法第51条第5号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。
「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等及び分園を設置する保育所についてには別に定めるところによること。
ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第5号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。
なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (略)

(10) 主任保育士の専任加算
別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合
には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)		
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分
~ 40人	6,050	720	600	480
41人~ 50人	4,840	580	480	380
51人~ 60人	4,030	480	400	320
61人~ 70人	3,460	410	340	270
71人~ 80人	3,020	360	300	240
81人~ 90人	2,690	320	260	210
91人~ 100人	2,420	290	240	190
101人~ 110人	2,200	260	220	170
111人~ 120人	2,010	240	200	160
121人~ 130人	1,860	220	180	140
131人~ 140人	1,730	200	170	130
141人~ 150人	1,610	190	160	120
151人~ 160人	1,510	180	150	120
161人~ 170人	1,420	170	140	110
171人~	1,340	160	130	100

3 保育単価の特例
都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないことと認められるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 支弁額の算式及び支弁義務
市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。
「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等及び分園を設置する保育所についてには別に定めるところによること。
ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。
なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)
乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数
1~2歳児保育単価×その月初日の1~2歳児入所児童数
3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数
4歳以上児保育単価×その月初日の4歳以上児入所児童数

改正後

算式2 (略)

算式3 (略)

第4 徴収金 (保育料) 基準額

1 基準額の算定方法
(略)

算式1 (略)

算式2 (略)

保育所徴収金 (保育料) 基準額表

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金 (保育料) 基準額 (月額)	
	定	義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円

改正前

算式2 (月途中入所児童の場合)
乳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日

1~2歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
3歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式3 (月途中退所児童の場合)
乳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
1~2歳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
3歳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
4歳以上児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷25日
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

第4 徴収金 (保育料) 基準額

1 基準額の算定方法
その年度における徴収金 (保育料) 基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)
次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入所日からの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)
次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

保育所徴収金 (保育料) 基準額表

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金 (保育料) 基準額 (月額)	
	定	義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円

改正後

第2階層	9,000円	市町村民税非課税世帯	6,000円
第3階層	19,500円	市町村民税課税世帯	16,500円
第4階層	30,000円	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	44,500円	40,000円以上 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	61,000円	103,000円以上 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	80,000円	413,000円以上 734,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
第8階層	104,000円	734,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

備考
1 この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児業0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に係る取扱いに関する規定に基づいて計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- 所得税法第78条第1項（同法第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項並びに第41条の19の5第1項
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。
(1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

改正前

第2階層	9,000円	市町村民税非課税世帯	6,000円
第3階層	19,500円	市町村民税課税世帯	16,500円
第4階層	30,000円	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	44,500円	40,000円以上 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	61,000円	103,000円以上 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	80,000円	413,000円以上 734,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
第8階層	104,000円	734,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

備考
1 この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。
(1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

改正後

- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めたと世帯。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）
第2階層	3歳未満児の場合 0円
第3階層	3歳以上児の場合 15,500円

- 4 第2階層から第8階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金（保育料）の額とする。
- ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金（保育料）基準額により計算して得た額とする。

ア	第1欄		第2欄	
	上記4に掲げる施設を利用している児童が2人以上の場合、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表に定める額	上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
イ	上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5	上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

改正前

- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めたと世帯。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）
第2階層	3歳未満児の場合 0円
第3階層	3歳以上児の場合 15,500円

- 4 第2階層から第8階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童サービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している場合は、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金（保育料）の額とする。
- ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金（保育料）基準額により計算して得た額とする。

ア	第1欄		第2欄	
	上記4に掲げる施設を利用している児童が2人以上の場合、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表に定める額	上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
イ	上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5	上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金（保育料）基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難いときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について』の一部改正新旧対照表（案）

○『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金』通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正後

改正前

厚生省発児第59号の2
昭和51年4月16日

〔一部改正〕

昭和52年 1月21日厚生省発児第9号の5
昭和52年 2月23日厚生省発児第26号の5
昭和52年 4月19日厚生省発児第92号の5
昭和55年 4月 4日発児第239号
昭和57年 4月 6日発児第282号の2
昭和62年 4月 1日発児第282号の2
昭和62年 5月20日発児第444号の2
昭和63年 4月 7日発児第320号の2
平成元年 4月10日発児第265号の2
平成元年 5月29日発児第390号の2
平成2年 4月11日発児第320号の2
平成2年 6月 7日発児第475号の2
平成3年 4月11日発児第58号の2
平成6年 4月18日発児第390号の2
平成7年 4月 3日発児第371号の2
平成8年 6月24日発児第618号の2
平成9年 5月28日発児第374号の2
平成10年 5月 1日発児第363号の2
平成11年 4月27日発児第403号
平成12年 6月 8日発児第582号
平成13年 5月22日発児第349号
平成14年 3月29日発児第0329030号
平成14年 5月24日発児第0524003号
平成15年 5月23日発児第0523003号
平成16年 6月10日発児第0610001号
平成17年10月28日発児第1028004号
平成18年 6月20日発児第0620002号
平成19年 2月 1日発児第0201001号
平成19年 6月12日発児第0612003号
平成20年 2月 6日発児第0206001号の1
平成20年 5月20日発児第0520001号の1
平成21年 7月 9日発児第0709第4号の1
平成22年 4月12日発児第0412第5号の1
平成23年 4月28日発児第0428第1号の1
平成~~23~~年~~4~~月~~28~~日~~発児第0428第1号の1~~

厚生省発児第59号の5
昭和51年4月16日

〔一部改正〕

昭和52年 1月21日厚生省発児第9号の5
昭和52年 2月23日厚生省発児第26号の5
昭和52年 4月19日厚生省発児第92号の5
昭和55年 4月 4日発児第239号
昭和57年 4月 6日発児第282号の2
昭和62年 4月 1日発児第282号の2
昭和62年 5月20日発児第444号の2
昭和63年 4月 7日発児第320号の2
平成元年 4月10日発児第265号の2
平成元年 5月29日発児第390号の2
平成2年 4月11日発児第320号の2
平成2年 6月 7日発児第475号の2
平成3年 4月11日発児第58号の2
平成6年 4月18日発児第390号の2
平成7年 4月 3日発児第371号の2
平成8年 6月24日発児第618号の2
平成9年 5月28日発児第374号の2
平成10年 5月 1日発児第363号の2
平成11年 4月27日発児第403号
平成12年 6月 8日発児第582号
平成13年 5月22日発児第349号
平成14年 3月29日発児第0329030号
平成14年 5月24日発児第0524003号
平成15年 5月23日発児第0523003号
平成16年 6月10日発児第0610001号
平成17年10月28日発児第1028004号
平成18年 6月20日発児第0620002号
平成19年 2月 1日発児第0201001号
平成19年 6月12日発児第0612003号
平成20年 2月 6日発児第0206001号の1
平成20年 5月20日発児第0520001号の1
平成21年 7月 9日発児第0709第4号の1
平成22年 4月12日発児第0412第5号の1
平成23年 4月28日発児第0428第1号の1

改正後

各 都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について

標記について、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、これが実施については、次によることとし、その適正なる運用を図られたいと通知する。
おって、昭和50年4月7日厚生省発児57号の6「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」通達の施行について」

第1 保育単価及び支弁額について
1 保育単価について

保育単価の構成は、地域差を8区分、定員規模別を15区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額(基本分保育単価)にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、寒冷地加算、北海道に所在する保育所については事務用採暖費加算額、車身赴任手当加算費が承認された保育所においては車身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所において事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額(私立認定保育所(就学前)の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)によって、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第51条第5号に規定する保育料額を控除した額とする。)によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。
児童用採暖費加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当級地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所において行われたいこと。

年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人(ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算)並びに調理員等については2人(定員40人以下の保育所においては1人、定員15人以上の保育所においては3人)とされているのでこれを充足すること。
なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。

2 所長の設置又は未設置の認定について
(1) (略)

改正前

各 都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について

標記について、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、これが実施については、次によることとし、その適正なる運用を図られたいと通知する。
おって、昭和50年4月7日厚生省発児57号の6「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」通達の施行について」

第1 保育単価及び支弁額について
1 保育単価について

保育単価の構成は、地域差を8区分、定員規模別を15区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額(基本分保育単価)にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、寒冷地加算、北海道に所在する保育所については事務用採暖費加算額、車身赴任手当加算費が承認された保育所においては車身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所において事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額(私立認定保育所(就学前)の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)によって、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。)によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。
児童用採暖費加算又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当級地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておかれたいこと。

年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人(ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算)並びに調理員等については2人(定員40人以下の保育所においては1人、定員15人以上の保育所においては3人)とされているのでこれを充足すること。
なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。

2 所長の設置又は未設置の認定について
(1) 保育単価については、その保育所の長が各月の初日において欠員又は無給であるとき
は、その人件費を控除した未設置の保育単価が適用されるが、この設置又は未設置であるかどうかの認定は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、おおむね次の基準によられたいこと。

(+) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる子育て支援交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

- (1) 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）
- (3) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。

(4) (略)

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる子育て支援交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

(エ) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があっても適用の変更は行わないものであること。

(2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられなければならない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減するものであること。ただし、週及適用は行わないこととする。

(3) 「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号児童家庭局長通知）の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までで定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとする。

(4) また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号児童家庭局長通知）の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から④までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充當を行って差し支えないこととする。

(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。

(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ（指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を徴すること。）、いずれかかの加算率の適用に該当するかの承認を行い、市町村長に通知する措置を講ずること。市長村長は、その内容を保育所の設置者に通知すること。

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）
- (3) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

改正後

- (1) 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）
- (3) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- (4) (略)

6 保育単価の予算措置等について
(略)

第2 徴収金（保育料）基準額について
1 (略)

2 (略)

3 (略)

改正前

- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）
- (3) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- (4) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

6 保育単価の予算措置等について
保育単価は、最低基準を維持するために必要な最低の経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を各月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事において、管下市町村において、管下市町村の予算書抄本を徴する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切な指導を加えられたいこと。また、その費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は避くこと。その月中に精算支弁するように、月途中入退所については市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。

第2 徴収金（保育料）基準額について
1 交付要綱の第4に定める徴収金（保育料）基準額の算定については、市町村において適正かつ簡明に行えるよう各月初日の入所児童の属する世帯を課税額等の状況に応じ区分し、それぞれ入所児童1人当たりの基準額をさだめていること。
入所児童の属する世帯の課税額等の確認については、関係機関との連携を密にして、誤りなきを期するよう指導することはもちろんであるが、各市町村における各階層区分の確認の適否は、直ちに国庫負担に重大な影響をもたらすこととならざることを、指導監査等を通じて、よくこの点の状況を厳密に監督することとされたいこと。

2 その世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の家計の属する世帯である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。
ただし、私立認定保育所については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の家計の属する世帯である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額に限定することとされたいこと。

3 その世帯の階層区分の確認は次によられたいこと。
ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所等において行うこと。
イ 前年度分市長村民税の課税状況の確認は、その市町村の市町村村民税主管課の資料等に基いて行うこと。

改正後

第3 保育所における運営費の経理について
(略)

改正前

ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課又は税務署において行うこと。
エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者の印を押印すること。
オ なお、課税状況の確認を証明書を徴して行うこととしている場合は、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を徴すること。
オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって1月ないし3月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものであること。

第3 保育所における運営費の経理について
保育所における運営費の経理については、別に定めるところによること。

(案)

雇児保発 ※ 第※号
平成※年※月※日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児※第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成24年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

(1) 社会保険料事業主負担金

厚生年金保険料率等の改定に伴う引き上げ

(2) 職員健康管理費 5,494円 → 6,998円

2 加算単価関係

(1) 降灰除去費

1 施設年額 139,540円 → 139,860円

3 その他

今回の改正では、民間施設給与等改善費の勤続年数の算定にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び保健師又は看護師の病院等での勤務経験を算定できることとしたため、『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知）』の第1の3の（イ）を改正した。

また、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところ。

保育所徴収金（保育料）の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応することとしたため、交付要綱の保育所徴収金（保育料）基準額表の備考欄を改正した。

第2 平成24年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調整数	基本額
所 長	(福) 2 - 3 3	253,400 円	—	—
主任保育士	(福) 2 - 1 7	230,112 円	1	9,200 円
保 育 士	(福) 1 - 2 9	195,228 円	1	7,800 円
調理員等	(行二) 1 - 3 7	165,800 円	—	—

(注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。

2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その の 入 年 所 齢	初 児 区	日 童 分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳	2	児	円 12,743
		1	歳	児	7,576
		3	歳以 上	児	3,960
	未 設 置	乳	2	児	12,593
		1	歳	児	7,426
		3	歳以 上	児	3,810
41人 から 50人 まで	設 置	乳	2	児	12,770
		1	歳	児	7,603
		3	歳以 上	児	3,987
	未 設 置	乳	2	児	12,650
		1	歳	児	7,483
		3	歳以 上	児	3,867
51人 から 60人 まで	設 置	乳	2	児	12,303
		1	歳	児	7,136
		3	歳以 上	児	3,520
	未 設 置	乳	2	児	12,203
		1	歳	児	7,036
		3	歳以 上	児	3,420
61人 から 70人 まで	設 置	乳	2	児	12,043
		1	歳	児	6,876
		3	歳以 上	児	3,260
	未 設 置	乳	2	児	11,957
		1	歳	児	6,790
		3	歳以 上	児	3,174
71人 から 80人 まで	設 置	乳	2	児	11,852
		1	歳	児	6,685
		3	歳以 上	児	3,069
	未 設 置	乳	2	児	11,777
		1	歳	児	6,610
		3	歳以 上	児	2,994
81人 から 90人 まで	設 置	乳	2	児	11,700
		1	歳	児	6,533
		3	歳以 上	児	2,917
	未 設 置	乳	2	児	11,633
		1	歳	児	6,466
		3	歳以 上	児	2,850
91人 から 100人 まで	設 置	乳	2	児	11,268
		1	歳	児	6,101
		3	歳以 上	児	2,485
	未 設 置	乳	2	児	11,208
		1	歳	児	6,041
		3	歳以 上	児	2,425
		乳	2	児	1,908
		1	歳	児	
		3	歳以 上	児	

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その の 入 年 月 所 齢	初 児 区	日 童 分	管理費	
101人 から 110人 まで	設 置	乳	2	児	11,200	
		1	歳	児	6,033	
		3	歳	児	2,417	
	未 設 置	4	歳	上	児	1,900
		乳	2	児	11,145	
		1	歳	児	5,978	
111人 から 120人 まで	設 置	3	歳	児	2,362	
		4	歳	上	児	1,845
		乳	2	児	11,140	
	未 設 置	1	歳	児	5,973	
		3	歳	児	2,357	
		4	歳	上	児	1,840
121人 から 130人 まで	設 置	乳	2	児	11,090	
		1	歳	児	5,923	
		3	歳	児	2,307	
	未 設 置	4	歳	上	児	1,790
		乳	2	児	11,089	
		1	歳	児	5,922	
131人 から 140人 まで	設 置	3	歳	児	2,306	
		4	歳	上	児	1,789
		乳	2	児	11,043	
	未 設 置	1	歳	児	5,876	
		3	歳	児	2,260	
		4	歳	上	児	1,743
141人 から 150人 まで	設 置	乳	2	児	11,048	
		1	歳	児	5,881	
		3	歳	児	2,265	
	未 設 置	4	歳	上	児	1,748
		乳	2	児	11,006	
		1	歳	児	5,839	
151人 から 160人 まで	設 置	3	歳	児	2,223	
		4	歳	上	児	1,706
		乳	2	児	11,016	
	未 設 置	1	歳	児	5,849	
		3	歳	児	2,233	
		4	歳	上	児	1,716
161人 から 170人 まで	設 置	乳	2	児	10,976	
		1	歳	児	5,809	
		3	歳	児	2,193	
	未 設 置	4	歳	上	児	1,676
		乳	2	児	10,983	
		1	歳	児	5,816	
171人 以上	設 置	3	歳	児	2,200	
		4	歳	上	児	1,683
		乳	2	児	10,945	
	未 設 置	1	歳	児	5,778	
		3	歳	児	2,162	
		4	歳	上	児	1,645
161人 から 170人 まで	設 置	乳	2	児	10,955	
		1	歳	児	5,788	
		3	歳	児	2,172	
	未 設 置	4	歳	上	児	1,655
		乳	2	児	10,920	
		1	歳	児	5,753	
171人 以上	設 置	3	歳	児	2,137	
		4	歳	上	児	1,620
		乳	2	児	10,932	
	未 設 置	1	歳	児	5,765	
		3	歳	児	2,149	
		4	歳	上	児	1,632
171人 以上	設 置	乳	2	児	10,899	
		1	歳	児	5,732	
		3	歳	児	2,116	
	未 設 置	4	歳	上	児	1,599

(案)

雇児発 ※ 第※号
平成※年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成24年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成24年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

別 紙

小規模保育所適用保育単価表

その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
								12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	225,120	25,860	21,550	17,240	8,610			
			1, 2歳児	154,470	17,380	14,490	11,590	5,790			
		3歳児	101,920	11,440	9,540	7,630	3,810				
		4歳以上児	94,860	10,600	8,840	7,070	3,530				
	未 設 置	乳 児	199,840	22,830	19,020	15,210	7,600				
		1, 2歳児	129,190	14,350	11,960	9,560	4,780				
		3歳児	76,640	8,410	7,010	5,600	2,800				
		4歳以上児	69,580	7,570	6,310	5,040	2,520				
21人から 30人まで	設 置	乳 児	201,300	23,000	19,160	15,330	7,660				
		1, 2歳児	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830				
	3歳児	78,000	8,570	7,140	5,710	2,850					
	4歳以上児	70,930	7,730	6,440	5,150	2,570					
未 設 置	乳 児	184,450	20,980	17,480	13,980	6,990					
	1, 2歳児	113,730	12,490	10,410	8,320	4,160					
	3歳児	61,150	6,550	5,460	4,360	2,180					
	4歳以上児	54,080	5,710	4,760	3,800	1,900					
15/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	220,330	25,290	21,070	16,860	8,430			
			1, 2歳児	151,280	17,000	14,170	11,330	5,660			
		3歳児	99,860	11,200	9,340	7,470	3,730				
		4歳以上児	92,960	10,380	8,650	6,920	3,460				
	未 設 置	乳 児	195,690	22,330	18,600	14,880	7,440				
		1, 2歳児	126,640	14,040	11,700	9,350	4,670				
		3歳児	75,220	8,240	6,870	5,490	2,740				
		4歳以上児	68,320	7,420	6,180	4,940	2,470				
21人から 30人まで	設 置	乳 児	197,020	22,480	18,730	14,990	7,490				
		1, 2歳児	127,910	14,190	11,820	9,460	4,730				
	3歳児	76,450	8,380	6,990	5,590	2,790					
	4歳以上児	69,540	7,560	6,300	5,040	2,520					
未 設 置	乳 児	180,590	20,510	17,090	13,680	6,830					
	1, 2歳児	111,480	12,220	10,180	8,150	4,070					
	3歳児	60,020	6,410	5,350	4,280	2,130					
	4歳以上児	53,110	5,590	4,660	3,730	1,860					
12/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	215,540	24,710	20,590	16,470	8,230			
			1, 2歳児	148,090	16,620	13,850	11,070	5,530			
		3歳児	97,800	10,950	9,130	7,290	3,640				
		4歳以上児	91,060	10,150	8,460	6,760	3,380				
	未 設 置	乳 児	191,540	21,830	18,180	14,550	7,270				
		1, 2歳児	124,090	13,740	11,440	9,150	4,570				
		3歳児	73,800	8,070	6,720	5,370	2,680				
		4歳以上児	67,060	7,270	6,050	4,840	2,420				
21人から 30人まで	設 置	乳 児	192,730	21,980	18,310	14,650	7,320				
		1, 2歳児	125,230	13,880	11,560	9,250	4,620				
	3歳児	74,900	8,210	6,830	5,470	2,730					
	4歳以上児	68,150	7,400	6,160	4,930	2,460					
未 設 置	乳 児	176,720	20,060	16,710	13,370	6,680					
	1, 2歳児	109,220	11,960	9,960	7,970	3,980					
	3歳児	58,890	6,290	5,230	4,190	2,090					
	4歳以上児	52,140	5,480	4,560	3,650	1,820					
10/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	212,350	24,330	20,270	16,210	8,100			
			1, 2歳児	145,980	16,370	13,630	10,900	5,450			
		3歳児	96,430	10,790	8,990	7,190	3,590				
		4歳以上児	89,800	10,000	8,330	6,660	3,330				
	未 設 置	乳 児	188,770	21,500	17,910	14,330	7,160				
		1, 2歳児	122,400	13,540	11,270	9,020	4,510				
		3歳児	72,850	7,960	6,630	5,310	2,650				
		4歳以上児	66,220	7,170	5,970	4,780	2,390				
21人から 30人まで	設 置	乳 児	189,870	21,630	18,020	14,420	7,210				
		1, 2歳児	123,440	13,660	11,380	9,110	4,550				
	3歳児	73,860	8,080	6,730	5,390	2,690					
	4歳以上児	67,220	7,290	6,070	4,860	2,430					
未 設 置	乳 児	174,150	19,740	16,450	13,160	6,580					
	1, 2歳児	107,720	11,770	9,810	7,850	3,920					
	3歳児	58,140	6,190	5,160	4,130	2,060					
	4歳以上児	51,500	5,400	4,500	3,600	1,800					

その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 初 員 の 保 育 所 の 分 割	その の 保 育 所 の 分 割	その の 保 育 所 の 分 割	その の 保 育 所 の 分 割	その の 保 育 所 の 分 割	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
8/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	209,150	23,940	19,950	15,960	7,980	
			1, 2歳児	143,850	16,100	13,420	10,730	5,360	
		未 設 置	3歳児	95,060	10,620	8,850	7,080	3,540	
			4歳以上児	88,530	9,840	8,200	6,560	3,280	
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	187,010	21,280	17,740	14,190	7,090	
			1, 2歳児	121,650	13,440	11,200	8,960	4,480	
		未 設 置	3歳児	72,820	7,950	6,630	5,300	2,650	
			4歳以上児	66,290	7,170	5,980	4,780	2,390	
6/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	205,950	23,560	19,640	15,700	7,850	
			1, 2歳児	141,720	15,850	13,210	10,570	5,280	
		未 設 置	3歳児	93,680	10,460	8,720	6,970	3,480	
			4歳以上児	87,260	9,690	8,080	6,460	3,230	
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	184,150	20,940	17,450	13,960	6,970	
			1, 2歳児	119,870	13,230	11,020	8,820	4,400	
		未 設 置	3歳児	71,780	7,830	6,520	5,220	2,600	
			4歳以上児	65,360	7,060	5,880	4,710	2,350	
3/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	201,160	22,980	19,160	15,320	7,650	
			1, 2歳児	138,540	15,470	12,890	10,310	5,150	
		未 設 置	3歳児	91,620	10,210	8,510	6,810	3,400	
			4歳以上児	85,360	9,460	7,890	6,310	3,150	
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	179,070	20,330	16,950	13,550	6,770	
			1, 2歳児	116,450	12,820	10,680	8,540	4,270	
		未 設 置	3歳児	69,530	7,560	6,300	5,040	2,520	
			4歳以上児	63,270	6,810	5,680	4,540	2,270	
その他 地 域	20人まで	設 置	乳 児	196,360	22,410	18,680	14,940	7,470	
			1, 2歳児	135,350	15,090	12,580	10,060	5,030	
		未 設 置	3歳児	89,560	9,970	8,310	6,640	3,320	
			4歳以上児	83,460	9,240	7,700	6,160	3,080	
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	174,910	19,830	16,530	13,220	6,610	
			1, 2歳児	113,900	12,510	10,430	8,340	4,170	
		未 設 置	3歳児	68,110	7,390	6,160	4,920	2,460	
			4歳以上児	62,010	6,660	5,550	4,440	2,220	

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	管 理 費
20人まで	設 置	乳 児	円 14,702
		1, 2 歳 児	9,535
		3 歳 児	5,919
		4 歳 以上 児	5,402
	未 設 置	乳 児	14,402
		1, 2 歳 児	9,235
		3 歳 児	5,619
		4 歳 以上 児	5,102
21人から 30人まで	設 置	乳 児	13,307
		1, 2 歳 児	8,140
		3 歳 児	4,524
		4 歳 以上 児	4,007
	未 設 置	乳 児	13,107
		1, 2 歳 児	7,940
		3 歳 児	4,324
		4 歳 以上 児	3,807

(案)

雇児発 ※ 第※号
平成※年※月※日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成24年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの)に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成24年度分について適用することとしたので通知する。

別紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額 (第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,920	円 1,100	円 920	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,490	円 1,100	円 920	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,850	円 730	円 610	円 490	円 240
	3歳以上児	円 12,410	円 730	円 610	円 490	円 240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,310	円 550	円 460	円 360	円 180
	3歳以上児	円 10,870	円 550	円 460	円 360	円 180
41人から 50人まで	3歳未満児	円 8,380	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	円 9,950	円 440	円 360	円 290	円 140
51人から 60人まで	3歳未満児	円 7,770	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,340	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,330	円 310	円 260	円 210	円 100
	3歳以上児	円 8,900	円 310	円 260	円 210	円 100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 7,000	円 270	円 230	円 180	円 90
	3歳以上児	円 8,570	円 270	円 230	円 180	円 90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,740	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,310	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263

（案）

「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）の一部改正新旧対照表

○保育所運営費の経理等について 平成12年3月30日 児発第299号各都道府県知事・各指定都市・各核都市市長児童厚生児童家庭局長通知

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>1 運営費の用途範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。</p> <p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されていること。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所については、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。</p> <p>① 人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）</p> <p>② 修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）</p> <p>③ 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）</p> <p>なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者</p>	<p>(略)</p> <p>1 運営費の用途範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。</p> <p>① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されていること。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所については、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。</p> <p>① 人件費積立預金（人件費の類に属する経費にかかる積立預金）</p> <p>② 修繕積立預金（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立預金）</p> <p>③ 備品等購入積立預金（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立預金）</p> <p>なお、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立預金への積立支出に加え、民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者</p>
<p>記</p>	<p>記</p>

が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができ、また、別表2の3の保育所の拠点区分(運営費支出)の積立支出については、保育所の拠点区分に含まれている場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号)において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める民改費の管理費として加算された額に相当する額のみ弾力運用を行うものを除く。)については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。

(5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの実質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条に規定する事業をいう。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第03

が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができ、また、別表2の3の保育所の拠点区分(運営費支出)の積立支出については、保育所の拠点区分に含まれている場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号)において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める民改費の管理費として加算された額に相当する額のみ弾力運用を行うものを除く。)については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号)に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。

(5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの実質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条に規定する事業をいう。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第03

12001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の民改費相当額を含む。)まで、運営費及び同一の設置者が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充てるため施設拠点区分(運営費支出対象施設以外の事業が同一の拠点区分に含まれている場合には、サービス区分。以下同じ。)から当該拠点区分へ繰り入れ支出すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表(以下「財務諸表」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② (略)

(6) (1)に関わらず、運営費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産

② 保育所施設・設備整備積立資産(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力が機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事會)において、その使用目的、

運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社授発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の民改費相当額を含む。)まで、運営費及び同一の設置者が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充てるため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表(以下「財務諸表」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② (略)

(6) (1)に関わらず、運営費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立預金

② 保育所施設・設備整備積立預金(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力が機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立預金)

なお、各積立預金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事會)において、その使用目的、取り崩す金

取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上や
経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差
し支えない。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

(1) 私立認定保育所における就学前保育等推進法第13条第4項
の保育料（以下「保育料」という。）については、原則とし
て当該私立認定保育所の人件費、管理費及び事業費に充てら
れるものであるが、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦
までに掲げる要件の全てが満たされた上で、当該私立認定保
育所の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期
資金収支差額に資金不足が生じない範囲内において、人件費
積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施
設・設備整備積立資産に積み立てる他、以下の経費に充て
ることができること。
①～③（略）

(2) (1)により積み立てた各積立資産をそれぞれの目的以外に使
用する場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとす
ること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1)（略）

(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合
においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会
福祉法人又は学校法人である場合は理事長）の承認を得た上
で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填
でき、当該施設の運営に支障が生じない範囲において
以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業
の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資
金残高の10%を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により
適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営
を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み
立てた結果から、当該年度に保有するものであり、過大な保有
については運営費収入（私立認定保育所にお
いては運営費収入及び保育料収入の合計額）の30%以下の保

額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上や
むを得ないものとして承認された場合については使用して差
し支えない。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

(1) 私立認定保育所における就学前保育等推進法第13条第4項
の保育料（以下「保育料」という。）については、原則とし
て当該私立認定保育所の人件費、管理費及び事業費に充てら
れるものであるが、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦
までに掲げる要件の全てが満たされた上で、当該私立認定保
育所の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期
資金収支差額に資金不足が生じない範囲内において、人件費
積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施
設・設備整備積立資産に積み立てる他、以下の経費に充て
ることができること。
①～③（略）

(2) (1)により積み立てた各積立預金をそれぞれの目的以外に使
用する場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとす
ること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1)（略）

(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合
においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会
福祉法人である場合は理事長）の承認を得た上で、当該施設
の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填でき、当該施設
の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に
充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要す
る経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の10%
を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により
適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営
を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み
立てた結果から、当該年度に保有するものであり、過大な保有
については運営費収入（私立認定保育所にお
いては運営費収入及び保育料収入の合計額）の30%以下の保

①～③ (略)

4 運営費及び保育料の管理・運用

(1) (略)

(2) 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

(3) (略)

5 運営費等の経理に係る指導監督

運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

(1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、財務諸表等については、各事業区分ごととの審査はもろろんのこと、各事業区分及び経年の整合性については、審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。

(2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

①～② (略)

③ 保育所に係る拠点区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

④ 運営費等に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点

①～③ (略)

4 運営費及び保育料の管理・運用

(1) (略)

(2) 運営費等の同一法人内における各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。

(3) (略)

5 運営費等の経理に係る指導監督

運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

(1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、財務諸表等については、各会計単位ごととの審査はもろろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性については、審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。

(2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

①～② (略)

③ 保育所に係る経理区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

④ 運営費等に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理

区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合
 (3)～(4) (略)

6 その他
 (略)

別表 1

- 1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号。以下「雇児発第0609001号」という。）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号。以下「雇児発0930第1号」という。）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること

- 3 (略)
- 4 雇児発0930第1号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 (略)
- 6 雇児発0930第1号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表 2～5 (略)

区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合
 (3)～(4) (略)

6 その他
 (略)

別表 1

- 1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号。以下「雇児発第0609001号」という。）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日雇児発1128003号。以下「雇児発第1128003号」という。）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること

- 3 (略)
- 4 雇児発第1128003号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 (略)
- 6 雇児発第1128003号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表 2～5 (略)

(別表6)

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△不足額 (①-②)
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1 保育所運営費収入(民 改費加算分を除く。)		14 人件費支出		
(1) 人件費(民改費加算 分を除く。)		(1) 職員給料支出		
(2) 管理費(民改費加算 分を除く。)		(2) 職員賞与支出		
(3) 事業費		(3) 非常勤職員給与支出		
2 保育料収入		(4) 退職給付支出		
3 私的契約利用料収入		(5) 法定福利費支出		
4 国庫補助事業に係る経 常経費補助金収入		15 事務費支出		
5 人件費積立資産取崩収 入		(1) 福利厚生費支出		
6 修繕積立資産取崩収入		(2) 職員衣服費支出		
7 備品等購入積立資産取 崩収入		(3) 旅費交通費支出		
8 保育所施設・設備整備 積立資産取崩収入		(4) 研修研習品費支出		
		(5) 事務消耗品費支出		
		(6) 印刷製本費支出		
		(7) 水道光熱費支出		
		(8) 燃料費支出		
		(9) 修繕費支出		
		(10) 通信運搬費支出		
		(11) 会議費支出		
		(12) 広報費支出		
		(13) 業務委託費支出		
		(14) 手数料支出		
		(15) 保険料支出		
		(16) 賃借料支出		
		(17) 雑支出		

(別表6)

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△不足額 (①-②)
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1 保育所運営費収入(民 改費加算分を除く。)		14 人件費支出		
(1) 人件費(民改費加算 分を除く。)		(1) 職員俸給		
(2) 管理費(民改費加算 分を除く。)		(2) 職員手当		
(3) 事業費		(3) 非常勤職員給与		
2 保育料収入		(4) 退職共済掛金		
3 私的契約利用料収入		(5) 法定福利費		
4 国庫補助事業に係る経 常経費補助金収入		15 事務費支出		
5 人件費積立預金取崩収 入		(1) 福利厚生費		
6 修繕積立預金取崩収入		(2) 旅費交通費		
7 備品等購入積立預金取 崩収入		(3) 研修費		
8 保育所施設・設備整備 積立預金取崩収入		(4) 消耗品費		
		(5) 器具什器費		
		(6) 印刷製本費		
		(7) 水道光熱費		
		(8) 燃料費		
		(9) 修繕費		
		(10) 通信運搬費		
		(11) 会議費		
		(12) 広報費		
		(13) 業務委託費		
		(14) 手数料		
		(15) 損害保険料		
		(16) 賃借料		
		(17) 雑費		

16 事業費支出		
(1) 給食費支出		
(2) 保健衛生費支出		
(3) 保育材料費支出		
(4) 水道光熱費支出		
(5) 燃料費支出		
(6) 消耗器具備品費支出		
(7) 賃借料支出		
(8) 雑支出		
17 人件費積立資産支出		
18 修繕積立資産支出		
19 備品等購入積立資産支出		
20 保育所施設・設備整備積立資産支出		
21 当期資金収支差額合計		
14から21までの小計		
22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
23 土地・建物賃借料支出		
24 22及び23の経費に係る借入金利息支出		
25 22及び23の経費に係る借入金償還支出		
26 22及び23の経費に係る積立資産支出		
27 租税公課		
10から13までの小計		
合計		
9 当期資金収支差額合計		
(欠損金)		
1から9までの小計		
10 保育所運営費収入のうち民改費加算分		
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		
13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入		
10から13までの小計		
合計		

※14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。

16 事業費支出		
(1) 給食費		
(2) 保健衛生費		
(3) 保育材料費		
(4) 水道光熱費		
(5) 燃料費		
(6) 消耗品費		
(7) 器具什器費		
(8) 賃借料		
(9) 雑費		
17 人件費積立預金積立支出		
18 修繕積立預金積立支出		
19 備品等購入積立預金積立支出		
20 保育所施設・設備整備積立預金積立支出		
21 当期資金収支差額合計		
14から21までの小計		
22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
23 土地・建物賃借料		
24 22及び23の経費に係る借入金利息支出		
25 22及び23の経費に係る借入金償還支出		
26 22及び23の経費に係る積立預金積立支出		
27 租税公課		
10から13までの小計		
合計		
9 当期資金収支差額合計		
(欠損金)		
1から9までの小計		
10 保育所運営費収入のうち民改費加算分		
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		
13 22及び23の経費に係る積立預金取崩収入		
10から13までの小計		
合計		

※14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。

改正後

(申請手続)
7 (略)

(変更申請手続)
8 (略)

(交付決定までの標準的期間)
9 (略)

(補助金の概算払)
10 (略)

(実績報告)
11 (略)

(補助金の返還)
12 (略)

(その他)
13 (略)

改正前

(申請手続)
7 この補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)
8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)
9 交付決定までの標準的期間として原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。

(補助金の概算払)
10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)
11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度の4月10日(6月の(2)による受理した日)から1か月以内又は、受けた場合には、当該承認の通知を厚生労働大臣に提出して行われなければならない。

(補助金の返還)
12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超過する部分について返還すべき旨を命ずる。

(その他)
13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることと認めるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところとする。

改正後

改正前

別表

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする) 1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満) 810,000 円 (300 人以上 600 人未満) 1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満) 1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満) 2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満) 2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満) 3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満) 4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満) 4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満) 5,130,000 円 (2,700 人以上)	特定保育事業に必要な 経費	1 / 3
※1日当たり4時間未満の利用児童に ついては、2人で1人と算定すること			

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする) 1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満) 810,000 円 (300 人以上 600 人未満) 1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満) 1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満) 2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満) 2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満) 3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満) 4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満) 4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満) 5,130,000 円 (2,700 人以上)	特定保育事業に必要な 経費	1 / 3
※1日当たり4時間未満の利用児童に ついては、2人で1人と算定すること			

改正後		改正前		
2	<p>休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業 (認可保育所)</p> <p>①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1か所当たり年額 <u>1,335,000円</u></p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 73,500円 (210人超280人未満)</p> <p>220,500円 (280人以上350人未満)</p> <p>367,500円 (350人以上420人未満)</p> <p>514,500円 (420人以上490人未満)</p> <p>661,500円 (490人以上560人未満)</p> <p>808,500円 (560人以上630人未満)</p> <p>955,500円 (630人以上700人未満)</p> <p>1,102,500円 (700人以上770人未満)</p> <p>1,249,500円 (770人以上840人未満)</p> <p>1,396,500円 (840人以上910人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に 必要な経費</p>	<p>2</p> <p>休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業 (認可保育所)</p> <p>①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1か所当たり年額 <u>1,331,000円</u></p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 73,500円 (210人超280人未満)</p> <p>220,500円 (280人以上350人未満)</p> <p>367,500円 (350人以上420人未満)</p> <p>514,500円 (420人以上490人未満)</p> <p>661,500円 (490人以上560人未満)</p> <p>808,500円 (560人以上630人未満)</p> <p>955,500円 (630人以上700人未満)</p> <p>1,102,500円 (700人以上770人未満)</p> <p>1,249,500円 (770人以上840人未満)</p> <p>1,396,500円 (840人以上910人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に 必要な経費</p>

改正後		改正前
1,543,500 円 (910 人以上 980 人未満)		1,543,500 円 (910 人以上 980 人未満)
1,690,500 円 (980 人以上 1,050 人未満)		1,690,500 円 (980 人以上 1,050 人未満)
1,837,500 円 (1,050 人以上)		1,837,500 円 (1,050 人以上)
(2) 休日保育事業 (認可保育所以外) ①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 630,000 円		(2) 休日保育事業 (認可保育所以外) ①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 630,000 円
②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)		②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)
1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)		1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)
189,000 円 (280 人以上 350 人未満)		189,000 円 (280 人以上 350 人未満)
315,000 円 (350 人以上 420 人未満)		315,000 円 (350 人以上 420 人未満)
441,000 円 (420 人以上 490 人未満)		441,000 円 (420 人以上 490 人未満)
567,000 円 (490 人以上 560 人未満)		567,000 円 (490 人以上 560 人未満)
693,000 円 (560 人以上 630 人未満)		693,000 円 (560 人以上 630 人未満)
819,000 円 (630 人以上 700 人未満)		819,000 円 (630 人以上 700 人未満)
945,000 円 (700 人以上 770 人未満)		945,000 円 (700 人以上 770 人未満)

改正後		改正前	
<p>1,071,000 円 (770 人以上 840 人未満)</p> <p>1,197,000 円 (840 人以上 910 人未満)</p> <p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)</p> <p>(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所) 1 か所当たり年額 2,480,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 保育所にあつては、1,240,000 円)</p> <p>(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外) 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあつては、750,000 円)</p>		<p>1,071,000 円 (770 人以上 840 人未満)</p> <p>1,197,000 円 (840 人以上 910 人未満)</p> <p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)</p> <p>(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所) 1 か所当たり年額 2,460,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 保育所にあつては、1,230,000 円)</p> <p>(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外) 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあつては、750,000 円)</p>	
<p>3 病児・病後児保育事業 (1) 病児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,400,000 円</p> <p>② 加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算) 1 か所当たり年額 500,000 円 (10 人以上 50 人未満)</p> <p>2,500,000 円 (50 人以上 200 人未満)</p> <p>4,250,000 円 (200 人以上 400 人未満)</p>	<p>病児・病後児保育事業 に必要な経費</p>	<p>3 病児・病後児保育事業 (1) 病児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,400,000 円</p> <p>② 加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算) 1 か所当たり年額 500,000 円 (10 人以上 50 人未満)</p> <p>2,500,000 円 (50 人以上 200 人未満)</p> <p>4,250,000 円 (200 人以上 400 人未満)</p>	<p>病児・病後児保育事業 に必要な経費</p>

改正後	改正前
<p>6,250,000 円 (400 人以上 600 人未満)</p>	<p>6,250,000 円 (400 人以上 600 人未満)</p>
<p>7,750,000 円 (600 人以上 800 人未満)</p>	<p>7,750,000 円 (600 人以上 800 人未満)</p>
<p>9,750,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)</p>	<p>9,750,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)</p>
<p>11,750,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)</p>	<p>11,750,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)</p>
<p>13,750,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)</p>	<p>13,750,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)</p>
<p>15,750,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)</p>	<p>15,750,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)</p>
<p>17,750,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)</p>	<p>17,750,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)</p>
<p>19,750,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)</p>	<p>19,750,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)</p>
<p>21,750,000 円 (2,000 人以上)</p>	<p>21,750,000 円 (2,000 人以上)</p>
<p>(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円×年間延利用人員</p> <p>(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (事業開始の前年度又は事業開始年度 1 回限り)</p> <p>(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円</p>	<p>(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円×年間延利用人員</p> <p>(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、250,000 円) (事業開始年度限り)</p> <p>(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円</p>

改正後		改正前
<p>②加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 400,000円 (10人以上50人未満)</p> <p>2,200,000円 (50人以上200人未満)</p> <p>3,100,000円 (200人以上400人未満)</p> <p>5,000,000円 (400人以上600人未満)</p> <p>6,800,000円 (600人以上800人未満)</p> <p>8,700,000円 (800人以上1,000人未満)</p> <p>10,600,000円 (1,000人以上1,200人未満)</p> <p>12,500,000円 (1,200人以上1,400人未満)</p> <p>14,400,000円 (1,400人以上1,600人未満)</p> <p>16,300,000円 (1,600人以上1,800人未満)</p> <p>18,200,000円 (1,800人以上2,000人未満)</p> <p>20,100,000円 (2,000人以上)</p>		<p>②加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 400,000円 (10人以上50人未満)</p> <p>2,200,000円 (50人以上200人未満)</p> <p>3,100,000円 (200人以上400人未満)</p> <p>5,000,000円 (400人以上600人未満)</p> <p>6,800,000円 (600人以上800人未満)</p> <p>8,700,000円 (800人以上1,000人未満)</p> <p>10,600,000円 (1,000人以上1,200人未満)</p> <p>12,500,000円 (1,200人以上1,400人未満)</p> <p>14,400,000円 (1,400人以上1,600人未満)</p> <p>16,300,000円 (1,600人以上1,800人未満)</p> <p>18,200,000円 (1,800人以上2,000人未満)</p> <p>20,100,000円 (2,000人以上)</p>

改正後		改正前	
<p>(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p> <p>(6) 普及定着促進費(病後児対応型) 1か所当たり年額 500,000円 (事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り)</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,150,000円)</p> <p>(8) 非施設型(訪問型) 1か所当たり年額 6,700,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,350,000円)</p>		<p>(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p> <p>(6) 普及定着促進費(病後児対応型) 1か所当たり年額 500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、250,000円) (事業開始年度限り)</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,160,000円)</p> <p>(8) 非施設型(訪問型) 1か所当たり年額 6,590,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,290,000円)</p>	
<p>4 待機児童解消促進等事業 (1) 家庭的保育事業 ①家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円 ②家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者6人以上に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,529,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、2,264,000円) イ 家庭的保育者3~5人に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,264,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,132,000円)</p>		<p>4 待機児童解消促進等事業 (1) 家庭的保育事業 児童1人当たり月額 52,200円 ②家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者6人以上に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、2,263,000円) イ 家庭的保育者3~5人に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,131,000円)</p>	<p>待機児童解消促進等事業 業に必要な経費</p>

改正後		改正前					
<p>③連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1 か所当たり年額 800,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、400,000 円) イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者 1 人につき次の年額単価を加算 120,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、60,000 円) ④家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額 26,000 円 ※家庭的保育補助者を雇用している 場合のみ算定すること</p> <p>(2) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 2,000,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,000,000 円)</p> <p>(3) 保育所分園推進事業 1 か所当たり年額 1,200,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、600,000 円)</p> <p>(4) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 848,000 円</p> <p>(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 361,000 円</p>		<p>③連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1 か所当たり年額 800,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、400,000 円) イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者 1 人につき次の年額単価を加算 120,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、60,000 円) ④家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額 25,000 円 ※家庭的保育補助者を雇用してい る場合のみ算定すること</p> <p>(2) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 2,000,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,000,000 円)</p> <p>(3) 保育所分園推進事業 1 か所当たり年額 1,200,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、30人未満) (定員30人未満) (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、600,000 円)</p> <p>(4) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 848,000 円</p> <p>(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 361,000 円</p>		<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円 (2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円</p>	<p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>	<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円 (2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円</p>	<p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>

改正後		改正前	
<p>6 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,553,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,335,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,148,000 円 (延長時間 2 ～ 3 時間)</p> <p>4,579,000 円 (延長時間 4 ～ 5 時間)</p> <p>5,337,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該する1か所(事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	延長保育促進事業に必要な経費	<p>6 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,553,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,335,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,148,000 円 (延長時間 2 ～ 3 時間)</p> <p>4,579,000 円 (延長時間 4 ～ 5 時間)</p> <p>5,337,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該する1か所(事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	延長保育促進事業に必要な経費

平成24年度保育対策等促進事業費補助金実施要綱新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>第06090001号 第03040005号 第06030002号 第0420第1号 第22年4月20日 第1112第2号 第22年11月12日 第0401第13号 第**年**月**日</p> <p>発20年6月9日 発21年3月4日 発21年6月3日 発0420第1号 発22年4月20日 発1112第2号 発22年11月12日 発0401第13号 発**年**月**日</p> <p>児成 児成 児成 児成 児成 児成 児成 児成 児成</p> <p>雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平</p>	<p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>第06090001号 第03040005号 第06030002号 第0420第1号 第22年4月20日 第1112第2号 第22年11月12日 第0401第13号 第**年**月**日</p> <p>発20年6月9日 発21年3月4日 発21年6月3日 発0420第1号 発22年4月20日 発1112第2号 発22年11月12日 発0401第13号 発**年**月**日</p> <p>児成 児成 児成 児成 児成 児成 児成 児成 児成</p> <p>雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平 雇平</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近童様そてを業あなな児童家3月 児多し業事知児月 年とそ二で育に円せる本局限 核の家ス子がりな通長り 家家族育出実貴お知通 族族育出実貴お知通 化を対て来施管内の施「保 の取にるしを内す の進りお環平ら町村に育 進りお環平ら町村に育 進行、就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近童様そてを業あなな児童家3月 児多し業事知児月 年とそ二で育に円せる本局限 核の家ス子がりな通長り 家家族育出実貴お知通 族族育出実貴お知通 化を対て来施管内の施「保 の取にるしを内す の進りお環平ら町村に育 進りお環平ら町村に育 進行、就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。 就環境が求減合月す。</p>

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 事業の種類</p> <p>1 特定保育事業 2 休日・病児保育事業 3 待機児童解消促進事業 4 児童環境改善促進事業 5 保育長 6 事業の推進</p> <p>第2 事業の実施及び運営は、次によること。</p> <p>1 特定保育事業実施要綱(別添1) 2 休日・病児保育事業実施要綱(別添2) 3 待機児童解消促進事業実施要綱(別添3) 4 保育長育成事業実施要綱(別添4) 5 児童環境改善促進事業実施要綱(別添5) 6 事業の推進</p>

改正後	改正前
<p>(別添1)</p> <p>特定保育事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 実施要件 (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「設備運営基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。 ただし、平均利用児童数が1名を下回る場合には、設備運営基準第33条第2項及びその他の補助金等保育士を超過して配置しない。 (2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。 ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほかに、継続的な使用が可能な公共施設の空き部屋等において実施すること。 (3) 設備運営基準第32条第8号の基準を満たすこと。 (4) 設備運営基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。</p>	<p>(別添1)</p> <p>特定保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 ム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に合わせた保育が求められている。児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象児童 本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定による保育の対象とならない就学前児童、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。</p> <p>4 実施要件 (1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。 ただし、平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等保育士を超過して配置しない。 (2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。 ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほかに、継続的な使用が可能な公共施設の空き部屋等において実施すること。 (3) 設備運営基準第32条第8号の基準を満たすこと。 (4) 設備運営基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。</p>

改正後	改正前
5 (略)	<p>5 留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。 (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。</p>
6 (略)	<p>6 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
7 (略)	<p>7 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ 都及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>2 夜間保育推進的 事業 (1) 事業の目的が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。夜間保育を実施する保育所等に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体は、市町村又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>(3) 実施要件 本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定め上記①又は②の要件を満たす保育所等であるとし、市町村が認められた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ 都及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>2 夜間保育推進的 事業 (1) 事業の目的が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。夜間保育を実施する保育所等に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体は、市町村又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>(3) 実施要件 本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定め上記①又は②の要件を満たす保育所等であるとし、市町村が認められた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

改正後

- 当面から保育をまわすこと
 10歳未満の病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 変は認められ、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で
 急保育が困難な児童であつて、市町村が必要と認められたおおむね
 病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 (2) 病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 (3) (略)
 (4) (略)

5 実施要件
 (1) (略)

(2) (略)

改正前

- 当面から保育をまわすこと
 10歳未満の病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 変は認められ、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で
 急保育が困難な児童であつて、市町村が必要と認められた小学校3
 病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 (2) 病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 (3) (略)
 (4) (略)

5 実施要件
 (1) 病児保育施設及び病児対応型病児保育施設において、病気の回復期に至っていないこと
 (イ) 調理性を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 (ウ) 望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
 場所と集団保育間内型
 (2) ① 1名以上保育士を配置すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 ② 1名以上保育士を配置すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 (ア) 1名以上保育士を配置すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 (イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 (ウ) 望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
 場所と集団保育間内型
 (2) ① 1名以上保育士を配置すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 ② 1名以上保育士を配置すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 (ア) 1名以上保育士を配置すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること
 (イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること

とが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とする。

③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができなない期間内に対象児童の受け入れを行うこと。

(3) ① 体調不良児対応型
 ② 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ③ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ④ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑤ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑥ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑦ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑧ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑨ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑩ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑪ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑫ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑬ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑭ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑮ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑯ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑰ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑱ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑲ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ⑳ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉑ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉒ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉓ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉔ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉕ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉖ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉗ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉘ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉙ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉚ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉛ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉜ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉝ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉞ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㉟ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊱ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊲ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊳ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊴ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊵ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊶ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊷ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊸ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊹ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊺ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊻ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊼ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊽ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊾ 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ㊿ 看護師等を常時2名以上配置すること。

(3) 体調不良児対応型
 ① 看護師等の配置については、次の(ア)又は(イ)を満たすこと。
 (ア) 保育所に看護師等を常時2名以上配置し、うち1名以上を体調不良児の看護を担当する看護師等とすること。
 (イ) 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置、かつ、次のa～dのいずれかの要件を満たすこと。
 a 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所においては、延長保育促進事業と同等の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。
 b 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。
 c 一般職の職員(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特勤勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内の保育所であること。
 d 本事業(平成19年度)を平成19年度より実施している保育所であること。
 ② (略)
 ③ (略)
 ④ (略)
 ⑤ (略)
 (4) (略)

改正後	改正前
<p>6 (略)</p>	<p>③ 預かる病児（病後児）の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者いれずか1名に対して、1名程度とする。ところが、保育期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。</p> <p>④ き</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 実施方法 (1) 対象児童及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、これの決定機 (2) 医療機関保護者がいないが、施設が病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場 (3) 例により、保育業を所する保業を認し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。不良児対応型 (4) の病後児対応型に努めること。（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や (5) 安定性、効率性等について検証を行い、別紙3の内容により報告すること。安定性や 7 留意事項 (1) ① 市町村長との連携等 (2) ② 市町村長との連携等 (3) ③ 市町村長との連携等 (4) ④ 市町村長との連携等</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 留意事項 (1) ① 市町村長との連携等 (2) ② 市町村長との連携等 (3) ③ 市町村長との連携等 (4) ④ 市町村長との連携等</p>

改正後	改正前
	<p>⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、もと 定に感染防止管理の場を健康状態を適切に把握するところ、複数の児 に、体温の検出、手洗いや消毒の徹底、保育室・遊戯室等に、他 (2) ① 児童の体温検出、手洗いや消毒の徹底、保育室・遊戯室等に、他 ② 児童の体温検出、手洗いや消毒の徹底、保育室・遊戯室等に、他 ③ 児童の体温検出、手洗いや消毒の徹底、保育室・遊戯室等に、他 ④ 児童の体温検出、手洗いや消毒の徹底、保育室・遊戯室等に、他</p> <p>8 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、 毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県 知事に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備 しておくこと。</p> <p>9 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助す る事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることが できる。</p>

8 (略)

9 (略)

改正前	改正後
<p>(別添4)</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1. 家庭的保育事業 (1) ①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>ア</p> <p>イ</p>	<p>(別添4)</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1. 家庭的保育事業 (1) ①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>ア</p> <p>イ</p>

改正後	改正前
<p>であること。 市町村が策定する認可移行計画に協力的な施設であること。</p> <p>オ ③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>であること。 市町村が策定する認可移行計画に協力的な施設であること。</p> <p>オ ③ (略)</p> <p>ア ④ (略)</p> <p>イ ⑤ (略)</p> <p>ウ ⑥ (略)</p> <p>エ ⑦ (略)</p> <p>オ ⑧ (略)</p> <p>カ ⑨ (略)</p> <p>キ ⑩ (略)</p> <p>ク ⑪ (略)</p> <p>ケ ⑫ (略)</p> <p>コ ⑬ (略)</p> <p>カ ⑭ (略)</p> <p>キ ⑮ (略)</p> <p>ク ⑯ (略)</p> <p>ケ ⑰ (略)</p> <p>コ ⑱ (略)</p> <p>カ ⑲ (略)</p> <p>キ ⑳ (略)</p> <p>ク ㉑ (略)</p> <p>ケ ㉒ (略)</p> <p>コ ㉓ (略)</p> <p>カ ㉔ (略)</p> <p>キ ㉕ (略)</p> <p>ク ㉖ (略)</p> <p>ケ ㉗ (略)</p> <p>コ ㉘ (略)</p> <p>カ ㉙ (略)</p> <p>キ ㉚ (略)</p> <p>ク ㉛ (略)</p> <p>ケ ㉜ (略)</p> <p>コ ㉝ (略)</p> <p>カ ㉞ (略)</p> <p>キ ㉟ (略)</p> <p>ク ㊱ (略)</p> <p>ケ ㊲ (略)</p> <p>コ ㊳ (略)</p> <p>カ ㊴ (略)</p> <p>キ ㊵ (略)</p> <p>ク ㊶ (略)</p> <p>ケ ㊷ (略)</p> <p>コ ㊸ (略)</p> <p>カ ㊹ (略)</p> <p>キ ㊺ (略)</p> <p>ク ㊻ (略)</p> <p>ケ ㊼ (略)</p> <p>コ ㊽ (略)</p> <p>カ ㊾ (略)</p> <p>キ ㊿ (略)</p>

4 (略)

- 4 保育事業特別事業
- (1) 保育事業の目的
 認可外保育施設を利用する親子等、主に認可保育所を開放し、定期的に保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設を利用する子どもの育ちを支援する。
- (2) 実施主体
 市町村又は保育所を運営する者とす。
- (3) 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- (4) 実施対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ① 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ② 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ③ 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ④ 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ⑤ 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ⑥ 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ⑦ 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- (5) 実施方法
 ① 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。
- ② 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する親子等。

改正後

改正前

5. 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) (略)

(2) 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）又は市町村が適切と認められた者とする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 費用は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(6) 事業の実施方法及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、市町村の長が、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。

(4) ① 感染症の発生を予防するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。

② 感染症等に罹患する者について、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

(5) ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、市町村の長が、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。

(6) 費用は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

改正後	改正前
<p>(別添5) (略)</p>	<p>(別添5)</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 駅前の高層ビルに隣接する既存の建物を活用して、保育所や児童福祉施設の設置を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本市は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象事業 対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」本事業の範囲内において、保育所分園等を実施する事業とする。</p> <p>(1) 既存の保育施設において、保育所分園等を実施する事業に ① 施設改善事業 保育施設を改修し、保育環境を向上させることとする。</p> <p>② 施設拡張事業 保育施設の敷地面積を拡大し、保育環境を向上させることとする。</p> <p>③ 施設新築事業 保育施設を新築し、保育環境を向上させることとする。</p> <p>(2) 環境改善事業 保育施設周辺の環境を改善し、保育環境を向上させることとする。</p> <p>① 保育施設周辺の環境整備 保育施設周辺の環境を整備し、保育環境を向上させることとする。</p> <p>② 保育施設周辺の環境整備 保育施設周辺の環境を整備し、保育環境を向上させることとする。</p> <p>③ 保育施設周辺の環境整備 保育施設周辺の環境を整備し、保育環境を向上させることとする。</p>

改正後	改正前
<p>(別添6)</p> <p>延長保育促進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) 延長保育推進事業(基本分) 11時間開所の開所時間内に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第3条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。 (2) (略)</p>	<p>(別添6)</p> <p>延長保育促進事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 多様な形態に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことと安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を営む者とする。</p> <p>3 対象児童 本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とする。</p> <p>4 対象事業 本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育推進事業(基本分)」及び「延長保育推進事業(加算分)」とする。 (1) 延長保育推進事業(基本分) (2) のりより、図る民間保育所における保育士配置の充実を図ることによる民間保育所の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応 (2) 延長保育推進事業(加算分) 民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。</p> <p>5 実施要件 (1) 延長保育推進事業(基本分) 11時間開所の開所時間内に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第3条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。 (2) 延長保育推進事業(加算分) 延長保育推進事業(基本分)の年数に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることではない。</p>

改正後	改正前
<p>6 (略)</p>	<p>6 実施方法は次のとおりとする。高い場所に設置した施設において保育を延長する場合は、前後の延長保育それぞれで延長時間を定め、前後の延長保育を併せて算入すること。</p> <p>(1) 延長時間のおおむね、時間対象児童数を合算すること。</p> <p>① 1時間延長時間を超えて1時間以上の延長保育を実施し、対象児童数が6人以上いることをいう。</p> <p>② 2時間延長時間を超えて2時間以上の延長保育を実施し、対象児童数が3人以上いることをいう。</p> <p>③ 3時間以上の延長保育を実施し、対象児童数が3人以上いることをいう。</p> <p>④ 30分以上延長時間を超えて、開所時間を超過し、対象児童数が1人以上いることをいう。</p> <p>なお、④を除く場合は、最も長い延長時間と、平均児童数をもち、年間の延長時間区分における各週ごととして得た多数の実施に当たるときは、保育所の空き部屋など適切に事業を実施すること。</p> <p>(2) 事業の実施に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業を実施すること。</p> <p>(3) 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 費用</p> <p>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は補助する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 都市及び中核市が実施する事業又は補助する事業</p> <p>(2) 延長保育事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。</p>

改正後

改正前

別紙1 (略)

別紙1

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と学び (講習 I) (考え方) 0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	(3時間)
② 学童期の発達	(3時間)
③ 児童にとつての遊び	(3時間)
II 健康管理と緊急対応 (講習 II) (考え方) 0歳から10歳くらいまでの児童がかかりやすい病気について、その特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。さらに、健康管理という視点から見た食生活について学ぶ。	9時間
① 児童の病気	(3時間)
② 緊急時の対応と応急措置	(3時間)
③ 児童の成長と食生活	(3時間)
III 病児・病後児保育における見学実習 (考え方) 病児・病後児保育事業実施施設または訪問宅において、児童の様子の観察及び看護師(保育士)がどのように児童に関わっているのかについて見学する。	2日以上

※ 看護師等、保育士、家庭的保育者が、既に受講・修了した研修において、上記内容を満たしている
と市町村が判断する場合には、該当する上記研修を受講・修了したものと差し支えない。

改正後

改正前

別紙2 (略)

別紙2様式例

連絡票

児童の氏名		平成 年 月 日生 (歳) 男・女
平成 年 月 日	診断の結果、現時点での入院の必要性は認められません。	
診断医療機関名及び電話番号	診断医師署名 印	

※太枠は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状 (病名等)	
経過 (検査内容等)	
治療 (処方内容)	食前・食後・(時)・その他 ()

保育上の留意点	
安静	特に制限なし・ベット安静・その他 ()
食・べ物	特に制限なし・絶食・その他 ()
薬	特になし・処方の通り・その他 ()
その他留意事項	

医師より上記の説明を受けた上で、病児保育を申し込みます。

保護者名 _____

連絡事項	
保護者の勤務場所 (所在地)	
緊急連絡先 (氏名・電話番号)	電話番号 () 関係 ()
	(第二) 電話番号 () 関係 ()
お迎え予定者	関係 ()

改正後

別紙3 (略)

改正前

別紙3

病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告事項

1. 実施方法等
 - ・事業実施主体の名称
 - ・訪問対象年齢
 - ・利用手続
 - ・食事の提供の有無・方法
2. 訪問対象となる疾患
3. 医療機関との連携
4. 利用児童の状況
 - ・年齢
 - ・実利用児童数
 - ・平均利用時間数
5. (利用児童) 健常時、日中の居場所について
6. 病児・病後児保育事業利用時、主な疾病（3つまで）について
7. 利用者（保護者）からの意見
8. 研修について
 - ・実施回数
 - ・実施場所
 - ・回数
 - ・参加者数
9. 収支報告について
10. 検証結果（実施施設別記載）
11. 検証結果（市町村担当課記載）
事業実施により得られた情報を基に、実施市町村による事業評価を報告
12. その他特記事項

※「保育対策等促進事業費の国庫補助について」（平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号厚生労働事務次官通知）別表3病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告書に定める様式にて報告すること。

全社児福発 566 号
平成 24 年 3 月 9 日

全国保育協議会 協議員 各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 小 川 益 丸
〔公 印 略〕

「子ども・子育て新システム」に関する意見交換会の報告について

本会の事業推進につきましては、日頃よりご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2月23日に開催した標記の意見交換会の報告をお送りいたします。

なお、資料については割愛をしておりますが、都道府県・指定都市保育組織事務局にデータで送信しておりますことを申し添えます。

記

1 送付物

平成 23 年度全国保育協議会

「子ども・子育て新システムに関する意見交換会」報告

【本件に関するお問い合わせ先】

全国保育協議会事務局（全社協・児童福祉部 担当：岡澤、大元、武田）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 / FAX 03-3581-6509 / e-mail:zenhokyo@shakyo.or.jp

平成 23 年度全国保育協議会
「子ども・子育て新システムに関する意見交換会」
(報 告)

1. 期日：平成 24 年 2 月 23 日 (木) 13：00～16：30
2. 会場：全社協・灘尾ホール
3. 出席者：全国保育協議会協議員 (75 人出席／ [内訳] 本人出席：57 人、代理出席 18 人)
4. 配布資料
 - (1) 「子ども・子育て新システム」に関する意見交換会資料
 - (2) 「子ども・子育て新システム」に関する意見交換会名簿
 - (3) 【別紙 1】子ども・子育て新システムに係る行政説明への質問事項ならびにご意見等 (別紙含む) について
 - (4) 【別紙 2】「子ども・子育て新システム」に係る対応経緯ならびに「基本制度とりまとめ」への全保協の評価について
 - (5) 【別紙 3】全保協の今後の対応について
 - (6) 【別紙 4】総合こども園保育要領(仮称)上の取り扱い(イメージ図)
5. 進行:万田 康副会長
6. 内容
 - (1) あいさつ 小川益丸会長
 - (2) 日程・資料説明 事務局
 - (3) 行政説明「子ども・子育て新システムについて」(質疑応答含む)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局橋本泰宏保育課長
 - (4) 報告
 - (5) 意見交換

以下、報告及び意見交換の内容について (事務局整理)

*文中の () 内は事務局で追記

■進行

子ども・子育て新システムに係る全保協の対応経緯や「基本制度とりまとめ」に関する評価について、佐藤全保協副会長より報告をしていただきます。保育施策検討特別委員会での課題の整理な

ど、また、佐藤全保協副会長は基本制度ワーキングチーム（以下、「WT」と記す）には、（幼保一体化WTの委員として）オブザーバーで入っておられますので、若干時間を調整しながらワーキングの中身について皆さん方も関心のあるところも触れてお話しをしていただきたいと思います。と思っています。

■佐藤副会長

全保協保育施策検討特別委員会を担当しております佐藤と申します。これまでの基本制度 WT、その他あと残り2つの WTにも全保協はすべて参画をして意見を述べて、合計 35 回の（検討を経る）中で先日基本制度のとりまとめが行われました。（平成 23 年）12 月 15 日の協議員総会までの経緯は割愛させていただきますが、その後派生したことも含めて早口で話させていただきます。皆さんとの意見交換の時間をできるだけたくさんとりたいと思っています。そういう意味では早口で行うことをお許してください。

まず、12 月 15 日の協議員総会のときに私学助成の反対のことを皆さんにお話ししました。それを基に皆さんにも国会等議員にまわっていただいて、その成果は限りなく、その基本部分は、こども園給付（仮称）に統合されましたが、それでも私学を振興するための助成が基本制度のとりまとめに残ったことは残念です。このことについては、それ以降の基本制度 WTでも、これがいつまで残るのか、これが恒久的に残らないように、意見は出し続けております。

それからこれまで同様財源をしっかりと担保することと、もうすぐ1年になりますが東日本大震災以降、私たちが担ってきた児童福祉施設の役割はしっかりと堅持をし、なおかつ高めていくということを7つの柱の中の一番目で繰り返し、繰り返し述べてきました。

学校教育法上の学校になることではなく、全ての子どもたちも福祉をしっかりと担うような仕組みであるべきだということも申し述べてきました。

また、例えば質の確保された向上をともなった公定価格を設けるのであれば、なぜ上乗せ徴収が必要ですかということも、繰り返し、繰り返し述べてきました。しかしながら基本制度のとりまとめの中には残っております。その他年が明けまして1月20日、31日と基本制度 WTが2回開催された中で、今度はより分かりにくくなり、これまで仮称「総合施設」と言われていたのが「総合こども園」となり、なおかつ、外出しの（こども園（仮称）の）指定を受けない施設を認める。例えば国公立の附属幼稚園、指定を受けずにこども園給付の対象にならない幼稚園と、利用者に分かりにくい仕組みになっています。そして今回のとりまとめには書かれてはいるんですが、WTの中では子ども・子育て会議の構成員について、私たち子育てを支援している当事者そのものの参画が、かなり小さな字で書かれていました。これをはっきりと法定化して義務づけてくださいという主張もしました。

1月31日の基本制度最後のWTのときにも、菊池副会長のほうから強く申し入れをしました。基本制度 WTの座長預りとなって、その後2月の上旬に「最終とりまとめ」（案）が出たときにも、子ども・子育て会議（仮称）の構成員は「NPO等子育て支援当事者」と書かれていたので、これに対して私たちは（国会議員等に対して）動きました。その結果、「NPO等」という文言ではなく「子育て支援当事者」という記載になり、この仕組みそのもの見直しや政策を見直していくようなプロセスに参画するといった文言に入れ変わりました。

また、これまでの少子化対策特別部会保育専門委員会においても、過疎化が進んでいる地方、私のある青森もそうなのですが、現在の認可の仕組みは20人を下回る仕組みがありません。今回、

地域型保育給付というものの中ではじめて小規模保育(6人～19人未満)として、第2種社会福祉事業として位置づけるといふ仕組みが初めて入りました。

そして、先ほども言いましたが私たち子育て支援当事者が、子ども・子育て会議(仮称)に参画することになりました。

先ほど皆さんの意見の中で、例えば総合こども園法(仮称)、これは今年になってからの2回の議論の中で、当初は学校教育法上の学校教育と児童福祉法上で定める保育という法制度上で文言を切り分けてきました。最後まで、狭い意味での法制度上の中で議論をしてきました。基本制度とりまとめの前文の中でも「幼児期の学校教育・保育」というふうに書かれています。基本制度WTの事前の資料説明のときには「乳幼児期の教育」というように書かれていました。乳幼児の教育、乳児から就学前までの子どもたちの教育が、それは「保育」という文言で、生活と教育を分けて議論すべきであると主張してきました。しかし、今の法制度の中では学校教育法上は3歳児以上に学校教育があり、3歳未満児には学校基本法上は教育はないという仕切りなので、そういう意味での「学校教育、保育」という文言は、この最後の基本制度のとりまとめにも残ってしまいました。

さらに、1月に開催した2回(基本制度WT)の中でも、これまでずっと学校教育法の第1条の、学校として幼稚園、小学校、中学校、高等学校というところの1条校に規定するという話をしてきました。でも、現行の学校教育法では規定できない。児童福祉施設を学校教育法の1条校に規定できない。だから教育基本法の第6条に規定する学校として、新たに定める総合こども園法(仮称)の中で、学校として入れます。学校教育法の1条学校ではありませんが、日本の法律の中で、教育体系の中で学校として入ることになりました。

これは先ほど橋本保育課長も言いましたように文科省にも確認したら、そう読み取ってかまいませんという話でした。

総合こども園法(仮称)で、その基本制度のとりまとめの中では3歳児以上が入っている認可保育所は、全て法施行から3年以内を目途に総合こども園(仮称)に移行することになります。ということは、第2種社会福祉事業法に定める児童福祉施設であり学校であり、総合こども園(仮称)を、私たち認可保育所が大部分担うということになります。

国公立、国立の大学法人の附属の幼稚園は、いま外出しです。費用体系が違うので、この指定されるこども園給付の対象にはできないと。そして公立の保育所、幼稚園については、このこども園給付の対象にする。ある意味では指定を受けたものとするします。

そうすると国公立のいままでの幼稚園長協会は分断をされてしまいます。私立も、指定を受けない私立の幼稚園は1条学校として残ります。

それから指定を受けたこども園給付の対象になった幼稚園も、学校教育法の1条学校で残るでしょう。ですが、総合こども園(仮称)に移行してくる幼稚園があったとすれば、第1条の学校を捨ててこなければ、移行できません。もし法が成立すれば、法施行して総合こども園(仮称)は、現在の認可保育所がこの仕組みを高めていくステージに上がるということになります。

(本会は)保育施策検討特別委員会を去る2月16日に開催しました。(そこで協議されたこととして)まだまだ課題はたくさんあります。財源も2015年に税ベースで0.7兆円、これで十分かと言われれば、十分だとは言えないと思っています。ですがお金はこの分は見込むというふうの基本制度とりまとめの中にも書かれています。その内容等について(子ども・子育て会議(仮称)の場で)政策策定プロセスに参画できることをとりまとめにしっかりと入れていただきました。

課題はたくさんありますが、評価できることも多々あるのではないかとというのが、現在、全保協

の保育施策検討特別委員会を担当していて感じた思いでございます。

これから法案が3つ出されてくると橋本課長が話をされていました。先ほど課長からの話では来週の火曜日、2月28日に少子化社会対策会議が開かれて、今後「子ども・子育て支援法（仮称）」「総合こども園法（仮称）」「整備法（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（仮称）」に落とし込んでいく。この3月31日までに出されていくその法律の中身、条文の中身に、本当にその保育の実施義務のような責務というのが書かれているのかどうかも含めて、私たちは動いていかなければいけないのではないかと。それは課題としながら、そしてそれを高めていくというような方向でいま私たち全保協は向かっていかなければいけないのではないかとというふうに報告をさせていただきます。

残り、皆さんとの意見交換の時間をたくさんとりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

■進行

続いて意見交換に入りたいと思います。意見交換では先ほど佐藤副会長の報告では、対応経緯だけではなくWTの中身のお話もされましたが、その報告も踏まえ、今後に向けて必要な検討事項について意見を出していただきたいと思っております。

また、発言にあたっては県名とお名前を述べていただき、マイクを持ってまいりますので、マイクを通して発言していただきたいと思っております。

また、執行部に回答を求める発言は、その都度ではなく同様の発言をまとめたうえで、会長または副会長から発言をしていただくことにしております。

帰りの切符を手配している方もいらっしゃいますので、最終でも16時25分ぐらいでこれをまとめたいと思っております。

本日はまた意見を聴くほうに徹したいと思っておりますので、時間内に納まらない質問、全保協として独断で応えられない質問に対しては、預りとさせていただきます。後日回答をさせていただきます。

■中山哲夫協議員（島根県）

先ほど来いろいろな説明を受けるのですが、結局法律ができて、法律はできるのは結構なんですが、法律はそんな細かいことまで決めないので、われわれの経験として省令だとか、通知だとか、通達であとからどうにでも都合のいいように変えられるという、そういう恐れがあるということです。

それで、例えば幼稚園は選択の余地がある、われわれは選択の余地がない。総合こども園（仮称）にもう移行せざるをえない。そうするといま国がめざしている総合こども園（仮称）がそんなに素晴らしいものであるならば、別に選択の余地も出したっていいわけですよ。総合こども園（仮称）がそんなに素晴らしければ、誰も黙っていても総合こども園（仮称）のほうへ移っていく。しかし、強制的にその（移行）ようなことをしている。

それはどういうことかという、必ずしも素晴らしいものだとは思えない。そして私たちも確かにいまの国の財政事情などを見れば、そこまで我を通すというつもりはないんです。しかし、だめなものだめだとはっきり言ってもらえればいいですよ。「皆さん、今度総合こども園をつくるけれども、こういうデメリットもありますよ」と、「これだけ運営費が減りますよ」と、「しかし、それを何とか我慢してやってください」と言うのなら話は分かるんですが、夢のような話をぼんぼん出して分からないような複雑な説明の仕方に転化していったら、強制的にそちらだというのはね、何

かこれは裏があると思わざるをえません。

それで今日は意見を私一人がしゃべってもしょうがないので、島根県としては意見書を作ってまいりました。ここで読ませさせていただいて、会長にお渡しをいたしたいと思います。

意見書

島根県保育協議会の機関決定に基づき、下記事項について意見書を提出する。

記

- 一、子ども・子育て新システム基本 WT の最終とりまとめ案が提示される段に及んで、いまだに多岐・多項目にわたり全保協としての意見、要望を提出しなければならない現状を鑑みて今回の一連の取り組みについて早急に総括を行うこと
- 一、政府が導入しようとしている新年金制度により、社会保障と税の一体改革が混沌としている中、子ども・子育て新システムにかかわる恒久財源確保は極めて困難な状況にあると判断する。財源なき制度改革先行は断固阻止するため機を逸することなく万全の準備に着手すること
- 一、各論、瑣末事に囚われ改革の本筋を見間違ふことなく本制度改革に包含される抜本的制度改革につき今一度検証すること
- 一、必要に応じて施設職員、利用者等を含めた大衆運動、実力行動に移行する決意と覚悟を促す

平成 24 年 2 月 23 日

全国保育協議会

会長 小川 益丸 殿

島根県保育協議会

会長 中山 哲夫 (印)

以上であります。いまからお渡しをしたいと思います。(会長に手交)

■進行

ありがとうございました。それはお預かり致します。

■永野繁登協議員 (福岡市)

先ほど佐藤先生が 24 条に代わるそれに相応しい責務を市町村に課してほしい、そういう法制化をしていただきたいと要望されましたですね。それは間違いございませんか。

■佐藤秀樹副会長

私は要望するとは言っていない。

■永野繁登協議員（福岡市）

要望ではありませんか。いずれにいたしましても私は今回の新システムで、まず待機児ですが、社会福祉法人がいままでこの10年間ぐらいで30万人の待機児を解消したわけです。その社会福祉法人から待機児解消の能力というのをなくしてしまう。それが私はこの施設整備費補助の廃止、それから保育の質を最も悪化させるのが民改費（民間施設給与等改善費）の廃止、こういうものだろうと思っています。なぜこれを認めてきたか、私には分かりません。

まず、この今回の市町村の責務というのを5つぐらい書いてあります。これをもってどなたかが「公的責任は後退してない」とおっしゃいました。いつか聞いたことがある。で、その公的責任が後退してないのかどうか私は弁護士団とかいろいろな人に相談してまいりました。皆さんが一致しておっしゃるのが、私は意見書（別紙1）の子ども・子育て新システムに係る行政説明へ質問事項ならびにご意見等（別紙含む）について）の13ページに福岡市の意見を書いております。是非ご覧になってください。

この義務というのは、いま（児童福祉法）24条で「保育を実施する義務がある」と書いてあります。義務というのは、必ず権利と義務が対になってあるものだ。だから市町村が保育を実施する義務があったら、子どものほうはそれを受ける権利があるのだ。それほど強いものである。ただし、責務になったら、これは政策的な目標でしかない。権利を主張することができないんです。市町村はこれを実施しないからといって、何でしないかと権利を主張することはできないんですよ、責務というのは。

それは広辞林には「責務」といったら「責任と義務」とか、国語上ではそうですが、行政上はそういうことだと、全ての弁護士が言っています。これについては報告書をまた別の団体から出しますが。

で、そういう責務というのはもう単なる政策的な目標でしかないものをいくら法制化しても、これは意味がないんです、公的責任は後退するんですよ。ですから5つの責務は目標でしかないんです。そういうもとでいくら応諾義務を課してもできない。このことを全保協がどのように考えているか。

さらに、保育料の徴収は市町村が代わって強制徴収も検討すると書いてあります。これは最終的にどうなったのか私は知りません。しかし、債権を持っているのは指定事業者です。それを市町村が人の債権を代わって請求することはできないと、皆さん言われます。そのへんはどのようにお考えですか。

こういう欠陥だらけですよ、このシステムは。どうせこの問題は議論の場になったら、国会の場で追求されるんです。そのときに全保協はどのような考えを持っておられるかは、是非お聞きしたいと思います。

■渡邊正善協議員（山口県）

いま厚労省の課長が来られて話をされ、不透明なことがより一層はっきりいたしました。まず、この（児童福祉法）24条の件でございますが、しきりと「責務」や「全体的に下支え」などの言葉を多用し、これが子どもの権利保障を確実なものとしていくというのは、これは殆ど詐欺的な文脈

ではないかと。

このあいだ山口県でも正副会長会議をしました。で、24条の具体的権利というのは請求権ですね、保育を受ける、を消し去って、自治体の努力義務やもっともらしい「公正」というのを書いています。

全保協におきましても2011年の2月15日付の主張(2011.2.14「子ども・子育て新システムの検討状況と全保協の考え方」4頁)において、譲れない事項(5)で、「市町村の関与として保育契約の当事者に市町村を組み込むことを主張している。これは24条の保障に等しいところであるが、端的にそれを出すべきである」と、いつからこういうふうに文言が弱まってきたのかと。

これは以前、(内閣府の)規制改革会議でも言われたことですが、「24条には施設と利用者との契約がない。故に変える必要がある」と、こういうふうに言っているんですね。ところがこの24条というのは、次の39条の、「保育所は日々保護者の委託を受けて、・・・以下云々」で保育することを目的とすると。このことと合わせて考えなければいけないということ。そういうことは考えられておられたんですか。

責務とか、下支えをするとか、重層的にするとか、美辞麗句を並べておりますけども、はっきり言いますが、そういう言葉をわれわれは信じておりません。

それに付随しましてこの意見書の中に、北海道の方にもいろいろご協力いただいたんですが、日本地図にこのように反対意見や懸念や慎重その他と色分けしております。こんなにたくさんあれ(反対や懸念・慎重)があるんですよ。

山口県は、これは言いだす私(の県)が何もありませんが、山口県では県議会での全員一致というのが昔から慣例になっているので、山口県にも民主党の県議員がいるから、「まあ、これを刺激しても・・・」ということで議会の採択はしなかったのですが、自民党県議団それから公明党等につきましても、全面的に今の新システムについては反対であるという見解をいただいております。

■中西健氏(高木文善協議員代理/滋賀県)

2点程お聞かせいただければと思います。

1点目は、今回この文書の中に「利用定員」という言葉が出てまいりました。私どもは定員が何名という形ですが、いったいこの裏に隠されているものは何なのかお教えいただきたいのが1点目です。

もう1点目が、今後具体的な問題についてそれぞれ審議が行われる、議論されると思います。例えば開所時間は総合こども園(仮称)は、幼稚園が総合こども園(仮称)になって、いったい何時からやられるんだろう、何時までやるんだろうというようなことも分からないのですが、具体的にどのように審議がなされていくのか、そのへんにつきましてもお教えいただければありがたいと思います。

■松川和照協議員(横浜市)

今日お話をうかがって、ついに来るべきものが来たんだと、私は理解しているわけでございます。なぜならば、待機児童が全国で1位、2位を争うほど多い都市ですから。

ただ、一つ私どもは総合施設という観点からいきますと、幼稚園も包括するという、ここに落とし穴があるような気がします。

なぜかといいますと、先日日経新聞に、幼稚園に対して給食設備、人材、これをリースしますと、

それから保育士資格を持った職員を派遣しますという（ことが掲載されていました）、これはどんどんどんどん私どもの領域が崩されているんです。あっという間に児童の産業になってしまうんですよ。老人と同じように、「老人福祉」という言葉よりも「老人産業」と言われておりますが、これがもう現実に新聞に出まして、そしてこのことを検討しているところがかなりあるわけです。

そのように待機児童を解消するということが大変ありがたいことかもしれませんが、結果的に福祉的な要素が全部拭き去られてしまう可能性があるということに、私は大変疑念、奇異を感じているわけでございます。

そして恐らくそういう産業が、いわゆる「子ども産業」ですが、どんどんこれからこの都市に入りこんで来まして、そして姿を変えていくのかなということですが、でも、これは国の施策だからしょうがないかなと、私は戦うしかないなと思っております。

もう一つは、前にもちょっと申し上げましたが、国の制度は制度として私どもはこの組織をあげて戦えばそれでよろしいかと思っておりますが、しかし資格問題につきましては、これは個人の問題でございます。

なぜ私が資格問題に大変こだわっているかといいますと、私どものところで働いている職員、皆さん両面（保育士資格と幼稚園教諭）持っていらっしゃる方がいれば大変幸せだと思いますが、例えば4大を卒業しましても初期のころは保育士の資格しか持ってない卒業生が多くいます。そうしますと彼女達は4大で学び卒業したにもかかわらず、幼稚園教諭の免許を持ってない。あとからできた大学は経営的なことを考えて（両面の取得を）やっていますが、一番初めに4大に切り替えたところの卒業生達は本当に、これからいったい自分達はどうなるのだろうか、片や、同じ4大の卒業生で幼稚園免許を取れた卒業生は1級の免許です。こちらは保育士の資格だけと、そういう職員がいるんです。これを私たちは忘れてはならないと思います。

このことについて対応を、いまのうちに私たちはやっておかなければ、大変な損失を受けることになると思っております。是非皆さんで頑張ってくださいと思います。

また、園長資格についても、教育が優先ということになってきますと保育士の資格では園長にはなれない可能性があるということも含めて、今後全保協の役員の方々はしっかりと考えて対処していただきたいと思っております。

■剣持浩協議員（埼玉県）

いま横浜の方から出ていた記事というのは日経の2月15日の新聞ですね。JPホールディングス、ポピンズ、保育士を派遣するという。もう実際にこういう形で子どもたちの育ちを考えなければいけない。幼稚園もそうだし保育園もそうですが、将来の日本を背負っていく子どもたちにとって本当にいいのかどうかということが、いまもうその境目にきているという感じがします。

第1点目ですが、この子ども・子育て新システムが動きだすときに、最初に掲げた目的は、幼保一体化だったんです。幼保一体化というのは、お金の問題ではなくて日本の子どもたちを育てるための施設がいま2つに分かれているので、1つにしたいということが出発だったはずですが、ところが途中で幼稚園の（機関）補助（私学助成）は認めましょうということで、この間の協議員総会では問題になりました。つまり、幼保一体化という大きな流れをつくろうとしているときに、幼稚園はそのまま、保育園のあり方についてはいまだどうという提案が出されてきたかということ、先ほどの橋本課長がおっしゃったように総合こども園（仮称）と、こども園（仮称）と、それから地域（子育て）支援の様々な事業がいくつも出てきたと。この問題については、東京新聞の2月9日付の「こ

ども園制度複雑」という記事の中に既に出てきております。いままでこういう形では出てきていませんでした。

幼保一体化という流れをつくらうとしているときに、何でこんな複雑な形にせざるをえないのか。私たちは保育所をいま経営していますが、逆にこんどは保護者の立場にたったときに、保護者はどういうふうにすればいいのでしょうか。その違いは分かるのでしょうか

先ほど、青森の事例がありました。20名以下の保育園については認められていなかったが、それがこんどの制度の中で認められるようになっていくというお話がありました。いまの児童福祉法の中でも政令として変えようと思えば、子どもたちのためにどんどん変えながら豊かにする状況が、私は、児童福祉法 24 条の中にあると思っています。そこからの出発でものを見ないで、新しい制度の中に何かあるような幻想をふりまくこと自体が、複雑にしているのではないかと私は思います。

そういう意味では保育協議会の指導部の方々がもう少し目を開いて、本当にこの制度が子どもたちの幸せと、それからもう一つは職員の幸せですよ、職員が希望をもって勤め始めたのに、あまりにも給料が低く、保育士になりたいと思う人がいなくなっているという。保育士の希望を出しながらも、実態を見たときには、保育園にはもう勤めません、そういう学生達が増えてきているという。

このことが、新システムが動きだせば、おそらく細切れの保育になり、その態勢を穴埋めするためにパート化がどんどん進行していくというのは、もう分かりきったことです。保育を守っていく職員たちの処遇も含めてますますとんでもないことになっていくのではないかと、そういう不安を覚えます。

そういう意味では、いまここでどうするかということを保育協議会の指導部の方も含めて、もう一回きちっと検討していただきたいと思います。

■羽生悦朗協議員（鹿児島県）

いままで出ていない話をしたいんですが、このシステムを考えると私の記憶では2兆円ぐらい増えるということを最初は言われていたような気がします。それが最終的に0.7兆円とか1兆円とかいう話になりましたが、税と社会保障の一体改革の中で、その消費税の中から出すということが一番目に言っていますが、そのことは本当に良いのかどうかということを考えてほしいということです。

消費税でしか、もしわれわれの運営ができないとしたら、これから最低基準があがると、その度に消費税を上げてもらわなければわれわれにその財源がまわってこないということではないかと、大変心配をしております。そんなことを本当に国民が認めるのでしょうか。

確固とした財源として、0.7兆円がくると喜んでいらっしゃるみたいですが、そのことはそういうことを含めていろいろな問題があるんだということを考えていただきたいと思います。

■平沢茂協議員（北九州市）

いろいろお話しうかがっていて、執行部の方々は大変だなあと、そんなふうに思っています。と同時に大変乱暴な言い方をさせていただきますが、この意見交換会の通知がきたときに、何をいまさらというそういう感じが正直したのです。

それはなぜかという、この前も申し上げたのですが保協の執行部の方々は、9月5日の協議員総会のときに、賛成多数をもって動いた、そういう出発点があったらと思うと思います。

しかし、その後様々な、このようなWTあるいはいろいろな報告書を見たときに、今日のような意見はあの時点では出なかったように思うんです。そして乱暴な言い方というのはこの次のことなのですが、今日は意見交換の場ですから総会ではありませんから、ですから賛否を問うことはできないのですが、でもやはりその後の経過を見聞きして協議員の方が、あのとき 50 人の賛成があった、8 人の反対があった、17 人の保留があった、そういうことの中でいまこうして歩んできたときに、「やはりこれはちょっと考え直さないといかんぞ」と、まさにそういう意見が多く出てきているのではないかと、そんなふうに思います。

でもなお、いや、あの時点のことは変わらないぞとおっしゃられるのか、いや、やはり私たちは、意見ですが、これに対してはどうしても反対せざるをえないという、そういう意見をお持ちであるとしたら、是非そのことを聴いていただきたいと思います。

そして、もちろんそんな意見はないぞと言われればそれまでですが、でも、私の思いの中ではあの 9 月 5 日の時点よりも、「ノー」と言いだしている方がもっと増えているのではないかと、そんな気がするのです。誤っていたらお詫びを申し上げますが、その点も確かめていただけたらありがたいと思います。

■小川益丸会長

たくさんご意見をいただきまして、本当をいえば保育課長に答えていただくべきことのような事項も何点かあったように思いますが、私が答えるその域を超えている課題もあったように思います。私が組織としてどのように考えるかということについてはお話ができるだろうと思います。

今日のこういう意見交換会というのは、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」がまとめ、そのことについていくつか出されておりましたが懸念されること、あるいはもう少し分からないこと、また、ご意見の中にもありましたが法案となるものと、そしてそれ以外に政省令となっていくもの、あるいは通知となっていくもの、多様にあると思っております。

これから私たちが検討しなければならない、また、皆さま方のお知恵をお借りしていかなければならないものは、そういった政省令・通知等に落されていくものを今後どうやって主張をしていくかと（ということです）。

大筋においては、いま 24 条関係の大きな問題も含まれておりますが、これから私たちが本当に細かなことについて時間をとっていくことをしなければならない、それは多くの皆さま方が不安に思っておられることでしょうし、ここはもっとこういう方向にもっていくべきではないかといったようなことについて、これから私たちも保育課長の行政説明のときのご質問等も踏まえて考えていかなければならないと、まず思っております。

そういう意味で私たちはこれまでの歩みとして今日ここに至っておりますので、基本制度とりまとめの中から、いままだ見えていないもの、まだこれから検討として残されているもの、法律以外に書き落されるもの、そのことについてはしっかり遺漏のない意見を私たちは主張し続けなければならないということを、まず一点思っております。

そして永野先生から、また他の先生からも 24 条の関係について、その関連もございました、私は厚生省の行政者ではありませんので、私がどう考えるかということで永野先生にお許しをいただきたいというふうに思います。

たしかに先生からご提出いただいた「義務」と「責務」、ご説明のとおりだと思います。義務の対局には権利が発生するというのも、そのとおりだと思いますし、責務について、抽象的な責務に

については、ほとんどこれは道義的責任者、社会的責任を負うにすぎない。例えば男女共同参画等で盛られている公が行う抽象的な責務については、まったく法的なものはないというふうに言われております。

その中で特にここに掲げられているような5つの責務でございます。先ほど保育課長から（資料の）88ページで（新システムにおける市町村の権限および責務と児童福祉法第24条の改正について）説明されました、こういったことによって権利保障を確実なものにしていく、これを担保とするという説明がありました。このように責務について具体的に細かくなっているものは、これは法律の訴訟の対象になるというような考えもあります。

そのことについては、一つひとつ子どもの家庭の状況において給付の保障、事業の実施等については、これは認定であるとか様々なことをしなければならないという具体的な規定が落されていますし、事業の提供とか確実な利用の支援といったようなことも市町村計画の項目の中でこうしなければならないといったようなことが出されています。しかも計画的な提供体制の確保、基盤整備ということも、市町村事業計画の中で明確にしなければならないといったようなことも具体的に示していると思います。

これだけこの「責務」という言葉の中で具体的になされているということについては、また逆に法律の訴訟の対象にもなるというような判断もうかがっております。ですからこれからの問題として、できるだけ今後は法律なり、政省令等に落されるものについて、具体的な記載を私たちは求めていかなければならないと。

先ほど保育課長の説明にありました（資料の）88ページは（子ども・子育て新システムについての）説明資料で（新システムにおける市町村の権限および責務と児童福祉法第24条の改正について）ありますが、やはり法案の根底を成すものの一つの趣旨だと思います。そういうものは今後裁判によって闘うときには、これは重要な根拠になると、とらえる方もいらっしゃると思います。

ですからこれは公が出して、その趣旨によって説明したもので、権利保障であると。そうするとそれぞれの5つ項目、関連する関与についても、逆にみな利益を受ける人の権利が犯されるというようにとらえる方もいらっしゃると思います。そういうことであれば、これから政省令等に落されるときも、できるだけ具体的な書き方をしてもらおうような、私たちはその努力をしていかなければならないと思います。

また、現在の児童福祉法24条を問題として、昭和22年に（児童福祉法が）成立して今日まで24条を基本とした訴訟が38件判例ではあるようです。これから、もっともこの利用される方々にこれが権利になるんだということを、これから利用される方々や地域社会に言っていくという、そういう責務もまた、われわれにかけられているのだと、私たちの責任としてやっていかなければならないことかと思っております。

また、先ほどの費用徴収の件で強制徴収という件がございました。今日の説明資料にはその項目は載っておりませんが、1月31日の基本制度WTの説明資料には「利用負担の強制徴収について」ということが載っております。

「現行制度において保育契約は市町村と保護者の契約であり、保育料は市町村のもつ公債権である。このため保育料を確実に徴収することができるよう、保育料の未納が発生した場合は市町村による強制徴収を行うことができる旨、法定されている」と、「新システムにおいて、保育契約が保護者と事業者の契約となるため、法的な性格は変化する。しかしながら、新システムにおける指定事業者は法に基づいて行政による指定を受け、法により応諾義務を課されているのであり、利用者負

担当が確実に支払われることが法的に担保されることが必要であること自体はまったく変わらない。保育は介護保険などとは異なり、実際に施設において給付・事業を受けるのは、自ら意思表示・選択することができない児童であるという特性を有する。また、新システムにおいて市町村による強制徴収が行えない仕組みとした場合は、公立保育所では引き続き市町村の公債権であるにもかかわらず、滞納処分を行うことができなくなる。このことから新システムにおいても、改正後の児童福祉法 24 条に規定された市町村の責務も踏まえ、利用者負担の支払に関して確実な支払を担保する仕組みを設けることについて、さらに検討する」ということですので、このことについて政省令に落されると。そのときにはやはり私たちはしっかりと主張して、明確な形をとらなければならないと思っております。

これがまた「子ども・子育て会議（仮称）」で必ず議論にあがってくると思っております。ですから「子ども・子育て会議（仮称）」、われわれは必ず構成員として位置づけるということ、言質をとらせていただいたんですね。

ですから、ここまできてもなおかつたくさん検討が残っているので、その中では私たちはまた皆様のご意見をお聴きして、しっかりとその場で述べていけるようにしなければならないと思っております。

また、0.7 兆円の話も出てまいりましたが、これは税と社会保障の一体改革の中で一応 0.7 兆円というふうに限定的な書き方がしてあります、工程表の中では、2015 年度からは、その他の財源を含めて 1 兆円超という表現だったかと思えます。

これは今日の説明資料の 96 ページに、今後の財源の伸び（現物給付の年次推移）がそこにあります。例えば 22 年度をベースにしますと保育所は 1 兆 4,200 億円。これはもちろん国と地方自治体がだしているものと利用料を含めたものです。そして多様な保育に 1,000 億。地域子育て拠点支援に 300 億、一時預りに 100 億で合計 1 兆 5,600 億円。

これは現行のものだけでありますが、ここにありますように量的拡充でありますので、いままで示されている 4,000 億円分のものがここにさらに膨れあがってくるわけです。

従いまして、残りの 6,000 億円の内、1,000 億円は子育て支援とか社会的養護の関係、放課後児童クラブ関係に使うということですから、5,000 億円が上乘せされるというふうに私は理解をしております。

これも決して十分とはいえませんが、その中でいまそれぞれご意見をいただいた従事者の処遇の改善等についても、私たちは求めていかなければならないと思っております。

今日の本文（基本制度とりまとめ）の最後の方に掲げられた事項（6 恒久財源の確保）がござります。資料の 64 ページにある恒久財源の確保にある主な内容については中間とりまとめ（案）を示された時には記載されていませんでした。中間とりまとめに、きちんと記載していただきたいと、強く主張しました。保育実践の現場で矛盾を抱えて一番苦勞しているのはここであると。今日は保育課長からも 8 時間、11 時間問題の発言がありました。このようなことを、私たちはこの際できるかぎり改善をしたいということを願っています。ですからこれ（主な内容）が中間とりまとめに記載され、その結果、最終的なとりまとめにも反映されたことで、財源を質の部分でどのような確保してくるかということの担保が、私たちはできたというふうに思っております。

もちろんこの中でどういう順序付けをしていけばいいのかということについては、また皆さんと意見を交換しながらつくっていかねばならないことだと思っております。

資格問題についても、これから保育教諭という名称になりますが、たしか昭和 45 年以前は片免

しか取れなかったと思います。幼稚園なら幼稚園教諭、保育所なら保育士資格。それ以降両免が取れるような養成課程になったというふうに聞いております。

ですからそれ以前に（保育所に）入られた方は片免しかない。それはあと残った資格免許については、自力で頑張っていらっしゃる。ですがこれは移行期間の中に、できるだけ取得できるような形を考えているということでもありますので、それを信じて、それを形にしていくように私たちはこれから意見を主張していきたいと思います。

人材確保についても、これは市町村の段階では非常に難しいので、都道府県の段階で人材確保と資質向上の責務というものを都道府県の計画の中に記載していただきました。従いまして、人材確保が十分にできない、そしてその質の確保ができないということは、都道府県の責任があるんだということが残りました。

また、そういう中でもまだまだ十分ではございません。虐待等の応諾義務の関係がいろいろ書かれております。本文（基本制度とりまとめ）にも出されております。また、指定の基準あるいは指定に関する指導・監督といったようなところで、おそらくそういうもの（応諾義務）に関して正当な理由がない場合には、かなりの指導をなされるだろうと思います。これは市町村がそういう役割をもつわけでありますので、われわれも組織として市町村と非常に近い関係をもっておりますから、そのことは私たちが述べていかなければならないだろうと思いますし、同時にそのことは市町村の新システム計画にも載せられることでもありますので、そのことは監視をしていかなければなりません。

また、私たち自身としても組織としての自浄能力も発揮をしていく必要があると思います。応諾義務と優先順位に関する記載の中で正当な理由について、「その他特別な事情がある場合」という項目があります。これも「その他特別な事情」というのはどういうものなのか、これからの通知等が出される場所で具体的にしていかなければならない。そのことの主張を私たちはしていかなければならないと思っております。また、先生方の意見を出していただいた中で私たちが気がつくことがたくさんございました。

それから、都道府県・指定都市のたくさんの議会が反対議決を行っているということ、保育課長が少しそこに触れられましたが、いちおう自治体として知事会、そして市長会、町村会、それぞれの方がこの基本制度 WT に参画されて、その中で県も市町村も全てこのまとめに納得をしたという形になっております。そしてこの「子ども・子育て新システムに関する都道府県・指定都市議会の意見について」というものがネットでも載っております。

そこではどういう点にその疑問を持っているのか、財源が明確にならないかぎり、いま進めるべきではないとか、あるいは早急に進めるべきではないとか、そういうことがありまして全面的にこれが反対だと、書かれていることが全て反対だという表現をしているところは多くはないと、そういう理解ができますが、多様なニュアンスの違いでいろんな表現の仕方を、まだ財源がともなわない以上スタートすべきではないと、それはわれわれもそのように主張していたところでもありますので、そういうところもたくさんございますし、そういう意味合いのものもございまして。様々な意見の整理の仕方がなされていると思っております。

そしてその他もたくさん（意見を）いただいたと思いますが、私も短い中で全てお答えできるということには能力の限界もございまして。残されているものは、これから細かなことは調整し、また意見を出してよりいいものにしていかなければならないということ、私たちとしては思っているということでございます。

今日ご意見をいただいて東峰先生からも、この配当に関するものの率について、たしかに先生がおっしゃるような形の中で福祉・医療機構のほうで大きな保育所の利息分の平均値とか、あるいは小さな保育園の平均値とか、あるいは学校法人がもっているそういった平均値、どこを私たちは求めるべきか、これからはそういうことを細かく「子ども・子育て会議（仮称）」の中で述べていかなければならないと思っております。それも気づかせていただいたところでございますので、そういうことも含めて今日多くの方々の意見を賜って、また私たちは整理をしていきたいと、そのように思っております。

十分なお答えにはおそらくなっていると思いますが、それは私の能力を超えるところがたくさんございましたので整理をできないという点もございましたが、方向性だけご理解いただければというふうに思います。

■進行

いま会長のほうから回答がされたのですが、まだまだ皆さん方にとって明確な回答になっていないこともあると思いますが、今日のこの意見交換会は記録もちゃんと取っておりますので、あとは後日話し合いをしながら回答していきたいと思っております。

■永野繁登協議員（福岡市）

福岡市の意見に対して非常によく勉強していただいたことを感謝いたします。いま会長はその権利保障の法制化によって責務を補充するんだと、そういうことをおっしゃいましたね。であるならば、まず訊きたい、一つ、この基盤整備ですね、市町村が基盤整備する、いまは基盤整備しなければいけない義務があるんですね。これはどのような形で要求されるんですか。基盤整備は市町村が全部立てるんですか。どういうふうな要求をされるか具体的にお答えいただきたいと思います。

それから人材派遣、都道府県にいろいろ検討させるとおっしゃいましたが、いま起こっている人材派遣の問題は全国的に苦しいんです。というのは大きな企業が100人とかそういう単位で募集しています。それも7月ぐらいに。そういう募集の仕方なので、私どもが12月過ぎて1人や2人募集しても、もう学校は当てにならないんです。

ですからそういう問題はこのシステムの問題じゃないですか。それを都道府県で検討させても仕方がない。この2つについてお訊きたい。いまどのように補充するかということは、まだまだ私は続けるつもりですから勉強してください。よろしくお願いします。

■小川益丸会長

人材派遣ということについて私は述べませんでした。申し訳ございません。

ただ、人材確保については、都道府県において責務をもつようにということが記載されておりますので、現在でも先生がおっしゃいましたように本当に人材確保が非常に難しい。年度途中で新たな保育士さんに入っていたらこうと思っても、本当に難しいですね。困難です。いまはその責任がどこにあるかというのは殆ど書いてありません。われわれが求めていくしかない。ですからこんどは都道府県の新システム計画に、人材確保については都道府県のほうに記載されたと思うんです。人材の確保、資質の向上という項目を都道府県が挙げておりますし、そういうことを私たちは艇にしていかなければならないと思っております。

基盤整備については、この保育の場合は百パーセントのものを求めると思います。待機児童等が

発生しないということは、需要に対する百パーセントの基盤整備を求めるということになるんだろうと思います。百パーセントでなかったら待機児童が発生するということになると思います。

ですからその基盤整備の仕方については、その市町村によってそれぞれのやり方があるのだろうと。それは指定であってもいいということになっております。

ただし、今日の説明によりますと、いままで認可を持っているところは認可が前提で、そのうえでこういう事業をやりますと事業給付を受けるうえでの指定をわれわれは手を挙げていくわけでありまして。まったく認可がないところについては、幼稚園ベース、総合こども園（仮称）、保育所は認可の上にとって事業指定を受ける訳であり、まず、認可が前提です。指定基準をクリアすれば指定されるという形になっているということでした。今日の保育課長の話に。そしてそういうところについては、公定価格もその基準に応じて差をつけるという話がありました。

それにしても基盤整備は市町村において、どういう形でやられるのか、そのことは組織は組織として、地方の組織は組織として、できるだけ質が保てるような基盤整備を求めていくという余地は私たちには残されているのだろうと。十分なお答えになってないかと思いますが。

■平沢茂協議員（北九州市）

さっきから「意見、意見」と言っていますが、私は、どんなにしてもこの 24 条が変えられるということに対して、基本的にノーと言いつけているのです。

ただ、お話をうかがいながら（資料の）86 ページですね、配置職員のところがありました。そこに園長、保育教諭（仮称）とありますが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員というふうに出ています。総合こども園（仮称）と名のつく学校になるんだろうと思いますが、そのときに、これはこの制度の WT に出られた先生にお答えいただいたらと思いますが、このような人材を必置という形で確保せよといわれたときに、何かお話があったのでしょうか。

実は私は老人ホームを経営していましたが、そのときにお医者さんをお願いするのが大変なことなんですね。同じようにしてこれは必置ということですから囑託にしても何にしても、なされたことに対しては責任をもつていただかなければならないということになるだろうと思います。保育園の場合はそれぞれにお医者さんをもち、薬剤師をもち、いろいろと関係をもっていっしょにするんですけど、これがその学校医ということになったときに、どのようなこととして受け止められたかお話をうかがいたいと思います。

■小川益丸会長

いまの件についてはですね、いまも保育園は保育園医とか、あるいは歯科園医、そういったものがあります。そしてそれは囑託の形をなしておりますよね。（総合こども園（仮称）においても）殆どその形だというような説明を受けました。現在保育園がやっている保育園医、保育園歯科医、そういうものがイメージされていると私たちは聞いております。

■平沢茂協議員（北九州市）

それぞれの担当医、薬剤師にしてもそうですが、そういう人たちに対してみんな委嘱するのか、それぞれ違いますよね。違いますがそれぞれのお医者さんに対して、それぞれの薬剤師に対して、それぞれの歯科医に対して、委嘱をするのか、あるいは先ほどおっしゃられたように園医としての委嘱というのか、そのあたりが（伺いたい。）

■小川益丸会長

いまは園医とか歯科医とかいうことで委嘱してお願いをしていますよね。非常勤職員扱いとして年に何回か来ていただくとか、それは園によって違いますけども。そういう形でいいということなんのだそうです。現状の保育所が行っているような形そのまま構いませんと。そのままのものをイメージしていると。

現に幼稚園もそういう形で動いているということでもありますので。そのように説明を受けたと思っております。

■佐藤秀樹副会長

総合こども園（仮称）、幼保一体化の施設については、現行の幼稚園の設置基準と保育所の設備および運営に関する基準で定められている職員を合わせてもつということです。例えば保育所では、保育士、嘱託医、調理員、この3つしかないわけです。その意味では施設長がしっかりと位置づけられてないというのが保育所です。

幼稚園では園長の他、専任の主管教諭、指導教諭または教諭を置くことになっています。また学校保健安全法で学校内科医、学校歯科医、学校薬剤師を置くことになっています。保育教諭は保育士資格と幼稚園教諭の免許の保持者を総合こども園（仮称）に位置づけたということです。

そして保育所の嘱託医は学校内科医と学校歯科医に、当てはめただけです。学校薬剤師も同じ位置づけであると説明を受けた記憶があります。

■平沢茂協議員（北九州市）

嘱託をお願いしたら、その手当が必要ですよ。

■佐藤秀樹副会長

当然人の配置には、一定の基準に基づき運営費が積算されます。しかし、内科医等個別の単価設定がされるわけではありませんので、これまでと変わらないと理解しているのではないかと思います。

■ 國友龍協議員(熊本県)

私は提案を申し上げたいと思います。幼稚園は私学助成金が残った。私学助成金が残るなら全保協は反対だということで、2 か月間ぐらい動きました。今日はそれの方針を変えるためにやられたかなと、ちょっと勘ぐっておりますが。

幼稚園がそのまま残る。要するに幼稚園の建学の精神は残って、私たちの保育の理念はぶった切られたという形でこのまま進んでしまうのは非常に、先ほども言いましたけれども残念であると。

ならば、これは今里前保育課長にも1年半ぐらい前をお願いしたんですが、私たちも選択制にしてくれと。要するに保育園として残れるような、先ほど島根の先生も言われましたが、いい制度なら、残った人もすぐ移るんですよ。だから第6類型といいますが、幼稚園もそのまま残る、そしてこども園があって、保育園もそのまま残る、3歳未満児と以上児で切ることなく。そういうような全面的に挙手（で採決）を取っていろいろ意見もありました。いま（採決を）取ると多くなつてもかもしれませんが、そういうことではいかん。国もいろいろありましようから。

それならば方針を、保育園もそのまま残せ、幼稚園も残るならこっちは残せ、という展開（をすること）はできないかと、ちょっと思っておりますが。そういう運動方針はできませんかね。希望ですが。

■渡辺正善協議員(山口県)

このあいだ幼稚園の園長に聞きましたら、新システムになると、様子見だそうですね。どれだけ苦しんでいるか様子を見ると。それを見て、総合こども園（仮称）にいくかどうかを決めるという。

先だって前の文科大臣と会合をもつ機会がありいろいろ意見交換しましたが、（前文科大臣が）おっしゃるのには、一体化というのは将来的には必要かもわからんと。そういうことを考えてもいいかもわからんと。ただ、いまのように一体化有りきという前提でやること自体に問題はあると。

要するに早く親をつくれと言われるんです。親、要するに子ども家庭省(仮称)なら子ども家庭省というものをきちんとつくって、そのうえで、はっきり言っている今の制度はどんな立派な文言が書いてあっても、理念もなければ哲学もないじゃないですか。格調の低い。そして将来の子どもの最善の利益と言いながら、先に一体化有りき、あとから理屈はつけましよう。理屈と公約はどこでもくつつくわけですから、そんなこと訳はないんですが。とにかく理念なきこの新システムと断言してもいいと思います。

それから会長、副会長もお忙しいのだろうと思います。この制度について有能な弁護士をつけられたらどうですか。私はこう思う、ああ思うではなく、きちんと法制的にこれはどうなんだと。どういうふうに解釈すべきなのかと。それが将来に禍根を残さないというリスクを少なくするという面にもなるのではないかと。

相手は官僚ですから、そうしたものについては長けていると思いますが、やはり全保協としても有能な弁護士をつけて、そして知恵を拝借するというのを是非提案したいと思いますし、私は非常にこのいまの制度は熊本の先生がおっしゃいましたように、私も反対に近い危惧をしております。以上でございます。

■進行

貴重な意見をありがとうございました。

■渡辺恭子協議員(福島県)

私は公立保育所の者です。この制度が公立保育所にとってどういうものになるのか、まったく私も見えない状態で来ております。そういう中でいま一番、市町村の役割、私たちの親会社は市町村です、市町村の役割はいろいろ出されています。その市町村の役割という部分の上に立つのが国です。国がしっかり、例えば「あなたの町に1億円出します。この1億円をしっかりとどういうふうに使われているのか、そこを精査してくださいね」と市町村に言うならいいです。でも、一般財源化ということで80%ぐらいの負担交付金が減ってしまったという現実があります。

そういう中で市町村、市町村というような言葉がすごく出てきて、私は懸念します。子どもは国の宝であれば、子どもの部分をしっかりと国が責任を負うということがまず一つなのかなと思います。

公立保育所の部分で若干言わせていただければ、いろいろな希望を出したときに、「あなたたちの賃金が保育料に入っていますよ」というようなことをちょっと言われたときがあって、たしかに私

たちの賃金は高いと思います。でも、低いほうに合わせるんでしょうか。高いほうに合わせるように国にお願いしてください。「大学の先生よりも大変な仕事をしていますね」って簡単に言われます。でも、賃金はそれに合っていますか。私はそこを主張したいと思います。もっともっと国がしっかり果たすことを私たちは見ていかなければ、この制度はとても怖いものであるのではないかというふうに思いました。公立保育所として、すみません、力んでしまいました。お願い致します。

■ 進行

いろいろのご意見が出ておりますし、また、今日は反対の意見ということも明確にされている方もおります。今日はいろいろのご意見も出ていますが、この新システムに対して言っておきたいというのがありましたら挙手をしていただきたい。

■ 横山槇子協議員(宮崎県)

一応九州は反対でしたけれども、私の保育園にて、宮崎みたいな田舎の保育園に、宮崎市内の大きな不動産会社から、社会福祉法人の運営権ごとの施設譲渡をお考えの方はいないでしょうか（という文書がきました）。売ってくださいという意味ですね、社会福祉法人を。運営権ごと売ってくださいと。宮崎みたいなほんとに小さな町でも、もう市場が動いているんだなという危機感をもちましたので、ひとこと言わせていただきます。

法人の先生方、先ほど松川先生が言われましたように、いつまでも親族経営でいいのかということと言われましたけれども、もう市場は法人権を買い漁っているという噂は聞いております。もう少し危機感をもってみんな考えていただきたいと思います。

■ 進行

まだまだ積み残したことが厚労省のほうでもたくさんございますので、まだ意見をしっかりと行っていく必要があると思っておりますし、今日のこのご意見を執行部また常任協議員会に諮って、後日また皆さん方にご回答をしていきたいと思っております。

■ 小川益丸会長

ひと言だけ付け加えさせていただきます。公立保育所の方が力をこめて言っておられましたが、このシステムに関して包括交付金が出てきて、そして地方分が出てきて、そして一般財源が並びであるわけですが、今度はこの一般財源を用途が明確になるように明らかにする仕組みをつくるということをおっしゃっています。

ですからこれだけの一般財源があるにもかかわらずこんな使い方しているのはどうしてなんだということが言える中身になっておりますので、そのことは「子ども・子育て会議（仮称）」市町村のものであるとか、そしてそれを明らかにしなさいというわれわれの主張ができるような仕組みになっております。それは非常に重要なものが出てきたと。ですから何もかも市町村が一般財源で公立はこれだけだと、ここは我慢しろということは、今度は許されないという仕組みにするということを書いてあります。

今日の説明資料にはございませんが、本文の 43 ページにそういう（費用の）用途実績と事業の点検評価を分かりやすい仕組みにするということですので、今後はそのことについて主張できるということが担保できております。それはわれわれの力量でどのようにしていくかということだと思

います。

また、たしかに、山口の先生がおっしゃいましたように法律の専門家ということ、非常に建設的な案だと思います。全保協の組織としてもそういう方向ができればいいなど、今後の検討として考えさせていただきたいと思いますが、今日私が述べたことは一応法律家にきちんと確認をしながら、それを前提として話をさせていただいたということだけのご理解をいただいております。

今後のことは明確に組織としてこういう法律家を位置づけることについては、また私たちが前向きに検討していくことかなということをご頂戴しました。

総合こども園（仮称）、幼稚園といろいろありますが、他の施設のことですから私たちは大まかには言えませんが、このシステムは幼稚園というのは厳しいというふうに認識しております。保育料、公定価格が一緒になってきますので、非常に厳しい状況。そして私学助成の大半は機関補助から外されていってしまいました。残っているものについても見直しをされると。

ただ、このシステムの枠に入らないものは佐藤副会長が先ほど言いましたように、これは別個の形ですので、それは自由にやってくださいというだけのものです。

この総合こども園（仮称）になるとこのあいだもテレビで報道されていましたが、本当に待機児童がいるところは保活をしなければならないと。保育所探しに大変だということをおっしゃっていました。

こういうことが総合こども園（仮称）になれば、いろんな立場の親御さんたちが利用できる、職がなくなってもそのまま利用できる、そういう状況のメリットもまた利用者側にとってはあるわけがあります。

新しい教育基本法の中でこの学校教育と児童福祉が一緒にされるということは、違った2つのものが1つになるということで、ある意味イノベーションだというふうに言われております。

この理念なきという言葉はたくさん出ましたけれども、私たちはこれからそういう質の高い学校教育・保育の中で、理念がないところはわれわれがその中で児童福祉法第2条にあるものをベースにして、なおかつ、イノベーションできるような子どもたちを育てていかなければならない。それはまた私たちに課せられている責務と課題でもあるというふうに受けとめていきたいと思っております。

今日はたくさんご意見をいただきました。また、整理をしていきたいと思っております。

なお、今後の対応といたしましては、基本制度とりまとめに対しまして総合的な評価とともに課題事項を整理し、これをもって国における「子ども・子育て会議（仮称）」等をはじめとする「子ども・子育て新システム」に関する検討の場に継続して参画し、全国保育協議会として譲れない事項について明確に意見を述べ続ける対応を図ってまいりたいと思っております。

また、本日たくさんのご意見をいただきまして、また検討しなければならない意見もたくさんいただきました。そういった内容もふまえて全保協内に設置されている委員会・常任協議員会等での検討も参考にしながら、意見を発するべき事項を整理してまいりますとともに、会員保育所へ向けて情報を整理して周知を進めることも合わせて行ってまいりたいと思っております。

なお、今後の対応について全保協、保育士会では、「子ども・子育て新システム」の制度における私学助成の存続について反対の陳情実施をこれまでもいたしました。その成果はあったというふうに思っております。「子ども・子育て新システム」に関する検討の場に参画し、全国保育協議会として譲れない事項について明確に意見を述べ続ける対応を図っていくということも同じでございます。

今後起こりうる事項に対しましては、この執行部である常任協議員会での協議で確認をしつつ、

状況に応じた対応を図ってまいりたいと思いますし、また、今日のようにより多くの意見をうかがって、前に進めというときにはそのような手順をふませていただきたいと思いますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。どうもありがとうございました。

■進行

これもちまして閉会をいたします。最後までご協力、ありがとうございました。

(終)

*意見交換会時の質疑未回答部分について、以降、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課と確認が得られた事項

【質問1】利用定員について

「基本制度とりまとめ」の中の、「7 こども園給付（仮称）の創設」について、「(2)指定基準」として国が定める基準の中に「従うべき基準」として「施設が利用定員を定めること」と記されているが、なぜこのような書きぶりになっているのか。

また、これまで（現行の施行令等において）「入所定員」という書きぶりであったものが「利用定員」との表記に変更された理由は何か。

〔保育課からの回答〕

○例えば、第19回基本制度ワーキングチーム時（平成24年1月20日）の資料では「利用定員」と記されていたが、その点について全国知事会等からの照会を受け、いっそう意味を明確化するために「基本制度とりまとめ」においては「施設が利用定員を定めること」と記したところ。

○これは、現行制度において社会福祉法人等が保育所の設置認可に係る申請を行う際に、法人（施設）として定員を何名にするかを決めて申請するという手続きの考え方と同様のもの。

○「利用定員」については、従来は保育所に入所する、という表現になっていたことから「入所定員」としていたが、新システムにおいては、保育所以外にも総合こども園、幼稚園、指定のみこども園がこども園給付の対象となり、保育の必要性の認定を受けてこれらの施設を利用することから「利用定員」としたところ。（その意味するところは変わらない）

○なお、介護保険制度、障害者自立支援制度においても利用定員としているほか、児童福祉法においても、障害児通所支援については、利用定員という表現を用いている。（児童福祉法第25条の5の18第3項）

【質問2】

総合こども園（仮称）の開所時間といった具体的な問題については、今後いつどのように審議が行われていくのか。

〔保育課からの回答〕

○総合こども園の開所時間等の設備・運営に当たっての具体的な基準については、現行の幼保連携型認定こども園における基準を基礎として、総合こども園法が成立した後、税・社会保障一体改革に基づき恒久財源を得つつ、子ども・子育て新システムの施行までの間に、「子ども・子育て会議」等により議論をしていくこととなる。